

昭和四十八年六月十五日

四日市市議会议定例会會議録（第一号）

四日市市議会议

○ 議 事 日 程 第一号

昭和四十八年六月十五日(金)

午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名につきて
- 第二 会期の決定につきて
- 第三 報告第五号 専決処分につきて
- 第四 報告第六号 専決処分につきて
- 第五 報告第七号 専決処分につきて
- 第六 報告第八号 昭和四十七年度四日市市繰越明許費につきて
- 第七 報告第九号 昭和四十七年度四日市市事故繰越しにつきて
- 第八 報告第一〇号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計予算の繰越につきて
- 第九 報告第一一号 財団法人四日市市開発公社の経営状況につきて
- 第一〇 議案第六八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案説明
- 第一一 議案第六九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につきて……………
- 第一二 議案第七〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正につきて……………
- 第一三 議案第七一号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきて……………

第一四	議案第	七二号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	議案説明
第一五	議案第	七三号	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………	〃
第一六	議案第	七四号	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について……………	〃
第一七	議案第	七五号	昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………	〃
第一八	議案第	七六号	四日市市立保育所条例の一部改正について……………	〃
第一九	議案第	七七号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第二〇	議案第	七八号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第二一	議案第	七九号	四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について……………	〃
第二二	議案第	八〇号	四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について……………	〃
第二三	議案第	八一号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について……………	〃
第二四	議案第	八二号	四日市市立図書館設置条例の一部改正について……………	〃
第二五	議案第	八三号	四日市市火災予防条例の全部改正について……………	〃
第二六	議案第	八四号	土地の取得について……………	〃
第二七	議案第	八五号	字の区域の変更について……………	〃
第二八	議案第	八六号	市道路線の認定について……………	〃
第二九	議案第	八七号	市道路線の一部廃止について……………	〃

第三〇	議案第	八八号	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第三一	議案第	八九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三二	議案第	九〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三三	議案第	九一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三四	議案第	九二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三五	議案第	九三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三六	議案第	九四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三七	議案第	九五号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三八	議案第	九六号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三九	議案第	九七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四〇	議案第	九八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四一	議案第	九九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四二	議案第	一〇〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四三	議案第	一〇一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四四	議案第	一〇二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四五	議案第	一〇三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四六	議案第	一〇四号	工事請負契約の締結について……………	〃

第四七	議案第一〇五号	工事請負契約の締結につして	議案説明
第四八	議案第一〇六号	工事請負契約の締結につして	〃
第四九	議案第一〇七号	工事請負契約の締結につして	〃
第五〇	議案第一〇八号	工事請負契約の締結につして	〃
第五一	議案第一〇九号	工事請負契約の締結につして	〃
第五二	議案第一一〇号	工事請負契約の締結につして	〃
第五三	議案第一一一号	四日市市税条例の一部改正につして	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	一	会議録署名議員の指名につして
日程第二	二	会期の決定につして
日程第三	三	報告第一 五号 専決処分につして
日程第四	四	報告第二 六号 専決処分につして
日程第五	五	報告第三 七号 専決処分につして
日程第六	六	報告第四 八号 昭和四十七年度四日市市繰越明許費につして
日程第七	七	報告第五 九号 昭和四十七年度四日市市事故繰越しにつして
日程第八	八	報告第六 一〇号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計予算の繰越につして

日程第九	九	報告第七 一一号 財団法人四日市市開発公社の経営状況につして
日程第一〇	一〇	議案第一 六八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第一一	一一	議案第二 六九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に關する条例の一部改正につして
日程第一二	一二	議案第三 七〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正につして
日程第一三	一三	議案第四 七一号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に關する条例の一部改正につして
日程第一四	一四	議案第五 七二号 四日市市職員給与条例の一部改正につして
日程第一五	一五	議案第六 七三号 四日市市職員の旅費に關する条例の一部改正につして
日程第一六	一六	議案第七 七四号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正につして
日程第一七	一七	議案第八 七五号 昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に關する条例の制定につして
日程第一八	一八	議案第九 七六号 四日市市立保育所条例の一部改正につして
日程第一九	一九	議案第十 七七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につして
日程第二〇	二〇	議案第十一 七八号 四日市市民ホール条例の一部改正につして
日程第二一	二一	議案第十二 七九号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正につして
日程第二二	二二	議案第十三 八〇号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正につして
日程第二三	二三	議案第十四 八一号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正につして

- 日程第二四 議案第 八二号 四日市市立図書館設置条例の一部改正について
- 日程第二五 議案第 八三号 四日市市火災予防条例の全部改正について
- 日程第二六 議案第 八四号 土地の取得について
- 日程第二七 議案第 八五号 字の区域の変更について
- 日程第二八 議案第 八六号 市道路線の認定について
- 日程第二九 議案第 八七号 市道路線の一部廃止について
- 日程第三〇 議案第 八八号 工事請負契約の締結について
- 日程第三一 議案第 八九号 工事請負契約の締結について
- 日程第三二 議案第 九〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第三三 議案第 九一号 工事請負契約の締結について
- 日程第三四 議案第 九二号 工事請負契約の締結について
- 日程第三五 議案第 九三号 工事請負契約の締結について
- 日程第三六 議案第 九四号 工事請負契約の締結について
- 日程第三七 議案第 九五号 工事請負契約の締結について
- 日程第三八 議案第 九六号 工事請負契約の締結について
- 日程第三九 議案第 九七号 工事請負契約の締結について
- 日程第四〇 議案第 九八号 工事請負契約の締結について
- 日程第四一 議案第 九九号 工事請負契約の締結について
- 日程第四二 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第四三 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
- 日程第四四 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
- 日程第四五 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
- 日程第四六 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
- 日程第四七 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
- 日程第四八 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 日程第四九 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 日程第五〇 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
- 日程第五一 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 日程第五二 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第五三 議案第一一一号 四日市市税条例の一部改正について

○出席議員(四十二名)

青 山 峯 男 君
 天 春 文 雄 君

松 增 藤 福 日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 高 高
 島 山 井 田 比 川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 橋 井
 良 英 泰 香 義 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 力 三
 一 一 郎 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 三 夫
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

志 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 伊 小 荒
 積 藤 藤 林 林 川 覇 野 村 川 島 田 藤 藤 藤 井 木
 政 藤 寛 博 哲 也 四 武 久 信 太 金 道 武
 一 郎 治 次 夫 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 郎 一 夫 治
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員(二名)

○議事説明のため出席した者

田	小	吉	山	山	山	安	六
中	林	垣	本	中	口	垣	平
政	喜	照		忠	信		豊
一	夫	男	勝	一	生	勇	司
君	君	君	君	君	君	君	君

税	総	市	収	助	市
務	務	長	入	役	長
部	部	公	役		
長	長	室			
		長			
杉	阿	三	庄	加	岩
本	南	輪	司	藤	野
	輝	喜	良	寛	見
治	彦	代	一	嗣	齊
芳	君	司	君	君	君
君	君	君	君	君	君

副	建	下	土	環	福	福	産
収	設	水	木	境	祉	祉	業
入	部	道	部	部	次	部	部
役	長	部	長	長	長	長	長
		長					
伊	滝	美	杉	園	佐	谷	荒
藤		濃	本	浦	々	沢	木
		部	本	和	木	文	三
凉	伝	博	義	己	晃	男	郎
一	之	美	広	己	精	君	君
君	助	君	君	君	君	君	君
君	君	君	君	君	君	君	君

次	教	教
長	育	育
	員	員
	長	長
山	市	龍
北	川	池
	一	清
彰	郎	真
君	君	君

病
院
事
務
長
村
山
了
君

次	水
長	道
	事
	業
	管
	理
	者
天	平
野	井
助	清
春	三
君	君

消 防 長 倉 谷 徳 助 君
 次 長 菊 地 英 也 君

○出席事務局職員

事務局 長 鷺 野 正 和 君
 議事課 長 川 村 得 二 君
 議事係 長 板 崎 大 之 丞 君
 主 事 補 西 口 大 之 丞 君
 事務試 補 川 北 悟 司 君

午後二時四分開会

○議長（山口信生君） ただいまから昭和四十八年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願っています。

出席要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写のとおりであります。

永年勤続議員表彰状並びに感謝状伝達の件

○議長（山口信生君） 会議に先立ちまして、去る五月三十一日、東京都において開催されました第四十九回全国市議会議長会定期総会におきまして、山中忠一君が二十年以上の勤続議員として、また、

岩田 久雄君 喜多野 等君
 訓覇 也男君 小林 喜夫君 坪井 妙子君
 野崎 貞芳君 増山 英一君 安垣 勇君

以上の九君が十年以上の勤続議員として表彰され、さらに、服部昌弘君が、全国市議会議長会理事としての功績に対して感謝状を受けられましたので、ただいまから、表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

〔被表彰者議場中央に進む〕

○議長（山口信生君）

表彰状

四日市 山中忠一殿

あなたは、市議会議員として、二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第四十九回定期総会にあたり、本会表彰規程により特別表彰を行い、記念品を贈呈して、これを表彰いたします。

昭和四十八年五月三十一日

全国市議会議長会会長

横浜市議会議長 町田善太郎

(拍手)

表彰状

四日市 岩田久雄殿

あなたは、市議會議員として十年、市政の振興につとめられ、その功績特に著しいものがありますので、第四十九回定期総会にあたり、本会表彰規程により記念品を贈呈して、これを表彰いたします。

昭和四十八年五月三十一日

全国市議會議長会会長

横浜市議會議長 町田善太郎

(拍手)

以下同文でございます。

大島武雄殿

(拍手)

喜多野 等殿

(拍手)

訓覇也男殿

(拍手)

坪井妙子殿

(拍手)

野崎貞芳殿

(拍手)

増山英一殿

(拍手)

安垣 勇殿

(拍手)

感謝状

四日市 服部昌弘殿

あなたは、全国市議會議長会理事として会議運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされ、その功績はまことに著しいものがありますので、第四十九回定期総会にあたり、深甚なる感謝の意を表します。

昭和四十八年五月三十一日

全国市議會議長会会長

札幌市議會議長 松宮利市

(拍手)

○議長(山口信生君) これより会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長(山口信生君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において青山峯男君及び坪井妙子君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長(山口信生君) 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月二十二日までの八日間といたしたいと思いますが、これにて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口信生君) と異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は八日間と決定いたしました。

日程第三 報告第五号専決処分について、なご

日程第五 報告第七号専決処分について

○議長(山口信生君) 次に、日程第三 報告第五号専決処分について、なご日程第五 報告第七号専決処分につ

てを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩野見齊君)登壇〕

○市長(岩野見齊君) ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第五号は、昭和四十七年度一般会計予算におきまして、笹川東小学校用地取得費に対する小中学校施設特別整備費補助金、並びに同和对策事業資金、都市計画事業資金等に対する融資額が、年度末に至り増額決定を見ましたのと、特別とん譲与税の増収がありましたので、これにより、笹川東小学校の用地譲受費の一部を日本住宅公団との契約により繰り上げて償還するための経費と、公共下水道特別会計における市債等、特定財源の決定に伴う同会計への繰出金を追加するとともに、市債の追加割り当て相当額を財政調整基金に積み立てるよう、歳入歳出予算の補正を専決処分により行ったものであります。

報告第六号は、昭和四十七年度基金特別会計予算の補正でありまして、報告第五号に関連した一般会計からの繰入金及び預金利息収入の増額分を財政調整基金に積み立てるよう専決処分したものであります。

報告第七号、昭和四十七年度公共下水道特別会計の補正は、下水道建設事業資金債等特定財源の決定に伴う財源不足額を一般会計繰入金により補てんするため、歳入予算の補正を専決処分したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜わりますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら三件については、これを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、これら三件については、これを承認することに決しました。

日程第六 報告第八号昭和四十七年度四日市市緑越明許費について、なし

日程第九 報告第十一号財団法人四日市市開発公社の経営状況について

○議長（山口信生君） 次に、日程第六、報告第八号昭和四十七年度四日市市緑越明許費について、ないし日程第九、

報告第十一号財団法人四日市市開発公社の経営状況についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第八号は、昭和四十七年度一般会計予算及び公共下水道特別会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、

一般会計予算においては、同対策集会所新築工事費一千九十五万円を、また公共下水道特別会計では、川島排水区下水管渠布設工事費四千四百六十二万四千円を繰り越したもので、いずれも次年度に繰り越しを予定されるものとして、去る三月定例会においてご決議をいただいたものであります。

報告第九号は、昭和四十七年度一般会計予算及び西浦土地区画整理事業特別会計予算における事故繰り越し繰越計算書でありまして、一般会計予算では、笹川保育園新築事業追加工事のほか十六件で六千六百八十八千四百五円と、西浦土地区画整理事業特別会計予算では、家屋等移転補償費ほか一件で、三百二十二万三千円を繰り越したものであります。

これらの事業は、いずれも昭和四十七年度中に事業を完了する予定でありましたが、昨年末以来の木材、セメント等建設資材の不足、その他各種の事情により年度内に完成せず、やむを得ず四十八年度に繰り越したものであります。報告第十号は、昭和四十七年度水道事業会計予算のうち、同年度末までに支払い義務の生じなかった員弁取水関連送水管布設工事等、第三期拡張事業費六千八百四十四万四千円を四十八年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

報告第十一号は、財団法人四日市市開発公社の経営状況についての関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づいて提出するものであります。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 雨池ポンプ場調査設計委託料、あるいは塩浜都市下水道事業計画変更等申請書作成業務委託料、この面について明許繰り越しの報告が出るわけですけれども、その理由の中に、説明の中に、県とその検討協議に日時を要した、あるいは工場排水の処理等について検討協議に日時を要したということでございますけれども、その辺の事情を具体的にご説明いただきたいと思ひます。

ご承知のとおり、雨池、塩浜、いずれもこの都市下水道、公共下水道の早期整備という問題が、常時浸水地解消という面からも叫ばれておるわけでございます。市民の切望している問題でございますが、こういうものに日時を要しているという問題、せっかく予算をつけながら繰り越しをせなきゃならないという問題について、市民の納得できる経過、その理由を説明していただきたいと思ひます。

それから、笹川保育園の新築事業と関連いたしましたして、いま建設されているわけですけれども、まわりの地理的条件から見まして、あの笹川保育園だけがたいへんくぼ地になっているわけでございます。なぜにあんなくぼ地にしておかなければならなかったのか、その点の説明もお願いを申し上げます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） ご質問にお答えを申し上げます。

雨池の都市下水道につきましては、県の放流の問題につきまして、ご承知かと存じますが、現在市が管理しております雨池のポンプ場には、千八百ミリのポンプが二台ございます。それが大井の川へ放流をされておりますが、その

大井の川の放流先に、県が設置いたしました高潮対策の樋門がございます。その樋門の左岸のところに県の管理のポンプがございます。これらの水量の差が幾分ありまして、県のほうでこれに対する考え方が、われわれと幾ぶん違っております。

県のほうといたしましては、直接この樋門を越えて海のほうへ放流するようにと、こういうような非常にきびしいお考えが出てまいります。これでいきますと、相当の高額な費用を要しますし、技術上の問題も非常に苦しくなっておりますので、そういう問題について県と十分協議をしておつたと、極力公費の節減ということをはかつて、県の意向に対して、われわれが技術上の交渉をしておつたというので、おくれた理由でございます。

それからなお、中央クリークの調査費につきましては、公害防止対策事業としてご承知のように認定されまして、四十八年度から具体的に実施の費用ができてまいりました。

前年度におきまして、調査の結果、ポンプ場の位置を県と具体的に協議を持ちかねましたが、ご承知のように、ポンプの増量する敷地の問題で難航いたしました。でき得れば、長い将来の問題を考えまして、はっきりとしたいい場所を選定したいということから、県と技術上の協議として保留されておつたわけでございますが、この問題につきましても、最近、ご承知のように、急速に解決いたしましたして、一応調査費は繰り越しをいたしましたことが、事業そのものには支障のないように進めていきたいと思ひますので、ご了承賜りたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 笹川保育園のお尋ねに対してお答えを申し上げます。

ご承知のように、私、四月の辞令をいただいて、福祉部長を拝命いたしました。すでにその時点におきましては、本工事の委託譲渡の契約もでき上がっておりますので、この点につきましては、議会ですてにご承知のとおりだと思います。

ただ敷地の問題につきましては、要するに、当時その地域の住宅の問題等から関連する措置児童の問題等から、強くご要請を受けて、公団との折衝のうえ、その位置を指定されたものだと考えます。

現在の敷地については、あくまでも笹川団地の造成上の問題でありまして、今後その地域の環境その他につきましては、十分配慮してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 雨池も塩浜の場合にも、常時浸水地域でたいへん困っておるところでございます。そしてまた、そこには、企業とのかかわりにおきまして、いろいろな問題もあるところでございます。県とあるいは関係方面との協議に時間がかかるというような、かかったというような、理由にならない理由でそういう工事がおくれしていく、あるいは事業が進まないという事態は、とうてい容認できないと思うわけでございます。

今後、そういう点のないように、ひとつ善処を強く要望したいと思います。

笹川の問題につきましては、すでに永久建築物が建設されております。ああいう穴になったところが、かわいい子供たちに決していい条件だと思いません。

立地上の問題なんかについて、十分今後の善処を要望したいと思います。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これら四件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第十 議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第五十三 議案第百十一号四日市市税条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十、議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第五十三、議案第百十一号四日市市税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第六十八号昭和四十八年度一般会計補正予算第一号案は、債務負担行為の補正でありまして、まず朝明都市下水路事業につきましては、前年度において、債務負担行為として中流部区間の管渠工事とポンプの増設を施行するよう配慮したのとありますが、前提となります水路用地の先行買収が難渋し、管渠工事の着手が本年度に持ち越しのやむなきに至りましたので、ここにあらためて債務負担行為をお願いし、この地域における排水問題の早期解決をはか

りたいと存じます。

次に、笹川東小学校の建設事業は、日本住宅公団資金を活用し、前年度において第一期校舎の建設を行い、本年四月開校の運びとなったのでありますが、引き続き第二期校舎の建設についてこのほど同公団と話し合いがまとまりましたので、この施設の譲り受けに要する費用について債務負担行為をお願いするものであります。

議案第六十九号及び議案第七十号は、いずれも昨年十二月の定例会において新町設定のご決議をいただきました桜台本町について、四月十一日から効力を生じることとなりましたので、農業委員会委員の選挙区及び出張所の所管区域について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十一号及び議案第七十二号は、さきに国民の祝日に関する法律の一部が改正され、国民の祝日が日曜日に当たたる場合の休日を月曜日に繰り下げられることとなりましたので、本市職員勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例における休日、並びに給与条例において、職員に支給する休日給の規定を改正しようとするものであります。

議案第七十三号職員の旅費に関する条例の一部改正案は、去る四月二十六日国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国家公務員等の旅費にかかる日当及び宿泊料並びに移転旅費が改定されたことに伴い本市においてもこれに準じ、これらの額を改定するとともに、五等級職の職員に対して支給する鉄道賃等の種類を三、四等級職と同一の基準によるものとする等の改正をお願いするものであります。

議案第七十四号職員退職手当支給条例の一部改正案は、去る五月十七日、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員等に支給する退職手当の算定方法が改正されたことに伴い、本市においてもこれに準拠して、二十年以上勤続した者で、みずからの都合によらず、傷病もしくは死亡により退職した者、または整理退職

により退職した者にかかる退職手当の支給率を、現行規定の率に二〇％加算して支給するよう改正しようとするものであります。

議案第七十五号は、本市職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案でありまして、給与条例において期末手当の支給率を定めておりますが、諸般の事情を勘案のうえ、増額分として、基本給月額額の百分の十六に一律五千円を加えた額、ただし、その合計額が一万二千円に満たないものについては一万二千円を、在職期間及び勤務成績に応じて支給しようとするものであります。

議案第七十六号保育所条例の一部改正案は、笹川団地内に新設する笹川保育園について八月一日から開園することを用意し、その位置及び名称を定めようとするものであります。

議案第七十七号国民健康保険条例の一部改正案は、さきに地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、保険料の減額対象世帯の範囲を拡大するよう、本市国民健康保険運営協議会の答申を得ましたので、その趣旨を尊重し、所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十八号から議案第八十一号までは、いずれもさきの国民の祝日の繰り下げ措置に関連する規定の整備でありまして、市民ホールの使用料、中央緑地運動施設使用料及び霞ヶ浦緑地運動施設使用料にかかる休日料金適用日の規定、並びに地方御売市場業務条例における休業日の規定を改正しようとするものであります。

議案第八十二号市立図書館条例の一部改正案は、近く完成いたします新図書館の開館に先立ち、位置の変更等について所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十三号火災予防条例の全部改正案は、さきに消防法施行令その他の関係法令が改正され、市の条例による

規制対象施設の追加並びに基準の改正が行われましたので、同条例準則に従って規定の整備をしようとするものがあります。

議案第八十四号土地の取得につきましては、本年度の公営住宅建設用地として、三重団地内に一万二千平方メートルの土地を市開発公社から取得しようとするもので、所在は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第八十五号は、株式会社大都リッチランドが住宅団地の造成を行っております大字松本地内の土地について、大字松本字建正山に編入するよう、さきの三月定例会においてご決議をいただきましたが、字北松本の一部をこれに追加する必要が生じたので、新たに字の区域の変更をお願いするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第八十六号市道路線の認定案は、尾平町地内上畑土地改良事業区域において完成した道路を新たに市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第八十七号市道路線の一部廃止案は、黄金町地内における市道の一部について、四日市機械金属工業団地の駐車場用地等との交換に供するため廃止し、塩浜柳町地内における保育所建設用地内に介在する道路の一部を廃止しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第八十八号は、三重出張所、公民館新設工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額四千八十万円をもって、市内南起町一番五号 株式会社高木組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第八十九号から議案第九十一号までは、いずれも福祉施設の建築工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、市立乳児保育所新築工事は、金額五千百万円をもって市内西浦二丁目四番二〇号 暁建設株式会社に、市立南塩浜保育園改築工事については、金額四千九百万円をもって市内小浜町三番地の一 株式会社第一工務店に、市立老人福祉センター新築工事については、金額七千八百万円をもって市内大字羽津乙九三五番地の五 株式会社久志本組に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十二号は、四日市競輪場走路改修工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額五千八百四十万円をもって、名古屋市中種区千種通一丁目二九番地 日本舗道株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十三号は、七ツ屋大池線馳出跨線橋架設下部工工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額九千五百万円をもって名古屋市中区丸の内一丁目一六番二二号 清水建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十四号から議案第九十六号までは、いずれも公共下水道日永終末処理場建設事業にかかる工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、土木工事については金額一億二千万円をもって、建築工事については金額一億八千四百万円をもって、名古屋市中区栄一丁目一五番一号 フジタ工業株式会社名古屋支店に落札決定し、機械設備工事については、金額二億一千万円をもって市内大治田三丁目三番四八号、三菱化工機株式会社四日市営業出張所に決定いたしましたので、これら各業者との間に、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十七号及び議案第九十八号は、いずれも公共下水道常磐ポンプ場建設にかかる工事請負契約締結案であり

まして、指名競争入札に付した結果、千四百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額六千六百五十万円をもって名古屋市中区錦二丁目二〇番二〇号 株式会社西島製作所名古屋営業所に、雨水沈砂池機械設備工事については、金額九千三百十八万円をもって名古屋市中村区花車町一丁目五五番地 前沢工業株式会社名古屋営業所に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第九十九号は、朝明都市下水路の幹線水路第一工区築造工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額一億六百万円をもって、名古屋市中区栄四丁目三番二六号 三井建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第一百号から議案第三百号までは、いずれも三重団地公営住宅新築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、第一工区については、金額四千四百四十万円をもって市内富田二丁目九番二〇号 早川組早川房吉に、第二工区については、金額五千十五万円をもって市内羽津中二丁目二番七号 丸藤建設株式会社に、第三工区については、金額三千九十万円をもって市内北浜田町一丁目二番二二号 日野建設株式会社に、第四工区については、金額一億七千五百万円をもって名古屋市中村区堀内町三丁目七番地 大成ブレハブ株式会社中部支社に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第四百号から議案第九号までは、いずれも市立小、中学校の校舍建設工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、富田小学校改築工事については、金額八千五百三十九万円をもって市内大治田一丁目四番四七号 角田建築株式会社に、垣浜小学校改築工事については、金額七千万円をもって市内浜旭町一番地 合資会社伊藤組に、川島小学校改築工事については、金額九千二百六十万円をもって市内稲葉町一番二七号 中日本建設

株式会社に、下野小学校改築工事については、金額五千五百四十万円をもって三重郡川越町南福崎二九四番地 松岡建設株式会社に、常磐中学校新築工事については、金額五千六百万円をもって市内浜田町六番六号 株式会社小林組に、山手中学校増築工事については、金額七千二百九十万円をもって市内羽津中二丁目二番七号 丸藤建設株式会社に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に、それぞれ工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第一百十号は、南消防庁舎改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額五千万円をもって市内大字塩浜二六〇二番地 株式会社河北組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第一百十一号市税条例の一部改正案は、さきに地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産税における住宅用地にかかる課税標準の軽減、市街化区域農地の宅地並み課税の暫定措置期間の延長等について所要の改正をするとともに、同一の者が市内において五千平方メートル以上の土地を保有し、または取得した場合に課する特別土地保有税を新設するために、必要な規定を追加しようとするものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。
議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
今回は、来る六月十八日、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十二分散会

昭和四十八年六月十八日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十八年六月十八日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十一名)

青 天 荒 小 伊 伊 伊 岩 大 小
山 春 木 井 藤 藤 藤 田 島 川
峯 文 武 道 金 太 信 久 武 四
男 雄 治 夫 一 郎 一 郎 雄 郎
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員(三名)

松日田 吉山山山安六増藤福早服長橋
 島比中 垣本中口垣平山井田川部川本
 良義政 照 忠信 豊英泰香正昌鐸増
 一平一 男勝一生勇司一郎史夫弘元蔵
 君君君 君君君君君君君君君君君君君

橋野生中出坪高高志後後小小小粉訓喜川
 本崎川島井井橋井積藤藤林林林川霸野村
 建貞平隆 妙力三政藤寛喜博哲 也
 治芳蔵平博子三夫一郎治夫次夫茂男等潔
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

なお、議事説明者のうち、建設部長は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 本日の議事は、一般質問であります。これより、一般質問を行います。

お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告があります。それでは、順次発言を許します。
橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 三つの項目につきまして質問いたします。

まず最初の項は、公害被害者の救済補償問題についてでございます。

去る六月六日夜以来、ただいま現在まで、商工会議所内で公害患者の皆さん方のすわり込みが続いております。発作が起きて急遽医者、自宅にかけ込む人、子どもの患者を自宅においてすわり込んでいる母親など、患者及びその家族の人々が、すでに徹夜十二日間すわり込んでいること自体、きわめて重大な社会問題であると思えます。なぜこのような事態が発生したのか。直接的には、六日夜の交渉で、交渉ルールを相談中に企業側、財団準備委員の五名の人々が、トイレに行く、十分間休憩と言って席を立ったことに端を発し、今日までなんらの交渉ルールが確立しておられないことでもあります。本質的にいって、公害被害者に対する発生源である企業の態度、姿勢に対しての不信であり、それに対する抗議であると、私は思いますし、また、市及び県の地方自治体が、はたして住民、被害者の立場に立ってくれるのかどうか。その態度をしかと見きわめたいという気持ちですわり込んでおられるのであると、私は思いま

す。今日までの複雑な経緯及びこれに関連する問題につきましては、問題の解決後客観的に判断することにいたしまして、本日もたたいまの時点におきます問題解決の焦点は何かということにしばって質問しますので、積極的、具体的に、真に住民本位の立場に立った所信と対策を述べていただくことを、切に希望いたします。

その前提としまして、今日現在の焦点について、状況を検討してみたいと思えます。六月十四日の午後の予備交渉に、県副知事、市は助役、患者の会弁護団、十三名で予備交渉が行われました。そのとき、患者の皆さん側から提示されました、市、県及び患者側との合意事項につきまして、

第一点としましては、患者の救済制度を充足させるにあたっては、患者の意見を十分聞き、合意に達するよう、企業代表が継続的に交渉に応じなければならないこと。

第二点、そのため、患者側と企業代表との同時にやった交渉ルールを現段階で設定し、早急に交渉に入る必要があること。

第三点は、その交渉において弁護団は、患者の意見をかわって話しをし、患者は、代理人、弁護士により専門知識と交渉能力を補うことができる。以上の三点が前段であります。

後段としまして、具体的提案として、救済制度の内容検討のため、患者、弁護団代表三十名と交渉のテーブルにつくこと。その交渉の第一回は、四十八年六月十八日午後七時、四日市市役所内の会議室とするということを提示したわけであります。この予備交渉には、加藤助役が出席しておられます。協議の結果は、前段の部分につきましては、市及び県はほぼ了解されまして、表現や後段の部分について県、市が協議をしたうえ、企業に対してこの趣旨の文書通告をするということを約束されたと聞いております。そうして、六月十四日付で田川亮三三重県知事、岩野見齊四日市市長の連名におきまして、四日市公害対策協力財団設立準備委員会委員長九鬼紋十郎氏あてに文書で次の三点に

ついでに申し入れがあったわけであり。念のために要点を申し上げたいと思います。

第一点は、患者の救済制度を発足させるにあたっては、患者の意見を十分聞くよう準備委員会の企業代表が話し合いに応ずること。

第二点、そのため、患者の会と準備委員会の企業代表との話し合いのルールを設定し、早急に話し合いに入る必要があること。

第三点はその話し合いにおいて、弁護士は患者の意見をかわって話し、患者の専門知識等を補うことができること。その趣旨を了として、患者の会との話し合いをもたれるよう要請する。可及的すみやかに文書により回答をされたい。以上の点が、知事、市長名で企業側に提示されました全文でございます。この知事、市長名で出されました提示内容と、企業側の回答がこの問題解決のきわめて大きなかぎであると、私は思います。患者の皆さんは、この市長、知事連名による要請に対して企業が率直に応じ、事態の早期解決に臨むことを心から願っておられると、私は思います。

そこで、市長に質問を申し上げたいと思います。私は、十四日付市長、知事の連名で出されました企業あての要請については一定の評価をしつつ、交渉ルールの早期実現を願う立場から、市長の所信をお尋ねするわけであり。

第一点としまして、患者側との合意に達した内容を盛り込んだこの要請文を企業に出されたということは、市長として、市民、住民の立場に立って、患者の側に立って問題の早期解決に努力しておられる姿勢として受けとめたいと、私は思います。しかし、市民及び患者の皆さんの中に、また市の職員幹部の間にあります疑念を明らかにするという意味におきまして、六月六日夜以降十一日朝まで、市長をはじめ主要幹部不在の問題について、その責任とその真意についてどのようにお考えですか、まずお尋ねします。それとともに、救済問題解決の交渉に臨む基本的立場として、企業と患者の中間に立つ、いわゆる仲介者としての立場で臨まれるかどうかと。今日の段階に立って、その基本姿勢

をまず最初にお尋ねします。

以上が、第一点でございます。

第二点としまして、時間の問題となっております準備委員会側の回答に対して、市長、県がどのような態度をとられるのか、どのような対策をとられようと考えておられますかお尋ねします。準備委員会側の回答に、二つ可能性があるとあります。一つの可能性は、市長、知事の要請を受け入れられる場合と、もう一つの可能性は、市長、知事の要請に対して拒否回答がある場合であります。後者の場合は、企業側は、患者、住民及び市、県の地方自治体を相手にして、世論にそむき、まさに米本判決を尊重するという仮面をみずからはぎ取り、加害者の正体をより鮮明にすることにすると、私は思います。企業側は、常に社会的責任をとると言っておりますが、まさに反社会的態度と言わざるを得ないと、私は思います。

次に、第三点でございます。救済の内容についてありますが、そもそもの出発は、四日市公害裁判判決後の八月二日知事名で出された、二十九社に対する公害防止に関する指示第五項には、公害防止対策協力財団に対する協力のうかがいがあります。そもそもこれが出発であります。そうして準備委員会は、県、市のご指導によって何回かの改定を加えてきたとっております。そうして五月十八日患者の会にその内容を説明しまして、二十二日設立の申請を県に行ったわけがあります。これに対して県は四月二十日に本田環境部長は、患者の了解がなければ財団設立を許可しないと発言されました。六月十一日の三重県議会の公害対策特別委員会におきまして田川知事も、この点は県の方針であるということを再度確認されております。患者の側は、四日市公害被害者に対する汚染企業による共同の救済に関する提案として、代案を準備しておられるわけがあります。

そこで質問であります。救済内容について磯津並みという指導がなされておると聞いておりますが、準備委員会

に示された、いわゆる企業側が言っております。市の具体的指導というものは、この準備委員会が発表した内容に当たりますか。患者の皆さんは、この内容についても大きな不満をもっておられます。現在、患者の意見を十分聞くという立場で内容について改善することについて、市長はお考えを持っておられますか。尋ねたいします。

以上が第一項目であります。

第二項目は、公害防止五カ年計画及び大井の川の河口、四日市港の水銀汚染と、その対策についてであります。

四日市公害裁判判決後、五十年を過ぎず四日市地域公害防止五カ年計画は、一年間短縮して四十九年度末を目標に、現在総括規制等が進んでおるわけでありまして、去る十四日中央公害対策審議会は、防止計画部会を開きまして、四日市市などの第一次公害防止計画を修正して、本年度からは新五カ年計画として再発足させる方針を決定したと聞いております。

具体的な案として環境庁は、四日市、水島地区は工業規模を現状に凍結する。新規立地を認めない、発生規制を抜本的に強めるという方針を打ち出したと報じられております。これに先立ちまして三重県は、判決後五十四社に新增設計書の提出を求めまして、二十三工場六十一施設の提出がありまして、本年三月、電力、石油精製、石油化学、大手化学、大手窯業、紡績工場の生産設備の新增設を認めないという原則をきめたいと、例外規定として、第三コンビナートの年産三十万トンエチレン関連施設等を含めまして、七社十六施設を認めたいとあります。そこでお尋ねしますが、現状を凍結するという中央公害対策審議会の方針と、七社十六施設を認めたいという三重県の方針との関連について、市はどのようなお考えでしょうかお尋ねします。

次に水銀の問題であります。水俣病のおそろしさは、ここで申すまでもないと思っております。四日市港及び大井の川の河口内にあります水銀対策は、今日、きわめて重要な課題になっておると思っております。伊勢湾での水俣病が絶対に発生しないという保障があるかどうかと、率直に言って、現状では安心することはできないと言ったほうが正確であると思っております。大井の川の河口で、四十五年九月、一一四PPMありました。最近の調査では、五八PPMあったと聞いております。現在硫化水銀の形になっておりますが、何らかのきっかけでこれが酸化水銀となり魚介類にも影響を与え、それが口を通じて人体に影響を及ぼすという危険は多分にあるわけでありまして、この水銀を扱っております工場が、四日市三菱 Monsanto 化成、第三コンビナートの東洋曹達であります。Monsanto 化成では、一カ月に百五十キログラム水銀を補充している、東洋曹達では、四百キログラムの水銀を補充していると製品一トン当たり百グラムの水銀を補充するというのがたてまえであるのであります。現場では、水銀マスクをつけて作業をしておられます。Monsanto 化成の原さんという方は、水銀中毒のために労災の適用を受けられたわけでありまして、Monsanto 化成では、四十五年一月から水銀を除去して、コンクリート詰めにして場内に野積みしてあるそうであります。それ以前におきましては、ほとんど大井の川に水銀が流されておったということを経験されておられるわけでありまして、六月十四日の水銀など汚染対策会議では、水銀電解法をやめさせるということを決定したとも聞いております。お尋ねしたいと思っておりますが、第三水俣病の発生を聞きまして、このような事態に何らかの対策を講じるために方針をお持ちですか。また、水銀電解法を禁止させる等、未然に水銀汚染を防ぐような具体策を立てるべきではないかと、私は考えます。この点につきましてのご回答をお願いします。

第三項、乱開発とその対策の問題であります。

今日四日市には、常時浸水地域がたくさんあります。環境の破壊、自然破壊、そうして中小河川のはんらん等、主要な原因がこの乱開発にあるといっても過言ではないと思っております。市には、昭和四十七年四月一日告示されました傾

斜地における土木工事の規制に関する指導要綱というのがございます。この内容は、着工五十日前までに市長あてに協議書を提出し、関係者の同意を必要とし、被害補償を行わなくちゃならない、土砂流出の防止対策を講じなくてはならないということが要綱に盛り込まれております。

私は、二つの具体的な事例を申し上げたいと思います。一つは、四郷地区で四十八年一月中旬から六万立米の土砂が、大協石油の稲葉町工場の東側に運ばれております。しかし、今日現在この協議書の提出は出されておられません。また内部地区におきましては、市が管理する五トンの重畳制限をした橋があります。その向こうにも、二トンの重畳制限をした橋があります。毎日十数トンのダンブカーがこの上を通っております。ほこり、振動、騒音、通学路の安全は保障されておられません。やっとこの十五日に、朝の七時から夕方七時まで、市の職員の方が出ましてこの規制をやりました。初めてだそうであります。

この道路沿いに大型車の車庫をつくりたいという申請をしましたところ、二トン、五トンの重畳制限があるために車庫証明を発行できない、不許可になったということも聞いております。一方では不許可にし、一方では通行を許しておるといふ。そうしてこのために、この地域の河川がはらんしまして、数十年来一べんも水づかりがなかった地域が、床上すれすれの浸水がここ二、三年間に起きております。これは、わずかに二つの具体例であります。全市に、至るところにあることは事実であります。

第二点について質問します。第一点は、要綱ができましたからどれほどの協議書が提出されましたか、どのような指導がされておりますか。また、要綱に従わず土砂採取、運搬しておるのはどれほどキャッチしておられますか。また、その対策はどのように考えてみえますか。第二点は、この所管が土木部に新設されました、維持課と聞いております。維持課には、市民要求が殺到しております。わずか十年そこそこの担当課員で、このようなきわめて重要な要

綱による指導がはたしてできるかどうか、どのようにお考えですか。

以上、三項につきまして質問させていただきます。どうか要点を得た、簡潔な答弁をお願いします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

六月十四日以来の予備交渉以来、県、市は立ち会い人としてできるだけ努力をしてきたつもりでございます。六月六日夜紛争の発生いたしました時点におきまして、当事者が席をはずしたという問題につきましては、私は、この紛争を解決するためには、冷静にかつそれに専念する必要があるためにために席をはずしたということは、私はやむを得ない措置であったと考えております。患者側の要望並びに企業の意見と、こういったものを承りまして、市といたしましては、企業側に対しての準備委員会に対して、至急六月六日の時点に返って会談を再開するようという勧告と要望を発しておるんですが、これにつきましては、十分患者の会の意見も理解して要請を発しておるわけでございます。この回答は、なるべく早くこちらにするようという督促もいたしておるんですが、まだこの回答がまいておりませんが、この回答につきましては、市はどんな態度をとるかというご質問でございますが、これにつきましては、回答が出たうえで県、市あらためて協議をして対処したいと、このように考えております。

救済の内容については、市長は内容の改善について意見を持っているかと、こういった面につきましては、私は必要な内容改善につきましては、できる限り行政指導を行いたいと、このように考えております。

第二点の、主として水銀汚染の問題でございますが、水銀汚染の問題は、現在、日本国内でも非常にやかましい問題になっておりますし、水銀及びPCB等の残留性の強い汚染物質は、過去の堆積によりまして食物への連鎖の過程

を経て人体の健康にも影響するところが非常に多いのでございますので、この点につきましては、私といたしましても重大な関心を持っております。

四日市港の工場排水及びヘドロ等につきましての重金属汚染、特に、水銀、PCBの汚染の調査は、今後長期にわたる調査体制を確立いたしましたして、監視を厳重にする計画でございますし、結果につきましては、そのつど公表していきたくと考えております。

過去におきましては調査といたしましては、昭和四十四年、経済企画庁が日本化学分析協会に委託調査した結果といたしまして発表せられました中に、総水銀のあることが記録されておりますし、また四十六年十二月、四日市港管理組合が新日本気象海洋株式会社に委託調査いたしました結果も、大井の川の河口付近に、最高一〇五PPMの総水銀が記録せられたと発表されております。また、県の四十七年度の調査、これにつきましては、市及び四日市港管理組合も共同して調査を行ったんですがございますが、四日市港のヘドロ調査の結果は、水銀に若干汚染せられておるといふ調査も出ております。

こういった点から四日市といたしましては、四日市港の水質、ヘドロはこういった状態でございますが、水質検査につきましても、県におきましては五カ所、市におきましては十一カ所、管理組合におきましては十五カ所、計三十一カ所の定点観測を実施して、年四回これを行っておりますし、今後も続けていきます。四日市港におきます水銀使用中の工場は、ご指摘のありましたとおりモンサント化成あるいは霞コンビナートの東洋曹達、これが水銀電極を用いて塩水電解法による苛性ソーダを生産しております。また過去におきましては、石原産業あるいは東海硫酸が、肥料、農薬の生産におきまして触媒に使用したということが残されております。

こういった点におきまして、水銀に対する健康被害というようなことも十分考えなければならぬこととございまして、市といたしましては、こういった調査をさらに厳重にし監視を続けていきたいと、このように考えております。

第三点の乱開発の問題でございますが、これにつきましては、従来とも要綱によって規制しておるんですが、いろいろ、ご指摘のようにいろいろ問題も起こっております。市といたしましてはこの問題につきましては、さらに県条例との関係も考えながら指導要綱をつくりまして、さらに強い規制を行っていききたいと、このように考えております。

ご指摘のように、要綱が一片のほごになっておるような面もございしますが、また、効果のあった例もあるんでございます。しかし、決して十分とは考えられませんが、この点早急、乱開発の規制につきましては規制を強めていきたいと、そうして、そのための要綱を作成したいと、このように考えております。具体的な例、あるいは申し漏らしました点につきましては、担当者からご回答いたします。

それから中公審の発表になりました凍結の問題でございますが、これ二、三日前に発表になりました、発表以来、環境庁あるいは東京事務所にも問い合わせる内容調べておるんですが、この点につきましては、まだ内容がわかっておりませんので、わかったうえで対処したいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君）

市長の答弁に補足をさせていただきます。

傾斜地における土木工事の規制に関する問題でございますが、ご質問いただきました件数といたしましては、市内

で六十一件現在土取り個所がございまして、そのうち手続中あるいは完了しているもの十件でございまして、要綱の指導をしているのは、すでに六十一件についてはしているわけなんです、何ぶんとも都市計画法のような規制法がございませぬ、非常にむずかしい問題があるわけでもございまして、これの点につきましては、ただいま市長が言いましたように、特別な土地の保全連絡会議といったような組織等をつくって、住民の皆さま方あるいは地主の皆さん、自治会長の皆さん方の要綱に対する理解、それから協力を求めないことには、この乱開発防止をすることができなと思っていますのわけでもございまして、今後、こういった問題を十分真剣に取り組んでいきたいと、かように思っております。

それから所管の問題でございしますが、ご指摘のように、ただいまのところ維持課が担当しているわけなんです、この維持課のほうたいへん忙しいうございまして、急傾斜地における土木工事の事務を扱う、一つの窓口等を維持課に専門の職員等を配置したらどうかというふうな、ただいま考え方を持っておるわけでもございまして。

以上でございまして。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） それから申し漏らしたんでございしますが、大井の川、四日市港内の水銀についてのしゅんせつ事業は、公害防止五カ年計画の一環といたしまして、四十九年、五十年の二カ年の事業に計画しておるんでございまして、その内容は、事業費大体三十四億円、百六十万立米の底どろをしゅんせつしてこれを排除するという計画でございまして、ただいまこのヘドロの中に含まれております水銀は、硫化水銀になって一応安定した状態になっておりますが、これをしゅんせつする場合有機水銀になる可能性もございまして、その処理方法については、目下学者

に依頼して、どういう方法でこれをしゅんせつするかということにつきまして協議中でございます。

○議長（山口信生君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 第一項の被害者の救済補償の問題につきまして私が三番目に質問しました救済の内容につきましては先ほど市長から、必要な部分については具体的な行政指導をしたいというご回答がございました。ぜひ、患者の側が出される代案に基づいて、その代案を実現できる立場で内容を大幅に改善するために大いに努力をしていただきたい、そのように考えます。

しかし、前段の二点につきましては、非常に明確さを欠いておるのではないかと、私は思います。むしろ、第三点の救済内容を改善するためにも、前段申した患者の側の立場に立って企業に望むのか、また、回答があった場合に県、市で協議して対策をするということではなくして、私は二つの可能性について、具体的に市長にお尋ねしとるわけでありませぬ。県、市が出されたそのものについての回答があった場合、これは正常なルールが確立されますが、拒否された場合にどうされるのかと。協議したうえで回答するという、私はそのようなゆるやかな段階ではないと。非常にこの問題に対しての対処のあり方が、この問題の早期解決にきわめて大きな影響を持っておると、そのように考えますので、私は、いま一度市長のお考えをお聞きしたいと思っております。それは、いわゆる仲介者の立場ではなくして、市民、住民被害者の立場に立って、患者の皆さまの要求を実現するためにその先頭に立って、市長と知事ががちりとスクラムを組んでやってほしいという患者の皆さま方の要望にこたえてもらいたいと、そうして拒否回答があった場合にはそういう立場で企業に、より強力的に、正常なルールが確立するために努力してもらいたいと。このことをこの場ではっきりとお約束願いたいということを加えまして、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

それから、次に水銀問題であります。これは市民の皆さんの中に非常に大きな不安があります。ですから、先ほどあげられました、調査をきびしくすることかそういうことだけじゃなくて、政府が考えております、昭和五十年には水銀を使う電解法工場は廃止させるといふきびしい態度さえも政府が打ち出したと聞いておるわけでありまして、そういうためにも、はっきりと行政の立場から市民の命、健康を守る立場から、そういうことを含めた態度を打ち出してほしかったわけでありまして、その点につきましても、再度ご答弁願いたいと思います。

それから、いま一つは乱開発の問題であります。このことは先ほど申しましたように、常時浸水地域をより一そうふやすということで、強力な行政指導が必要であります。これは単に維持課だけのことでなくして、先ほど申しましたように、学童の通学路が非常に危険にさらされております。それから、振動、騒音によりまして市民生活が非常にそこなわれております。そういう点から、総合的に取り組む必要があると思えますし、先ほどの土木部長のご答弁ですと、維持課に職員を置いてと言われますが、私は、そういう現在の陣容を何人ふやすのかどうかということまではっきりとしたご答弁がない限りこのような問題に対しての具体策はとれないんじゃないかと。現在の土木課の職員は、一カ月間百数時間も残業しておると聞いております。このうえに担当者を明確にしたことだけではなくて、陣容をもっともっとふやさない限りは、また、総合的な対策ができない限りこの問題が解決はできないということをおし添えておきたいと思えます。

先ほどの申しました点につきまして、市長の明確なご答弁をお願いします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点につきましては、従来のいきさつ等からもいたしましたして、県、市、これは協議して態

度を決定すべき問題だろうと、私は考えております。そうして、この解決にあたりましては、県、市協議いたしました、最善、公正な立場で臨みたいと考えます。

水銀の規制につきましては、十分ご意見を尊重して水銀の被害から市民を守りたいと思えます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君）

所管の問題につきましては、今後部内で十分調整いたしまして、専属の職員を配置するように努力したいと思っております。

○議長（山口信生君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 先ほど、市長から公正な立場ということは、内容的には被害者住民の立場に立つということに、私は理解したいと思えます。

それから、担当をきめましてという土木部長のお話であります。これは先ほど来申ししておりますように、人をふやさなければ、体制をふやさなければできないということをおし申しております。担当をきめただけでは解決できないと思えます。これにつきまして、市長または助役、また、人事を担当してみえる部長での、その用意ありやいなやにつきまして、具体的なご答弁を願います。

これで終わりたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 最後のご質問でございますが、開発規制の問題、これは都市計画課の問題もあろうかと思えます。そういった問題をひっくり返すめまして、土木サイドの陣容強化につとめたいと考えております。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十一分休憩

午前十時五十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 初めにおことわりしておきますが、かなり多方面にわたりましたので、内容の多いものでございます。お答えにあたりましては、簡潔にひとつお願いをしたいと思います。

最初に、再び中央クリーク問題の正しい解決と、治水対策の強化についてお伺いしたいと思います。

私は、五月の臨時市議会におきましてこの問題を取り上げ、市長の善処を強く求めたのであります。はたして市長は、この問題についてどのように対処され、その結果どうなったのかお伺いしたいと思います。第一に、私は塩浜中央クリークにかかる過去の維持管理費など一切の費用の全額を関係企業に負担させることを求めましたが、その結果はどのようにになりましたかお尋ねしたいと思います。もし、一定の費用負担をさせたという場合には、その額、根拠を明らかにしてほしいと思います。

第二に、この機会に他のポンプ場についてはどのような方針を持っておられるか、その実施状況はどうか。そして、工場等に負担させる額は全体でどれくらいになる見通しかお尋ねしたいと思います。時間の都合もございいますから、これは文書資料でけっこうでございますが、四十七年度の市内の工場等の排水量と排水経路、各ポンプ場の排出量のうち各工場等の排水と雨水との割合、各ポンプ場の維持管理費総額を別途に出していただきたいと思います。思うわけでございます。

第三に、中央クリークの全面的、根本的な整備改修事業を関係企業の負担で直ちに実施し、背後地の塩浜地区の被害をなくすことを要求いたしましたけれども、はたして市当局は、事業費を関係企業に負担させるのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思います。下水道部の発表によりますと、塩浜クリークといえますか、都市下水道整備事業は、公害防止事業費として総事業費二十五億三千万円を、国庫補助、市費によって行おうとしておられるようでございます。その巨額の経費調達の関係で、完成までには相当長年月を要するといわれておるのでございます。このようなことは、全く不当であり、不法ともいえるべきものであると思います。中央ポンプ場、塩浜ポンプ場とこれにつながる中央クリークの不備によって小浜町その他の地域では、いわゆる常時浸水地域となっております。昨年七月十一日、九月九日、同十六日、本年五月二日の大雨によって、延べにして床上、床下、合わせて千九百戸以上が浸水して、中には四回とも浸水している家が多数あるのでございます。このような状態をいつまでに解消するおつもりかお尋ねしたいと思います。市当局は、関係企業に整備事業費の負担について話し合ったのか、企業はどのような態度を表明しているのかをはっきりさせてほしいと思います。

第四にいわゆる海軍道路沿いに雨池川と中央クリークをつなぐ水路があったと思うのでございますが、いつのまにか三菱化などがガスパイプを埋設して水路の機能がなくなっているといわれておることに関してお尋ねしたいと思います。

います。それは事実かどうかと、どうしてそのようなことを、いつだれが許したのか。関係企業は、その代価を払っておろすのか、そのために、その後、水害の被害を受けるような影響は出なかったのか出たのか。ここに、いわゆる排水路は要らないのか、雨池の排水路との関係はどうなるのかということを明らかにしていただきたいと思えます。

第五に、常時浸水地域の全面解消、朝明、羽津、雨池など、都市下水道整備事業の大幅繰り上げ実施とともに、必要な予算を六月議会に提案するよう求めましたけれども、今日の議会には何らそのような提案がなされていないのでございます。なぜでしょうか。四日市市政最大の課題の一つとなっており、市民の切実な要求となっております治水問題の解決について、市当局は、一体やる気があるのかないのか、はっきりさせてほしいと思うわけでございます。

第六に、下水道部など関係職員の増強についてお尋ねしたいと思うわけでございます。一例をあげますと、羽津の一号線水路のバイパス工事につきまして、昨年、地区の住民との間に、雨期までに工事を行うとの約束がなされておるわけでございますが、これがいまだに着工されていないのでございます。これがいつになるのかお尋ねをされると、早く着工されるよう望むものでございますけれども、それだけを問題にしているのではありません。担当の職員の皆さんは一生懸命やっておられるわけでございますが、あまりにも業務量が多く、職員が少ないということが問題であり、その増強を望みたいのでありますけれども、その考えをお伺いしたいと思います。下水道部長には、ぜひひとつ、現在の職員数は必要数を満たしておるのかどうか、その考えを、率直なところをお伺いしたいと思います。

二番目の、笹川団地の幼稚園用地等をめぐるとの問題についてお尋ねしたいと思います。

笹川団地、すなわち四日市都市計画事業南部丘陵土地区画整理事業は、住宅供給対策として日本住宅公団が国有地の払い下げを受け、民有地を含めて土地区画整理法に基づき三重県知事施行により土地区画整理を行ったものでございます。この事業にあたっては、道路、水路のほか、文教、厚生施設、行政管理施設など、公共用地の確保を当然含めて計画実施されたものであり、民有地の減歩率もきわめて高いものでございましたが、民有地の所有者も、公共用地の確保のためにそれも耐えたのでございます。また、この事業には、市としても上下水道の布設をはじめとして大きな財政負担もしたのであります。この面からも、市が整理後の土地利用について大きな発言力を行使してもしかるべきであり、日本住宅公団法においても一定の保証をしておるわけでございます。しかし、実際には市当局の無策から遺憾な問題が起っておると思うのでございます。

一つは、幼稚園用地をめぐるとの問題でございます。笹川七丁目に確保されております幼稚園用地が、最近笹川幼稚園の経営者である津田氏の手に渡ったといわれる問題でございます。これは一体事実かどうか、はっきりさせていただきたいと思えます。ここに至るまでに住宅公団は再三、市にあるいは教育委員会当局に市としての幼稚園建設計画について照会があり、また、四十五年三月十六日付で、同用地譲り受け希望者の推薦を依頼してきた事実があると思えますけれども、市当局は何らの態度を表明しなかったといわれております。かつて市議会は、一小学校区に一公立幼稚園の方針を決議したと聞いておるわけでございますけれども、何ゆえに、市、教育委員会当局は、せっかくの用地を一人の手に渡ることを見過ごしてきたのか。津田氏はその用地に私立幼稚園を建設する計画を出し、その計画の中に市の補助金も予定をし、すでに前九鬼市長との間に了解をつけたともいわれておるわけでございます。区画整理に協力した民有地所有者をはじめ笹川の住民の皆さんは、このような私立幼稚園の建設には反対であり、本回のことには大きな憤りをもっておるのでございます。津田氏の経営する現在の笹川幼稚園は入園料が七千円と、私立の中では最も高いのでございます。保育料も三歳が四千五百円、四歳から五歳が三千五百円と、これも高い部分に属しておるのでございます。公立幼稚園は入園料なしで、月九百円以下という実態を見れば、笹川住民の望むところはおのずと明らかでございます。市がかりに住宅公団から話があったときに、直ちに公立幼稚園を建設でき得なかったとしても

用地を確保しておくべきであったし、それができたはずであります。現実に津田氏の手に渡ったのも最近のことではないかと思うのでございます。六月二日現在、私が登記所において登記簿謄本を取り寄せた段階ではまだ公団名義になっていなかったのでございます。たったいまの時点ではどうかわかりませんが、津田氏に手を引かせ、市が公立幼稚園用地として用地を確保すべきであると考えます。私がこの点を指摘したのは、六月二日以前でございます。はたして、どのような対策を講じてこられたのかお尋ねしたいと思います。

次に、笹川六丁目の行政管理施設用地の問題でございます。ここには住宅公団が高層住宅を建設しております。これについても、あらかじめ公団から市長の意見を聞いてこなかったのかどうか。そしてまた、聞いてきたとしたらどのように対応されたか明らかにしてほしいと思います。

三番目に、県立普通高校の新設促進についてお尋ねしたいと思います。県立普通高校を新設し、四十九年度から開校してほしいという要望は、高校入学前の子どもとその父兄、あるいは関係の教師の方々の一致した、ますます切実なものとなっております。その実現について県、市との折衝の経過と今後の見通しについてお伺いいたします。

四番目に、学校給食費と保育園の保育料等の値上げ反対についてお伺いしたいと思います。市当局は、先ごろの市議会教育民生委員協議会や学校給食費と保育料の値上げ案を提示されました。それによりますと、学校給食費は物価の値上がりをおもな理由として、低学年で月額三百四十円、三二・一多値上げして千四百円に、高学年で三百五十円、三一・五多値上げして千四百六十円となり、かつてない大幅な値上がりでございます。また保育園の保育料は、国の保育料徴収基準の改定等を理由にして、第一階層から第十一階層について月額百円から五百円、四十八年四月の保育料納入すべき在園者についていいますならば、平均、月三百三十三円値上げて四千三百三十三円となります。この値上げ案に対して、私たち共産党は強く反対するものでございます。市民はいま、激しい物価高騰の中でますます苦しい生活を

をしいられており、物価を押える国、県、市の施策を切望しております。物価対策の面からも、この二つの値上げは行うべきではないと考えます。まして岩野市長は、市民生活優先、教育と福祉重点を施政の基本にすると公言しておりますのであり、そういう中で、今日まで見るべき物価対策をとらないまま、教育強化の面からも大切な学校給食について、原材料が値上がりしたからといって、給食費を大幅に値上げしたり、福祉行政のなかですます重要な比重を持ちつつある保育園の乳幼児保育について、その保育料を本年度もまた国の徴収基準の改定に従い、時代おくれの受益者負担の考え方に固執して値上げをしようとするとはとうてい納得できないのであります。真に市民生活優先、教育と福祉重点の立場に立つというのであれば、この二つの値上げをやめるだけでなく、さらに保育料の一部引き下げなど、幾つかの積極的な施策をいまずぐ実施することも、四日市市の現状からして十分可能だと確信するものであります。私たち共産党は、さきに市長にこの二つの値上げ案に反対する申し入れを行ったのでありますが、ここにあらためて次のことを要望し、善処を求めたいと、その考えを伺いたいと思うわけでございます。

まず、学校給食費でございます。一つは、子どもが喜んで食べる給食にするよう内容を充実し、その必要な経費、原材料の値上がり分、燃料費の全額を公費負担とし、現行の給食費を据え置いてほしいと思うわけですが、その考えはいかがでしょうか。

二番目に、原材料の仕入れ制度を民主化するとともに、学校給食協会を改組し、その業務を教育委員会にすべて吸収するか、もしくは運営費の助成を行うようにするお考えはないかお尋ねします。

三つ目に、公立幼稚園の給食を実施するお考えはないかお尋ねします。

四番目に、一部小学校の給食間引きを直ちにやめるようにしていただきたい。この小学校の一部小学校の給食間引きについては、まことに遺憾な態度ではないかと思うわけでございます。学校給食のありがたさある意味で父兄に

思い知らせ、そして値上げもやむを得ないというような空気づくりのために実際に役立っているという事態は、われわれは容認できないのでございます。

次に、保育料についてでございます。

一つは、四日市の保育料が高いことに対する市民の批判の高まりの中で、市議会の審議を通じて四十八年度の保育料については、四月から六月まで四十七年度の保育料を据え置いてきた経過を尊重され、値上げをすべきではないと思われたいと思いますが、その点いかがでしょうか。それだけでなく、名目所得の伸びによる市民税あるいはまた固定資産税の増額によって階層をアップし、保育料の値上げになる人が相当出るのであります。

二番目に、現行の保育料についても、給与所得者の保育料と乳児の保育料を中心にして全般的に引き下げをはかる必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。幼稚園は、四十七年度から始められた就園助成措置が四十八年度からさらに拡充され、市立の場合当該年度の市民税所得割り課税世帯で、その額が五千円未満の世帯の幼稚園保育料は、年に三千六百円の保育料。その課税額が五千円以上一万円未満の世帯の幼稚園の保育料は、年五千八百円となったのでございます。保育園の保育料とのバランスの面で大きな問題があるではございませんか。また、楠、荻野、川越など近隣の町村の保育園の保育料は、最高でも三歳以上三千三百円とたいへん安いのでございます。四十七年九月一日現在、私が四日市の公立保育園の在園者について調べましたところ、その時点における国の保育料徴収基準と四日市の保育料徴収基準とを比較しまして、四三・四多の方が国よりも高い保育料を取られておるのでございます。また津市の場合と比較しますと、約六五・八多から七五・二多の方が津よりも四日市が高いという事態でございます。また桑名市につきましても、六二・四多から七〇・九多の人が桑名よりも四日市が高いという事態になっております。東京二十三区は、三歳以上で四百円から二千三百円、三歳未満でも六百円から五千円という範囲でございます。大阪、

京都、名古屋、横浜、神戸、川崎など、いずれも四日市より安いのでございます。工場誘致してお金が入れば、福祉の充実ができると思われたいと今日、こういう面で一体どういう結果になっておるか、この面の責任も十分果たす必要があるのではないかと申すわけでございますがいかがでしょうか。給与所得者の高いことの不合理性は、いまあらためて指摘するまでもないと思えます。

三つ目に、市立幼稚園の二年保育を実施することについてでございます。就園助成措置を受けるにも受けられないのでございます。保育園で高い保育料を払わねばならないし、また、保育園の四十八年度入園者については、申し込み者が八百七十六人もあふれているという問題が出ております。市立幼稚園の二年保育という問題について、実施する考えはないかどうかお尋ねします。さらに、私立無認可保育園に対する助成を大幅に行うことについても明らかにしていただきたいと思えます。最後に、保育園保育料条例を改め、議会の議決を得るようにしていただきたいと思えます。

五番目に、福祉行政の谷間にある市民に対する救済措置の実施についてお尋ねしたいと思います。

最近私が相談を受けた事例でございますけれども、一家七人家族で、その主人とその父母が寝たきり、あるいは病院で入院しているという状態でございます。子ども三人の、男の子三人の世話を含めて、その奥さんがたいへん疲れ切っている。この方に対して一定の生活保護を受けている事態になったわけでございますけれども、この生活保護で家政婦をつけて少しからだを休ましてほしいという要望がございました。ところが、現在の保護法では、完全看護をたてまえとする市立病院のようなところに入院をしておりますと、家政婦はつけられないということでございます。市に法外扶助の道があるとしても、予算が少ないということではなかなか適用されないという事実がございます。こうした中でこの人のケースの場合には、福祉担当の皆さんのお骨折りによりまして一定の措置がしていただいたわけで

でございますけれども、こうした福祉制度、今日の福祉制度の谷間にある人たちの救済措置について市が独自に制度を設けるべきではないか、また、交通事故の場合におきましても、加害、被害の関係が明らかにならない、加害者が支払い能力がないと、そして被害を受けた人は身体障害者のような状態になって今日なお苦しんでいるその方々が、心身障害者の医療費の無料化の適用も受けられない、こういう問題もございます。求償権を明らかにしながらも、さしあたりの心身障害者の医療費の無料化等の適用について、あるいはまた、そのほかにもいろいろな福祉制度の欠陥の中で苦しんでおられる方々がございます。そういうのを総点検し、そうして救済措置をとっていただくというようなお考えはないかどうかお尋ねしたいと思います。

最後に、公害患者の問題について、救済の問題についてお尋ねしたいと思います。

今日までの市長の答弁については、はなはだ不満でございます。県、市の責任という問題が非常にあいまいにされております。六月六日のあの時点で、どこが一番責任を持たなければならぬかという問題は、たとえば朝日新聞が報じるころによりますと、企業の側でも、県、市に責任があるんだと、患者さんが約束違反だとはいえないというようなことをいっているというのでございます。事実、その六日の交渉の条件、企業側が示した条件がいいか悪いかは別として、それについて県、市の側が、患者の会と事前の十分な話し合いもして了解も取りつけてなかった、そのために、それを折衝に行ったところ企業側が一方的に出て行ったのです。この企業の態度もけしからぬわけですけれども、県、市の責任という問題をもっと自覚をして、そしてその後の処置をとられるべきではないかと思うのでございます。また一説には、企業の側が財団設立申請をいたしましたけれども、それについては、県、市の側がこれを患者のほうの意見もだいふ聞き入れた、したがって、県、市としてもこれでいいと思うからその申請を容認するんだと、そういう密約があったかのような話も流れております、その辺の事実も明らかにしていただきたいと思うわけでござ

います。公正な立場でとか、そういうまるで第三者的な形では許されないのでございます。公害裁判においても、行政責任が明確に問われており、六日以降の事態についても明確に、県、市の責任が重大であります。橋本議員に対する答弁だけでは納得できない。そういう点で、明確な今後の解決の方向を明らかにしていただきたい。企業の側が回答が出なかった場合に、どういう態度で臨まれるつもりか明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 理事者に申し上げますが、答弁は的確、簡単に願います。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

塩浜中央クリークの問題につきましては、昭和四十七年度からその水量に応じて企業から維持費、管理費を徴収しております。総額六百九万一千九十七円のうち、企業から五百八十九万八千三百五十円負担していただくことになりまして、各社と交渉を済み、一部はすでに納入済みでございます。それ以前のことは、中央との指導も受けたんでございますけれども、昭和三十五年五月、当時の市長と関係工場との間に、クリークの流水、ポンプは市の責任と負担において運営するという覚え書きもございまして、私はそれ以上過去にさかのぼることは無理であろうと考えております。また、これを全国的に見ましても、都市下水路になっては、先日小井議員のご質問にも答えましたとおり、できる限り努力いたしておりますけれども、私といたしましては、先日小井議員のご質問にも答えましたとおり、できる限り努力いたしまして、四十七年度から中央クリークの排水につきましては、その排水量に応じて料金を負担してもらおうということにいたしました。雨池川につきましてもこういった問題につきましては、同様の考え方で進めていきたいと考えております。

治水対策につきましては、今後九月議会あるいは十二月議会に、こういった面につきまして増強していきたいと考えております。

下水道の担当職員の増加につきましては、私といたしましては、事業量の増大に従って増強したいと考えておるんですが、必ずしも技術者の充足が意のままにならないのが現状でございます。

第二問につきましては、教育長からお答えいたしますが、市といたしましても幼稚園の敷地につきましてはあの団地に確保したいと考えております。

三番目の県立普通高校の新設促進につきましては、過般来県との間におきましても協議を進め、促進につとめておるんですが、正常な開校につきましては、私は四十九年は無理であって、五十年になるんではないかと思っております。ただしその開校につきましては、県、市がいろいろ協議をしました結果、五十年に開校しようと思えば、敷地の提供あるいは若干の建築費の負担、こういった協議が、県立であるとか、市立であるとかいう問題以前の問題として、こういった双方からの相談が必要であろうというような結論に達しております。いずれこの問題につきましては、あらためて議会にご協議申し上げたいと、このように考えております。

学校給食費と保育園との問題につきましては、なるべく、私といたしましてもこういった値上げは避けたいのでございまして、最小限度の値上げはやむを得ないと考えております。この点につきましては、私は教育民生委員会などのご意見も十分承って決定したいと思っております。そして、必ずしも給食費を値上げすることと、教育の充実と福祉優先ということとは、私は矛盾しないと考えております。物価対策につきましても、市が何ができるかということとは十分考えていただきたいと思います。また、保育料の基準の決定が六月になりましたのは、国の基準がきまるのを待ってこれをきめたいと、従来の考え方から確定した要素を取り入れたというような考え方で今日に至ったん

でございます。

市立幼稚園の二年保育につきましては、望ましいことではありますけれども、私はこれにつきましては、義務教育のほうから優先していきたいと考えております。

無認可幼稚園の助成という問題につきましては、いろいろ実情を調査したうえで決定したいと思っております。

保育料あるいは給食費、こういったものの議会の議決というのは、私はいまの協議会においてご審議いただくの足りるのではないかと考えております。

福祉の谷間にある市民の救済、こういった問題につきましては、病気あるいはまた交通事故、こういった面におきまして、いろいろ国の制度だけでどうにもならないような点、また、ほっともおけないような問題が起こっております。事実でございます。これにつきましては私たちがいたしましても、絶対どうにもならない問題もあるのでございますけれども、できるものにつきましては、福祉の充実という面から努力して、法外援助の充足を心がけたいと、このように考えております。

公害患者の救済の問題につきましては、私は問題発生以来できる限りの処置をとったと、私は努力もしたと信じております。企業との間に、もちろん密約などがあるはずございません。そうして、この回答につきましては、また企業がどういつてくるかわからない間に、この仮定の問題に私がお答えするほど勇氣はございません。私は、できるだけ努力してきたと信じておりますし、責任は十分果たしてきたと考えております。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 小井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

重複する点につきましては省略させていただきますが、中央クリークの工事費の分担金につきましては、公害基本法の分担法というひとつの基本がございますので、これを準拠して企業と話し合いを進めております。

その次に排水の全体の市としての考え方でございますが、中央クリーク以外にも、ご承知のようにまだ工場が排水をいたしておる水路もございます。これにつきましては同じような基本と同じような感覚でもって現在すでに交渉を進めております。近く、一部につきましては具体的に金額が決定いたしましたして、中央クリークと同様な方法をもって納入されるものと信じております。

なお、本市におきます工場とポンプの一応の水量の比較でございますが、全体といたしましては、ポンプ所はご承知のように約十五カ所ございますが、この年間における、いわゆる平均の排水量、これは昭和四十七年度をひとつの基礎としたものでございますが、総量におきまして約三億三千五百九十万トンの水を排除しております。このうち工場側が直接都市下水路のほうへ放流しておみえになりますのが、約二億トンでございます。このおもなものは、先ほど来いろいろご質問がございました塩浜中央ポンプ所が、年間を通じて一億四千六十万トン、雨池都市下水路が約四千四百六十万トンで、大半を占めております。なおまた、今後の問題につきましても、先ほど申し上げましたように、同じような感覚で作業はあくまでも進めていくと、こういうふうなことで規定方針はかえるつもりはございません。また、海軍道路横の水路の問題につきましては、いろいろと私どものほうも調査をしておりますが、確かにおっしゃるよう水路が残っております。この問題につきまして、昨今治水対策特別委員会の方々の現地ご視察もございまして、その後本格的に私どものほうで設計をいたしまして、近日中に現在の雨期の対策の中の一つとして作業に入るといふふうにいたしております。もう設計は終了しておりますので、近い日に工事は着工されるものと思っております。それから、羽津のバイパスの問題につきましては、長い間地元の方々にたいへんご迷惑をおかけいたしました

たが、九月の台風期、少しおくれまして申しわけございませんが、九月の台風期までには工事が終わるように、すでに設計に入っております。それでご了承いただきたいと思っております。

常規冠水対策につきましては、幸いにも治水対策特別委員会というのが設定されました、現状いろいろご指導、現地等のご視察をいただいておりますが、このご意見を十分尊重いたしまして、前向きな姿勢で対処していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

それから人員の問題につきましては、事業量の増大に応じて人員というものを確保するということは私の管理者としてのつとめでございますが、この問題につきましては、先ほど市長もお答えになりましたように、われわれとして要求を十分ご理解いただいておりますものとして、われわれも今後健康管理を考えながら職員の問題については対処していきたいと考えておりますので、現状につきましては、一応私の事業量の増大に応じて要求していきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 笹川幼稚園の、笹川地区の幼稚園問題についてお答えいたします。

すでにお話のありましたように、昭和四十四年の段階で住宅公団から市の教育委員会に対して、公立の幼稚園をいつ建てるのかと、こういう照会があったようでございます。さらに昭和四十五年の三月には、住宅公団から団地の中に私立幼稚園を経営する人を推薦せいと、こういうような依頼もあったようでございます。その当時の時点といたしまして、市の教育委員会は何の意思表示もしていなかったようであります。それはその当時の入居戸数が非常に少ないと、また、従来ある小学校区において幼稚園設立の希望があるにもかかわらずまだそれを充足していないと、そう

いう事態の中で、四十四年、四十五年の時点で、何月、何年度に公立幼稚園を設置すると、こういうことを意志表示することは非常にむずかしかつたと思うのでございます。それから、今日に至っておりますのでございます。簡単にいうことでございますので簡単に申し上げたいと思います。とにかくことしの五月になりました、津田学園から幼稚園をさらにもう一園、今日の段階といたしましては、公団におきましてもあるいは津田学園におきましても正当な手続を経てきておりますので、市として買戻すことは困難だと思っております。しかし、もう一園幼稚園の用地が残っております、その用地につきましてはぜひ公立の幼稚園用地として確保したいと、そういう意思表示はすでに公団にしたのでございます。あの団地の中に二つの小学校ができていますのでございます。幸いにして二つの小学校から近いところに、三丁目にもう一つが予定されておりますので、ほかの小学校区の幼稚園の配置に比べますれば、二小学校で一幼稚園、一公立幼稚園でもこと足りる、そういうようなことも考えておるのでございます。

なお、学校給食費のことにつきましては、あちましでございます。今度の値上げは、何ともやむを得ないもんだと思えますし、将来のことにつきましては、給食物資購入方法などについていろいろ改めていく、さらに給食費値上げのことにつきましては、学識経験者として市議会とか、あるいは他の方も入ってもらって、もっと大きな場で値上げ問題を検討し、あるいは学校給食を運営していきたいと、こう思っております。

○議長（山口信生君） 小井君。

もう時間は経過しておりますのでね、三分だけで、要望だけにとどめてもらいたい。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 要望といいますが、問題の指摘だけにとどめたいと思えます。

中央クリークポンプ場については、九七彩が三菱油化等でございます。塩浜クリークの整備については、こういう割合において明確に企業に負担させるべきだと思えます。過去一年だけさかのぼったということですが、この点は、われわれとしては納得できません。少なくともこの塩浜中央ポンプ場関係だけについても五年間さかのぼるだけでも、今度のそれを財源として、今度の六月議会にもそれを財源として治水予算を組むことができなければなりません。これは、われわれは今後、監査請求なり、必要な行政訴訟等を提起していきたいと考えます。

さらに笹川幼稚園の問題につきましても、いまの答弁では全く納得できません。現実に笹川団地に一つの私立があり、また今度ふえ、さらに公立をとという形で、一体適正配置という問題一つとってももうまくできるんですか、納得できません。あくまでも津田氏に手を引かせて、そして公立の幼稚園用地として確保されるように、多分に政治的な努力をなされるように、津田氏は今度県会にも立たれるといううわさが流れておるようでございます。そういう面から見れば、十分なこともできるのではないかと思うのでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 三項目について質問させていただきます。

まず第一に、例年の懸案であった近鉄高架も実現して、市の面目も一新され、さらには飛躍の段階に入ったことは本市のために喜ばしいことと思えます。市理事者並びに市民の皆さんに心から賛意をあらわすものであります。さて、これを機会に将来の発展に備えて、伊勢湾の中核都市の面目と機能を果たす目的を持って、いまから必要性を感じるのは、近鉄駅前から国鉄駅間に地下街建設のことであります。地下街の必要性はいまさら申し上げるまでもありません。

んが、国鉄の電化、複線化、既成道路の交通事情から考え、その効果は四日市市の発展を望む人、将来を考える人は必ず、その価値ある最大の施策と賛同することと思えます。百年の計とかいうのが、これは本市十年の計と、私は思っております。近鉄高架が実現するいまこの地下街建設の将来計画を持つことは、市民に大きな夢と希望を抱かせ、県下に先がけりっぱな内容を持つことを誇りとするこの計画を持つことは、時代に即応した最も適切な施策だと考えるからであります。市長のお考えをお尋ねいたします。

第二の問題として、地域開発についてお尋ねします。

第一点、子西八王子線の継続工事も間もなく終わることと思いますが、八王子地内で宮妻線に結ばれる地点より高花平団地口までの県道の拡幅の必要性について考えておりますがいかがですか。この個所は約七百メートルあるが、全部ご承知の坂道で幅員六メートル、カーブ個所も多く、交通量もきわめて多く、事故多発の原因となっております。子西延長の意義を生かし、この地域の生活産業道路として重要性を認めるためにも、ぜひ拡幅の促進に努力をお願いいたします。

第二点。次に、かねてからその必要性を認められて、地域住民からも要望切なるものことである消防分署の設置のことです。このことはすでにご承知のとおり、市議会においてその請願、陳情が採択され、その後十一年も経過しようとしております。私も前に、特にこのことについてただしたことがあります。いまもって実現の見通しさえ開かないありさま、このようなことは、地域住民の要望を軽視したにもひとしい市政のあり方と非難されてもいたしかたないありさまにて、ひいては議会の威信にもかかわる重要な市政の課題ではないでしょうか。高花地区を含めた市西南部の住民は、一日も早くこのことの実現を期待していると思われるので、このことにつき理事者のご回答をお願いします。

第三点は、団地造成、開発に伴う付近の周辺の下水対策についてであります。市街化区域として線引きされた地域では、次々と開発許可が出され、建築許可が出され、どのように考えておられるか。私の知っている小林町地区内でも、市街化区域は次々と宅地造成されるが、昔ながらの、低地の自然水路に下水を放流している始末であるが、自然水流のないところはどぶだまりとなり、そのため悪臭の発散となり、環境衛生上からも好ましくない。また、付近の農地はそのため排水路の始末に、絶えず冠水などの被害などが起きて土地耕作を放棄するために、せっかくの農地も雑草がはえるまま放置される、害虫発生源となって、今度は付近の住民の環境悪を来たすこの根本対策は、排水路を整備することによって解決することなので、その点よく考えのうえ善処されたい。なお、このことの対策処理に、よく家が少ないから対人口的効率とか言われやすいが、家が密集しても、工事の点でも経費が、工事の難点などから考えて早期に解決したほうが得だと思えます。理事者の回答をお願いします。

第三に、現代社会活動の基地ともいえる公民館対策についてお尋ねします。

近來民主主義社会の活動、特に社会教育は次第に活発化、実際化しつつあるように見えますが、したがって、その地域にはそれ相応の活動の基地としての公民館の設置が望ましい。その必要性はますます感じられます。このことは、住民の福祉に直接、間接に大いに役立って行くではないでしょうか。福祉優先の市政の中に教育面から見た必要な施策には、一番適切な行政のあり方ではないかと思えます。最近、市内でも市当局の理解と地域住民の努力によって、各所でありっぱな公民館がつくられておりますのが見受けられます。私の住む小山田には、戦後から小学校舎を利用した名ばかりの公民館があるだけです。早急に小山田公民館の改築をお考えくださいますように、ひとえにお願いします。

私の質問、以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一問、近鉄駅前から国鉄駅前間に地下街を建設する考えはないかと、非常に雄大なご構想でございまして、この点深く敬意を表します。

この考え方につきましては、神戸大学の平井教授も、将来の商店街のいき方としては、地上より地下へ、昼より夜へとというような説をとっておられるのでございます。しかし、いま全体的に考えました場合、地下街がほんとうに必要なのは百万程度の都市ではなからうかと思っております。この点四日市に考えました場合、地上のすてにある商店街をどうするかと、工事費の問題あるいは防火の問題、こういった点も考えなければならぬのでございますが、札幌あたりでも地下街をつくったために、地上の商店街がさびれてしまったというような声もあるのでございます。

こういった意味をおきまして、四日市市がいまそう急速に人口が増加していないという時点におきましては、これを実現するという決断をするまでには、まだいろいろな方面からの検討が必要であらうかと思っております。また、とりあえずの問題といたしましては、近鉄の高架事業に伴いまして旧来の地上にある商店街の拡張計画等もございまして、こういった地下街をいざつくとすると大資本の進出も考えなければ、これは実現しないんじゃないかということもございまして、こういった意味におきまして、このご構想につきましては長期的に、われわれといたしましてはも検討させていただき、都市計画の見地から必要であるかないかというようなことをもっと深く検討する必要があります。うかと思っております。とりあえずといたしましては、駅前の連絡路といたしまして地下道を考えておりますので、これが地下壕にならないような地下街の検討を始めておるのが実情でございまして、将来計画として、国鉄と近鉄

との間の商店街をどうするかという問題につきましては、もっと時間をかけて結論を出させていただきたいと、このように考えております。

二番目の八王子地内から高花平の住宅口の泉道の拡張につきましては、この点につきましては、泉宮の都市計画事業によって改良計画を進めまして、高花平まで延ばすことを強く要請していきたいと、このように考えます。

二番目の消防分署につきましては、長くほってあるというおしかりでございしますが、十分これは検討させていただきたいと思えます。

下水につきましては、いろいろ下水の立場からは考え方もございまいしょうけれども、私といたしましては、下水の予算を充実して、その面から解決していきたいと考えております。

第三問につきましては、教育長からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 公民館の整備につきましてはご鞭撻をいただいたのでございますが、私どもも二十一条例にございます公民館の整備につきましては努力しておるのでございます。昨年度内部公民館、本年度三重地区にある公民館の改築に事を進めておるのでございます。いまといたしましては、なるべく公民館と出張所、これを並んだところにして相互便利を得ようということでございます。出張所と公民館、その老朽度、利用度、そういうものを考えて事を進めておるのでございます。小山田公民館につきましても、なるべく早いうちにしたいと思うのでございます。とにかくあの公民館の位置が少し人家から離れたところにあるので、非常に利用にもあまり便利でないようでございますが、昨年度建具なんかの修繕費で四万何千円、さらに台風がございまして、その応急処置で七千円ばかり

の袖修をしておいて事をしのいでおるといふのでございます。市の全体の計画もございまして、なるべく早く改修してご期待に添いたいと思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 青山君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 近鉄地下街の問題はだいぶ大きいそうですからまあぼつとやっていただくように、市長の頭に入れてただかぬといつてできるかわからぬということになりますので、それよく検討していただきたいと思ひます。

また、この子西八王子線の坂道の問題ですが、これはだいぶんにあき地も、旧県道のあき地も多いですから、これは存外簡単にできると思ひますので、県道でありますから県のほうへうんと要望していただいて、早急にやっていたきたいと。

第二点の消防分署の問題ですが、これはもう十年になりますから、私も、これ私が言い出した問題ではありません。これは高花団地の前川議員当時に、この請願書は出されたものであって、採択されて十年になって、去年、おとすですか、これは一般質問で出しました。そのとき消防長がまあもう来年くらいはやるからまあまあという話で、来年やってもらおうと思つたらいまになりましたし、それでそういうことで。

第三点は別で。この公民館ですね。小山田の公民館、私これは痛切に感じましたのは、三日、四日前に公室長が、公民館古いものと、小山田に公民館あるのかというて、こっちが知らなかつたくらいで、まあ簡単に言いますと、一つの農屋のちよつと大きなようなものであって、とても恥ずかしいようなものである。小山田としては面目も立たぬようなものでありまして、この公民館もぜひひとつお願いしたいと思ひます。

ひとつよろしく願ひします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高井三夫君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 通告いたしました三点についてお尋ねいたします。

まず、し尿処理場の建設についてであります。

当四日市は、市民から一日に排出される二百八十キロリットルのし尿のうち、九十キロは共同運営をしている朝明処理場で、五十キロリットルは日永下水処理場で処理して、残りの約半分は業者に委託して熊野灘方面への海洋投棄に依存しているのは、皆さまご存じのとおりであります。今後国の海洋汚染防止法による海洋投棄の規制が一段ときびしくなる昭和五十年から、五十海里以上の遠海外洋海域への投棄しか認められなくなるために、去る三月二十一日、先輩の伊藤信一議員の質問に、園浦環境部長はこれに答えていわく、先般完成した北部清掃工場の稼働により、南部清掃センターを閉鎖してその施設を撤去し、このところへ新しいし尿処理場の建設計画のある旨の答弁をなされたのであります。

だが、私は南部清掃センターのあと地の六千六百平米の狭い面積で、海洋投棄していた市の一日排棄量の約半分のし尿処理がはたして可能かどうかということと、もちろん新しい施設の場合は、近代的な緑を配した理想的な処理場

だと思いますが、これをつけるスペースがあるかどうかということ、すでに現在では住宅並びに中小工場の建ち並んでいる環境の中にあつて、新処理場を建設せんとする意図に対して、その良識を疑うとともに、さらに地元の地域住民に何の了解もなく、ただ一方的に市有地だからかかつてにつくるんだという、住民を無視した行政のあり方に強く憤りと反発を感じる次第であります。

かようなことは、先日配布されました市の総合計画基本構想の計画目標の中に、住みよい都市建設に述べられている、人間尊重と市民生活優先の理念に相反するものといわざるを得ないのであります。

この点について、環境部長の明確なご答弁をお願いしたい。
次に、農業施策についてであります。

市長は、去る三月議会におきまして、農業の近代化について述べられた中で、都市近郊農業の振興は引き続き実施されている米の生産調整との関連を配慮した営農指導を行い、生産体制の組織化による生産性の向上と請負耕作の普及、機械化による労力の削減等経営の合理化をはかるとともに、農産物の価格安定対策等の諸施策を進めたい。それには、農業研究指導所で農業の技術指導をあわせて行い、地域の特性を生かした高能率の都市近郊の推進をはかると申されておるので、まことに当を得た農業施策であると、敬服をいたしておりますが、しかしながら、往々にして天候に支配される農業技術の悩みがあり、昨今のような地球の異常気象異変によって国際的に農産物の減産のために、世界各国に食糧不足が叫ばれているのが、現今の状況であります。

そうした関係もあつてか、先ごろ田中総理の発言によると、米の生産調整は本年度で打ち切ると発表されているのであります、全く目まぐるしい農政の転換と申さねばなりません。

こうなりますと、過去三年間政府の施策に好むと好まざるにかかわらず米の生産調整の国策に順応して協力してきた農家の休耕田の中には、生産性の高い優良な美田もたくさんあるのであります。

また一面、来年度からは休耕奨励金の打ち切りという事態もあつて、もとの水田に復元する農家がふえるのではないかと思います。しかしながら、過去三カ年もそのまま放置されて雑草の繁茂している水田農地は、ブルドーザーか、大型のトラクターでばく大な費用をかけて耕地せねば、もとの水田には戻らないのであります。

ここで、市から復元のための何がしかの奨励金を支出されてはどうかと思うのであります、いかがでしょう。すでに青森県ではこれが実施に踏み切り、さらにこれにうわのせする市町村もあるかのように聞いております。これに対して、市当局のお考えをお尋ねいたします。

いま一つは、わが四日市は緑と太陽のある豊かな町づくりというキャッチフレーズのもと、当市には、すでに町の緑化に緑化推進委員会ができて、これが推進につとめておられますが、私は、現在の市の農業研究指導所の一部の施設を拡充強化して、単なる苗木栽培の指導ではなく、植木センターのような圃場をつくって、一般的な需要の多い苗木の栽培をいたし、市民に近寄りやすい苗木を、あるいは街路樹をあわせてこれを分譲してはどうかと思うわけでございますが、これに対しても市の考え方をお聞きしたい。

最後に、伊勢線の開通にもなう国鉄の合理化についてであります。

現在、建設中の国鉄伊勢線は、申し上げるもなく本県の北勢及び中南勢の経済輸送の大動脈として、昭和四十年十一月着工以来七年有余の歳月と、総工費百十億円をかけて鉄道建設公団の手で工事が進められ、本年九月開通をめどに最後の仕上げを急いでおるわけでありまして、全線開通にあと一步となっているのであります。

これは、南四日市駅を起点として、津駅まで全長二十九・二キロ、現在の紀勢本線が亀山回りのために近鉄に比べて時間がかかり、観光客や通勤客が私鉄に奪われているのが実情で、本年の十月には伊勢神宮のご遷宮があり、参拝

客や観光客が押し寄せるのを見込んで、利用者を獲得せんとするのがねらいであります。国鉄では、これを機会に関西線の合理化のために河原田、井田川の両駅を無人化するとううわさが流れておるが、事実かどうかお尋ねいたします。

もし事実とすれば、河原田駅は伊勢線の分岐点でもあり、南部丘陵地帯を控えての将来性にかんがみ、また路線の買収には市の企画を通じて全面的に協力した事実もあり、市当局として無人化されないように国鉄管理局のほうへ働きかけをお願いしたいと思いますが、市当局のお考えはいかがでしょうか。

以上、三点で私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（國浦和己君）登壇〕

○環境部長（國浦和己君） お答えいたします。

し尿処理場の建設の問題につきまして、ご心配いただきましたことにありがとうございます。ご質問にございましたように、三月の議会の最終段階で伊藤信一議員のご質問に対しまして、担当者いたしました。当時のあの時点における決意を申し述べたのでございますが、し尿処理場を建設いたしますためには必要な面積と、その活性処理をいたしますために必要な水益と、及び処理をした水の排水の問題並びにプラント建設するために必要とする地盤地耐力等の調査を必要といたしまして、それらにつきましては、四月の新年度早々から鋭意担当のほうで検討いたしました結果、ご指摘の当時考えておりました南部清掃センターの二千五百坪の面積では、面積的に少な過ぎますし、処理後の排水の問題にもいろいろ問題があるようございました。

したがしまして、担当者いたしました。本会議の席上において地元の了解もないままに決意のほどを申し述べた

不見識さおわびいたしますとともに、現在の時点では、南部清掃センターにし尿処理場を建設するという考え方を断念いたしておりますので、ご了承願います。

ただし、南部清掃センターとしてどうしても百五十キロ日量の施設をつくらなければならない方針には変わりございませんので、高井議員の地元のほうでご協力をお願い申し上げたいこともつけ加えておきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 二問、三問についてお答えいたします。

減反政策につきましては、ただいま高井議員からご発言のございましたように、昭和四十五年度から実施され、さらに昭和四十六年度から五十年まで五カ年計画で実施されることになっておったのでございますが、この間単純な休耕につきましては三年目の本年度で終了して、転作だけが五十年まで実施されると、こういうふうには伝えられております。

私は、三月の議会におきまして、確かに山中議員のご質問だったと思っておりますが、その中でお答えいたしましたのは、近く減反政策あるいは農業政策というものが見直される時期が来るであろうと申しておったのでございますが、幸か不幸か世界的な農産物の生産の減少とか、あるいは干ばつ、異常気象、こういったことによりまして世界的な食糧事情が急激に変化してまいっておると思っております。

昭和四十六年度以降の四日市市の生産調整の実績を見ますと、四十六年度には七百四十七ヘクタール、昭和四十七年度には六百八十四ヘクタール、本年度は目下集計中でございますが、大体七百十六ヘクタールの面積が水稻の植えつけをなされない予定になっております。そうして、この生産調整面積のうちの約八〇％が単純な休耕田になってお

ります。そうして、来年度からはこの単純な休耕奨励金の打ち切りに伴いまして、水田はまた再び復元するという利用対策を検討しなければならぬようになっておるのでございますが、市といたしましては継続休耕によりまして、荒廃化しております水田を大型の農業機械の活用によりまして、その復元をはかりたいと考えております。

そして、このためには生産組織を整備することが必要であろうかと考えます。本年度からこれに着手いたしまして、復元した水田につきましては農業の兼業化に伴う非常に著しい現況にかんがみまして、農協による経営の受託方式によって水田作については復元するのが適当ではないかと、このように考えるのでございます。

この場合の大型機械の導入等につきましては、農協と十分協議いたしました必要の際には市も協力するといった考え方で進めていきたいと考えます。

第三点の国鉄の合理化に伴いまして河原田駅を無人化するかどうかというような問題。

この問題、私まだはっきりとは聞いておりませんが、いままで、市の複線電化についての施策にご協力いただいたいきさつもございますし、また無人化ということはいろいろな不便も生ずる問題でございます。かつて富田浜の無人化の場合にも、現在の議長が非常に努力奔走せられて、私たちも一緒にご協力申し上げたこともあるのでございますけれども、この国鉄の合理化という問題、非常に強い意志で進んでおりますので、これが一たん決定いたしますと、非常に困難な問題かとも思うのでございますが、市といたしましては、全面的に全力をあげて無人化については反対していききたいと、このように考えます。

○議長（山口信生君） 高井君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 先ほど、環境部長のほうから、南部清掃センターのあと地の利用につきまして、断念したというお話

でございますので、私もほっとしたような感じでございますが、なお、さらに新しく土地を求めてというお気持ちがあるようでございますが、どこかでこれはつくらねばならない問題でございますので、市の考え方によって協力もしなければならぬという感をいたすのであります。

第二の休耕田につきましては、先ほど大型機を導入して農協とタイアップして善処したいという市長のおことばを聞いて、これでは農家自身としても納得のいく方法じゃないか、何かの方向でそういうふうなふうに援助をいただきたい。そうして、現在、市街化の調整区域において農業振興地域整備法に基づく農用地の指導を早急に行って、基盤整備、農業後継者の育成等、企業的な農業の合理化を推進していただくように要望いたしておきます。

それから、農業研究指導所のことについてはお答えがございませんが、再度お答えをしていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 申し忘れたのでございますが、農業指導研究所につきましては、従来近郊農業の振興につきましていろいろ役割りをはたしてまいりましたわけでございますが、さらに最近の様子を見ますと、市内の緑化という問題が、市民の関心も非常に高まっておりますし、その必要性も生じておりますので、緑地センターといったような形であの農業指導所を強力拡充いたしまして、一面には苗木の供給もできるような施設を整備して、市内の緑化を助長するような方向にもっていきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 川村 潔君

〔川村 潔君登壇〕

○川村 潔君 四日市病院のことにつきまして質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、現在のような四日市病院で四十七年度七、八千万円の黒字のようだとすることは、非常に経営がりっぱであったということを心からお喜び申し上げたいと思います。これは、ひとえに院長はじめ事務長の努力のたまものと思うわけでございます。そういう時点におきまして、次のことについてお尋ねしたいと思います。

最近、患者数が特に増加してまいりまして、外来においてはいつも待合室は大混乱しております。また、入院しようとしても、いつも数十人が空床がないため入れてもらえず、非常に困っている市民が多いと聞いております。

これは、まさに私が委員会なんかでよく申し上げたのでございますが、老人医療あるいは乳児の医療費の無料化に伴いまして、こういう傾向が激化してきたものと私は思うわけでございます。そのために、どうしてもすぐに入院しなければならぬ病人さんが入院できないということが、しばしば起ってまいるわけでございます。これは、公立病院ばかりではなく私の病院でもそういう傾向が次第に出てきたわけでございます。この患者対策に対して、市長はどのようにお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。

これと並行しまして、病院の改築問題が起ってくると思います。市長の考えをまずお伺いしたいわけでございます。

本年度初の市長の施政方針の中でも、病院の具体的な改築をたたき台にして改築計画を進めていきたいと申されているが、いつごろから、どんな形で具体化されようとしているか、また病院側としては、今日どの程度その作業が進んでいるのか明確にされたい。

大学病院の機能が、逐次地方都市の基幹病院に移りつつあります。四日市市立病院も、県下でも随一の、名古屋大学内科の教育病院に指定されています。これは、当病院が医師の教育に寄与するばかりでなく、名実ともに地方の中枢核病院としての機能を持つことになります。

すなわち、優秀な医者をはじめ各診療部門のスタッフをそろえ、かつ近代医療器具を駆使して対応しなければなりません。現在の建物はあまりにも貧弱であり、狭隘でその任にたえないのは申すまでもありません。

また、公営都市の汚名を返上し、市民の福祉を増進するためにも、是が非でも近隣にないモデル病院を一日も早く建設してほしいと願うものでありますが、市長の希望のもてる答弁をお願いしたいと思います。

それに伴いまして、高等看護学院の問題についてお尋ねしたいと思います。

現在、高等看護学院は定員十五名というごくわずかな人数しか養成しておりません。優秀な生徒が来ておるようございますが、ますます看護婦対策が必要になっておるわけでございますので、病院の改築の際に高等看護学院ももう少しりっぱなものを建てていただいて、そして人数もふやしていただき、そうして看護婦対策の一環としてもらいたいというのが私のお願いでございます。

以上の点につきまして、市長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

現在、患者対策といたしまして、病院におきましてはいま仰せのありましたように患者の待合時間が長く、また入院を要する者もできないというような状態でありますので、いろいろ苦勞しておるようでございますが、現在のとりあえずの対策としては、緊急を要する患者のあった場合には、軽い患者に退院してもらってそのあとへ入れるとか、あるいは民間の病院に連絡をとって委託するとかいったような方法で一時を切り抜けておるようでございますが、相対的に入院室が不足しており、需要に応じられないというのが実情でございます。

病院の改築計画につきましては、目下病院の内部におきまして改築委員会を設けて、検討中でございますが、これが九月中には結論が出ることだと思えます。

私といたしましては、昭和四十九年度から何らかの形で病院の改築に着手したいと、このような考え方で進んでおります。

高等看護学院につきましても、仰せのとおり定員が現在十五名でございますが、これも現在の建物ではどうもしょうがないと思われれますので、改築と並行いたしましたして、これと同時に高等看護学院の拡充整備をはかりまして、できれば定員なんかもふやしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 川村 潔君。

〔川村 潔君登壇〕

○川村 潔君 昨年度、たしか五十万ばかりの調査費がついておったわけでございまして、それによって病院の改築の設計とか、いろんなものができてきているんじゃないかというふうには考えておるわけでございます。

現在、市長のお話ですと、内部調整がいま現在やられておることでございますが、いずれにしましても、病院を建てるとなれば相当な金額も要ることでございますし、来年度から着工というようにお話でございますが、どのような形でやられるか知りませんが、もう相当なところまで私は進んでいるやに聞いておりますので、その点、どのところまで設計なんかもできておるかお尋ねしたいと思います。病室も増床することになりますと、医師会がどうのこうのといつもいわれるわけでございますが、現在の段階におきましては、医師会のほうも別に反対しておるわけでございせんし、その点、医師会のほうも開業医が病人を病院に送りましても、なかなか入院さしていただ

けないというのが現状でございますので、増床していただくにはやぶさかではないというふうには、医師会のほうはいっております。だから、どういう計画になっておりますのか、その点もお伺いしたいと思います。

そして、これはやはり今度常任委員会もいままでの総務のほうから産業のほうにかかりましたので、どうか常任委員会のほうでもっとどんどん取り上げていただきまして、ぜひともこの問題についてご討議を願いたいというふうにお願したいわけでございます。

それで、いま現在どこまでいっておるかということだけひとつご答弁願いたいというふうにお願いたします。

○議長（山口信生君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 昨年度、改築計画を推進するための調査費として百万を計上させていただきました、すでにそれに基づいて計画を進めておりますが、専門家の設計あるいはまた他の病院を見学したり、いろいろやりまして検討いたしました結果、問題点が多々出てまいっておりますので、その問題点を一つ一つ検討しながら、なお将来どういう病院をつくらたいのかというように具体的な申し上げますと、ここ二、三年のうちにここでもしばしば申し上げておりますが、シンチレーションカメラを導入して診察機能を大いに拡大してみたり、あるいはまた人工じん臓を新しく着手してみたり、あるいはまた、未熟児センター等を設置して近代的な病院としての姿を整えてみたりしておりますが、こういったことを一体どの程度まで公立病院としてやっていくのかがいいのかというように、各、各界の意見を総合しないと、特にただいま四日市病院にまいておきますのは、名古屋大学、名古屋市立大学、三重大大学の三つの大学がございまして、この大学と連携をとりつつ将来の病院としてのビジョンを固めていきたいとそういうことを含めて検討いたしておりますので、具体的にはある程度の計画が出てきておりますが、いま申し上げ

げたような点をさらにその中で検討しつつ、先ほど市長が申し上げたように九月までには病院の最終案をまとめたいというふうに考えております。

それから、増床の考え方も必然的にその中に出てくるわけでございますが、確かに老人の医療費の無料化、あるいは乳児の医療費の無料化等によって、患者数が増加してきておりますし、いままでのような考え方ではなかなか処理できなくて、当然増床という問題も起こってくることは必然でございますけれども、こういった点も一体どの程度増員するのかという結論も出ておりませんので、いずれにいたしましても病院の医師を中心とし、二十数名で構成しております建設委員会、それといま申し上げたように各大学等の意見等も聞いて、病院としての最終案を出したうえでいろいろご相談申し上げたいと思っています。

○議長（山口信生君） 高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 自由クラブの一員として、通告の順に従いまして質問させていただきます。

一、生活下水道について。

四日市市の下水関係がたいへんにおかれているということは、皆さんすでに十分ご承知のとおりであります。しかしながら、本年公共下水道や朝明、雨池、羽津、塩浜等の都市下水工事に対し、多額の国庫補助が決定し、この方面の事業が着々と推進されようとしていることは、全くご同慶の至りであります。

三鷹市は、ご承知のように下水関係事業にたいへん熱心な市であります。市長は、市内の下水関係工事が完成すると、市民の平均寿命は三年延びるということを、世界のこの方面の統計から算出し、強調して、下水問題こそ男の仕事だと大いにハッスルしておられます。

わが四日市市においても、一日も早くこれらの事業を進められて、市民を浸水難から解放するとともに、われわれ市民の寿命を延長していただきますようお願いするわけでございます。

しこうして、これらの大事業に対し市当局がたいへん熱心であることに對しあらためて敬意を表するものであります。

しかしながら、市長の方針の生活環境整備という観点から、個々の生活下水の状況を見ますときに、公共下水、都市下水等の大業さえ完成されれば何もかもよくなるという言いわけに使われて、これらの生活下水問題が隠され、延ばされ、一部の人々が不当に苦しんでいる場合があるということもまた事実でございます。

すなわち、さきに青山議員が触れられましたように、いまだに原始人のように住宅のすみに穴を掘って汚水をしみ込ませている家庭もあれば、汚水を近くの低地にたれ流して、特に夏期には臭気がぶんぶんとして種々のトラブルを起こし、隣組不和の原因となるところもあります。

すなわち、生活下水処理に難渋し、しかも個人の力ではどうすることもできないで悩み苦しんでいる谷底状況にある人が、方々に散在していることも確かに事実でございます。この点は、午前中の青山議員の触れられたとおりでございます。

こういう問題について、私どもはしばしば下水関係者をお願いし、また一月の市長の方針についての質問においても取り上げて窮状を訴えたわけでありました。しかしながら、現在の下水道部の状況は、松戸市の「すぐやる課」とはおよそ縁遠く、まさに反対に「すぐやらぬ課」となっており、したがってわれわれも「すぐやらぬ議員」「言いわけ議員」に成り下がっているような状況でございます。

私どもは、今度の機構改革で下水道部で下水工務課が小工事に専念し、土木では維持課が独立して、これで市長方

針の環境整備体制はまさに確立した、すなわち松戸市の「すぐやる課」が四日市市においても発足したと喜んだわけであります。が、ふたをあけてみるとくたのごとでございませう。環境整備、特に生活道路、下水整備を市長の方針として、堂々と掲げられました市長もたいへんおつらいだらうと思えますが、われわれもそれ以上につらいわけでございます。

私は、このような生活に直結する下水問題は比較的少額の費用で各人から喜ばれ、また一度工事をすれば長く続いて喜んでいただける問題なので、ぜひとも、借金してでもやるに値すると思うわけでありませう。この方面に、一億円ぐらい二年も続けて予算をつければ、大体一応目算がつくと思うわけでございます。

しこうして、この生活下水については種々のケースがあり、たいへんむずかしいので、公正に受益者負担率という考え方も取り入れていくべきだと思っております。要するに、少々の負担金を出してもぜひやってほしいという真に困っている人々に、早くあたたい援助の手を差し伸べていく必要があるかと思っております。

このことについては、すでに市長は青山議員の質問に対して、予算をふやしてやるという非常にあたたいご答弁がございました。

この件につきまして、長年下水道部を担当しておられる加藤助役及び現に下水の責任をもっておられる美濃部部長も、現在の下水道部の状況でこれと十分とは思っておられるはすなかりかと思っておりますので、見解をお伺いしたいと思っております。

次に、道路側溝条例について。

最近の建築ブームで水田埋め立てが次から次へと実施されているわけですが、そのために従来道路の両側の水田に排水されていた汚水が道路上にたまり、舗装をいため、また、新築した人々を苦しめているわけでございます。

それで、われわれに向かって、道路上に水がたまるのはけしからん、早く側溝をつけてくれと要求がきりでございます。しかしながら、土木課のほうではなかなかおいそれとは応じてくれないわけでございます。

県道においては、側溝は両側の埋め立ての地主がつけるように条例できめているようでございますが、なかなかうまく運営されていないようでございます。

それで、私は道路沿いの土地を埋め立てたときには、必ず地主からメートル当たり幾らという負担金を市に支払う条例をつくってはどうかと思うわけでございます。そうして、埋め立てが完了し、適当な時期になったら、側溝工事は市のほうで、われわれ議員が介入しなくとも自動的に行うということにしたら、たいへんに好都合だと思うわけでございます。

これについて、土木部長の見解をお伺いしたいと思います。

第三、垂坂の北部清掃団地の利用についてでございます。

最近、偶然な機会に九鬼前市長から加藤助役ともにお話を伺う機会がありました。

九鬼さんは、北部清掃団地をもう四、五万坪買いまして、そこにどんどんと公共投資をして理想的公園をつくるのが自分の念願であったが、事半ばにしてきたことはまことに申しわけない、返す返すも残念であると、どうかこれを受け継いでりっぱなものにしていきたいという話がありました。まことに血涙をしばってのお話でございます。市政執行に責任のない私でさえ、思わずほろりとしたわけでございますが、そばにおられた加藤助役の感慨はまさにいかばかりであったろうかと思っております。

私は、この話は私と助役で聞き流してはあまりにももったいない話だと思っております、さっそく岩野市長にもご報告申し上げたわけでございます。

先日、総務委員会の管内視察でここに参りまして、この空気のいい、景色のいい北部清掃団地に立って、周囲をながめまして、あらためて九鬼前市長のことばを思い出しまして、これこそ四日市市の宝であると痛感したわけでございます。

最近、東京都及び全国各地におけるごみ焼却場をめぐるまことにお互いにえてかってな、醜悪な騒動を思いましますに、この空気のいい、景色のいい、熱源が幾らでもあって青年用の温水プールも老人用のふろもできる、この地こそは市民のいいこのセンターとするにまことにふさわしいところで、このけっこうな垂坂清掃団地をぜひとも地元垂坂の人々からも、また市民全般からもほんとうにありがたいところだと、けっこうなところだと拝まれるようなところにする必要があると痛感したわけでございます。このことこそが、先般から話に出ております南部清掃団地の建設と、今後の清掃行政をスムーズに推進できる唯一のきめ手だと思つたわけでございます。

加藤助役のあとのときの九鬼談話の受け取り方、及び北部清掃団地の今後の活用の構想について承りたいと思ひます。
第四、公有地の土地先行取得について。

公有地、特に小学校建設用地の先行取得については、学区の児童生徒数を数年先まで予測し、すみやかに土地の先行取得について手を打っておく必要があると思つたわけでございます。

現在の住宅建設ブームは異常なものがありまして、市街化区域におきましては、朝目がさめたらそこに家が建つていたというほどに住宅の建築が盛んでございます。特に小学校の用地になりますと、六千坪、八千坪とまとまった土地が必要でありまして、このような広大な土地は学校建設予算が決定してからは、とても適当な地が市街化区域内に適当な値段段では入手できるものではないとおそれるものであります。

私は、広いまとまった、そしてひそかに私が小学校用地として当てにしていた土地の中に、ばつりばつりと家が建つごとに胸が痛むわけでございます。

しかし、最近になりましたまことに幸いなことに、公有地拡大の推進に関する法律、すなわち略称公有地拡大推進法という法律が制定されまして、公有地を取得する場合に公社を設立すれば、資金の融通が幾らでもつけていただけたらという便利なありがたい法律ができたと思つております。

市長は、こういう法律に基づいて公社を設立して、公有地を、特に学校用地を適正価格に、適当なところに先行取得していくということについてどうお考えであるか、お伺いしたいと思います。
終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、第一点の生活下水道の問題についてでございますが、ご指摘のとおり四日市市内各所にご指摘のような状況が発生をいたしております。

下水道の根本的な計画といたしましては、ご承知のとおり、すでに四十六年度を初年度といたしまして五十年

午後二時十二分再開

での第三次の五ヶ年計画、これは国としては二兆六千億、市のほうに直しますと、九十四億余りでございますが、これを四十八年度で終わりました、四十九年度から新たに第四次五ヶ年計画を作成することになっております。四十八年度末までの工事の消化状況でございますが、国のほうでは大体五五・五〇程度、四日市市では五七〇程度を消化できる見込みでおります。

引き続いて、四十九年度からは第四次ということになるわけでございますが、国の総ワクで約八兆円、本市に直しますと大体二百四十億という大きな金額になるわけでございます。これらは、いずれも公共下水道あるいは幹線の都市下水道の工事費になるわけでございますので、支線等に至りましてはさらにこのほかに工事が必要であると、さらに、最も住民の方々がお困りになります日々の生活下水、汚水の処理の問題につきましては各所にございますので、これらを十分処理いたしませんと、本当に快適な市民生活を築んでいただくということができないというわけでございまして、私たちもできるだけその面に力を注ぎたいというふうに考えております。

その際に、お話のありました受益者負担と申しますか、原因者負担と申しますか、そういった方々からご負担をいただくということは、一つの考え方ではあるかと思えますけれども、なおこの問題についてはいろいろと検討を要する事柄が含まれているだろうと、かように考えますので、工事を促進するための一案といたしまして参考にしていただき、今後予算の充実はかかって生活汚水の処理につとめたいと、かように考えておる次第でございます。

次の第三点、ご質問の第三点にございました北部清掃団地のおとの利用の問題でございます。

ご承知のとおりだんだんごみの埋め立ても進んでまいります。やがては、あそこへごみをほるといふようなことも不可能になる時期が近く来るであろうということが予想されるわけでございますけれども、この土地の利用ということについては、いろいろなご意見があるわけでございます。

ただ現在、北部清掃団地に関連をいたしまして緊急に解決をしなければならぬ道路の拡幅の問題、あるいは舗装の問題等がございますので、これらの問題もあわせまして、全市的な問題として受けとめたいというふうに考えております。

将来構想につきましては、これも全市的な問題でございますので、単に環境部だけにまかせるといふことでなくて、緊急に解決を迫られている問題とあわせまして、特別な機関を設けて、構想をつくり上げていきたいと、かように考えております。ただし、これは構想でございますので、将来これを実現していくうえにおきましては、まだなお時間がかかるだろうというふうに考えますので、長期的な展望に立ってあの地域の利用というようなことを考えていきたいと思っております。

さらに、一つ落としましたが、下水道の工務課あるいは土木の維持課、そういった土木下水等に関連をいたします人員並びに組織の強化の問題でございますが、これらにつきましては、きょう午前中に市長のほうからご答弁申し上げたように、十分強化をする方向で検討してまいりたいと思っておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 側溝の整備状況は、ただいまのところ市内三百四十五キロ程度済んでいるわけでございまして、残るところ二百四十三キロまだ残事業が残っているわけでございます。これらにつきましては、緊急度を勘案いたしまして計画的に今後整備していきたいと、かように思っております。

最近、住宅団地造成が急増してまいりまして、道路の沿道を宅地化するといったような事件がふえてまいりまして、

それがために路面の排水が非常に悪くなってきているわけなのでございまして、また付近の家屋の家庭汚水の排水までが支障を来しているというような現状でございまして。

こういった問題を、われわれといたしましては常に道路のパトロールを実施いたしましたして、気づき次第それぞれと加工者に対し注意を申し上げているわけなのでございますが、なかなかと意のままにいかないのが実態でございます。こういった問題につきましては、道路法三十二条の占用の許可願いを出さなきゃならないといったことになっているわけなのでございますが、原因者といたしましては、なかなかそういった点を理解されていない方もおるわけなのでございます。

国におきましては、従来からそういった沿道の加工をする場合、占有者に対しまして強制的に負担をさしまして、御溝をさしているわけなのでございますが、県、市におきましては、まだまだそこまで徹底がなされていないといったようなことでもございまして、今後こういった点につきましては、方法等につきましても十分と検討をさしていただきたいと、かように思っております。

なお、条例化につきましては、他市等の行われている状況等を十分研究さしていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齋君）登壇〕

○市長（岩野見齋君） 第四点にお答えいたします。

現在、ご指摘と類似したものに、四日市市開発公社があるのでございますが、この公社では土地取得について税制上の問題がございますので、土地開発公社の名前を持った公社を発足させて、公有地の先行取得を積極的に行いたい

と考えております。

ただし重複を避けまして、従来の四日市市開発公社と実質的なつながりを持った公社をつくりたいと考えております。

○議長（山口信生君） 高橋君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 第一の下水問題については、私どもにとっては、国の何兆円とか、市の何億円とかいうような大きな話は、私どもの頭ではとても消化ができぬわけでございます。見当がつかぬわけでございます。私のいまお願いいたしておりますのは、市内の生活下水一円に対して、まとめてせいぜい何千万円というふうなことを頭に浮かべての質問をいたしておるわけでございます。われわれのお願いにまいます問題は、一件せいぜい何十万、また幾ら多くても二・三百万円程度の話をお願いにあがっておるわけでございますが、これがなかなか受け付けてくれないという現状でございますので、私どもの今日の第一の下水問題として取り上げた問題は、非常に小さいが非常に重要だということを入れたらでございます。せいぜいと「すぐやる課」精神でやれるように、今度の九月なり十二月の予算時期には、市長も非常にご理解を示しておられるわけでございますから、加藤助役、美濃部長ともども力を合わせていただきます。何千万円でけっこうでございますから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次の、第二の道路側溝の件につきましては、土木部長から、今後この側溝については力を入れてやるという非常にあたたかいおことばがございましたから、それでけっこうでございます。

次の、第三の垂坂清掃団地の利用につきましては、加藤助役が十分に長期的展望に立って、りっぱなものをつくりたいとのご返答でございましたが、あまりにも長期的に立っておって、これは今後南部清掃団地を推進していく場

合に、あんなような状況でまだ何も垂坂の地も喜んでいない、ほかの周囲の人たちも喜んでいない、迷惑をいただくばかりだというふうな考えを持ちますと、南部清掃団地、ひいては今後の清掃行政を推進していく場合に、非常に支障になるかと思えますので、長期的じゃなしに、短兵急にひとつりっばなものを建てていただいて、前の質問にも申しましたように、垂坂の地元の人たちもほんとうにありがたいなあと、また、全市民もほんとうにありがたいなあとという気持ちが起るようなことを頭に描いて、一日も早くりっばなものをつくっていただきたいと思うわけでございます。

第四の、公有地の先行取得につきましては、市長が公有地の先行取得についてはひとつ公社をつくって、せいぜいがんばりましょうというお話でございましたので、それで満足でございます。

どうもありがとうございます。

○議長（山口信生君） 六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告いたしました、四日市の都市づくりについて質問いたします。

私は、三月の議会におきまして、基本構想案の前進のためにという表題で、見聞いたしました西欧諸国の都市づくり、あるいは福祉政策等の一部についていろいろと報告をし、そして四日市でこのような問題についてぜひ取り入れていただきたいという、そのようなことを前三月の議会で申し上げました。市長のほうから一応のご答弁があり、ばく然と前進のご答弁があったわけですが、さらに重ねてその引き続きをやりたいと思います。

ただいま、高橋議員のほうからのご質問で、私もこの前言ったわけですが、四日市の都市づくりをするためには、何らかの手段を用いなければなかなかできないのではないか、こういう観点に立っておるわけでございます。

例をたとえば住宅の問題にとってみますと、西欧では公営の住宅が主体になっております。そのために、都市計画がうまくいっておるわけでございますが、日本は伝統も違いますし、今日の状況では地価が高騰して、住宅がスプロール化して、なかなか都市計画ができないという、そういう問題があるわけでございます。

本来ならば、私は住宅は公共団体、もしくは国がづくり、そしてその住宅の問題を中心にしていろいろと考えていくことが必要だと思っておりますが、それは短兵急にはいかないと思います。

しかしながら、現実には私たちは四日市の町に住居を持ち、そしていろいろと生活しておるわけでございます。このような観点からいろいろな面を考えてみますと、住宅そのものについてもいろいろと不満はありますけれども、そのほか、社会的なシビル・ミニマムがどう満足されているかという、そういう点を考えてみたいと思うわけでございます。

人間が住んでおりますと、どうしてもいろいろな社会的な施設が必要なわけでございます。そのためには、いろいろと公共団体があるものごとをつくっていかねばいけないわけでございますが、現在の都市計画の中では、道路とか公園、そのようなものの一部が、都市計画図としてあらわれておりますが、そのほかの施設は行き当たりばったり。住民の要求が強いとしぶしぶと取り上げていくという、このような姿勢で今日まで行われてまいりました。

現在、四日市では開発指導要綱というものをつくりまして、新しくつくる団地については、いろいろと社会的な設備についていろいろと強制的につくらしております。このような考え方があんならば、現在困っております既成の市街地にそのような手法を取り入れていくのが市の使命ではないかと私は思うわけでございます。

たとえば、学校等について考えてみますと、現在の小学校、中学校で、文部省の基準の校地以上に校地を持っている学校が、一体幾つありますか。学校の用地は、みな文部省の基準よりも小さいわけです。校舎の敷地もそのとおり

小さいわけです。そのために、各学校からもっと校地をふやしてくれ、そういう要求が非常に出てきております。

さらに学校の問題でいうならば、適正規模の学校が一体四日市には幾つあるか。みな適正規模以上の学校が非常に多いわけがございます。

こういう不満、あるいは保育所が足りない、そのほかもろもろの要求がございます。一つの町内でいきますと、集会所もほしい、公園もほしい、いろいろと要求があるわけでございますが、このような問題のシビル・ミニマムを、四日市として一つ一つつくっていく必要があると思えます。

この基準をつくるという作業を、現在四日市では行っておりませんが、このような基準をつくる意思があるかどうかという問題でございます。一つはその問題であります。たとえばそういう問題で、この地域についてはどうしてもこういうものをつくっていかなければいけないなどと、そういう結論が出たならば、やはり具体的に都市計画の中であらわすべきだと私は思うわけでございます。

現在は、道路、公園、これが都市計画の図面の上で出ておりますが、たとえば、この地区には学校がここに必要だということであるならば、学校の用地を都市計画上に指定する、保育園の用地を指定する、公園の用地を指定する。そのような形で指定をし、そしていかなければいけないと思えます。

たとえば、道路一つをとってみましても、現在のままでは永久に道路そのものの形は変わりませんけれども、都市計画街路にたとえば現在は木造の家屋があったにしても、木造の家屋は、三十年なり五十年なりすれば必ず建てかえる時期が来るわけでございます。

そういう大きな構想を持ちながら四日市市を変えていかなければ、四日市の町は自然のまま、四日市の政治は、四日市地域の町づくりの中には少しも影響していかないことになるのではないかと私は思うわけでございます。

そういったような観点から、もろもろの都市計画についてやはり各地域ごと、四日市全体、そのようなことを一つ一つ問題にした具体的な計画が私は必要だと思っておりますが、このような観点で四日市の都市計画をつくっていく意思がないか、そういうことについてぜひとも市長のほうから答弁をいただきたいわけでございます。

そのほか、その答弁によりまして次の質問を具体的に進めていきたいと思っておりますが、前議会でも私が申し上げましたように、さらに今後の議会の中で四日市の基本構想が論議をされるわけでございますが、対症的にやる仕事もあります、さらにもう少し先行的にやっていく問題、それからその問題の中には、どうしても先にやらなければいけない問題があると思えます。そのような取捨選択の問題はあるとは思いますが、そういう問題を一つ一つつぶしていく、そのようなプロジェクトチームをつくってやっていくことが、四日市の今後の将来にとってきわめて必要であると思っております。

今日まで経済優先の政策のために、私たちの住環境におきましてもいろいろな障害が出てきております。環境の問題、あるいは日照の問題、こういう問題もいろいろと出てきておりますが、このような問題も今後どう解決していくかということは、都市づくりにとってきわめて重要な問題でございます。いろいろと考えることは多くあるわけでございますが、特に社会的施設についてどうあるべきかということを中心いたしましたして、四日市が現在どう考えていくのかということについて、ご答弁を願いたいと思っております。

前回の続きで焦点をしばってありますので、以上の問題につきましてもご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのお説につきましては、近くご審議を願うことになっております基本構想、またこれに続いて考えております長期計画あるいは具体的な実施計画の中で、ある程度これは充実にされるものであると思っております。ご希望はありますが、なおあるべき将来の四日市市の姿を求めて、そのあるべき姿を検討するということも非常に必要かとだと思っておりますので、こういった基本構想、あるいはそれなりに続く長期計画、あるいは実施計画と並行いたしました、こうした理想像を求めていきたいと、このように考えます。

○議長（山口信生君） 六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 基本的には、市長のお考えを承ったわけでございますが、たとえば学校の問題で出しますが、山手中学校は、補助基準が二万七千八百二十九平米、実際の保有面積は二万三千八百九十四平米ですね。そのほか各学校全部ありますが、たとえば山手中学校は補助基準から見ても校庭が足りない。私たちが見ますと、相当広い校庭だなあと思っている学校でさえそういう問題があるわけです。

たまたま山手中学校の西側にあき地がございます。このあき地をほっておきますと、住宅がどんどん建ててくるのではないかと思うわけです。学校の希望としては、その横のあき地をぜひ市のほうで買っていただきたい、こういう希望を持っております。当面金がなかったら、たとえばその学校のあき地を公有地拡大推進法に基づく都市計画の学用地として指定しておけば、一番初めに市に話がるわけです。いまのうちだったらそういうことができるわけですけれども、これをほっておきますと、そのうちに学校のまわりに家が建って、それに文句はいえない。またどうしても必要なときには、高い金を出して移転をしてもらって買うという、二重の手間がかかるわけです。そういう心配があるわけで、たとえば具体的にいろいろな面でいえるわけですが、そのような土地については、できるだけ学校用

地として指定をすると、こういうことが当面の私は急務ではないかと思うわけです。

先ほど高橋議員も言っておりましたが、どこの土地だか知りませんが、小学校の用地としていいと思っております。ところが家が建ってきたというお話がございました。そういうところは、もちろん住民自身の意向というものを当然採用しなくちゃいけないわけですけれども、やはり私は、市民というものは正しいと思っております。いろいろと論議をしていく中で、公共のためにこういう土地がどうしても必要なんだということであるならば、大体の意向は私はまとまると思うわけです。個人自身は非常に迷惑なことだと私は思いますので、その方々に対しては、やはりかわりの土地を与えるなり、金をよけい出して了解を得るなりという、手段・方法についてはいろいろあるわけですが、どうしても必要な公有地については、そのような形で求めていかなければいけないと私は思うわけです。

こういったような観点で、たとえば例を学校の用地に出したわけですが、学校用地を確保する方法について具体的にどうやっていくのかということ、まず一つ質問したいわけでございます。

そのほか、現在浸水家屋の問題で、一部の地域は水路をつくっております。現在、四日市には都市計画街路という、そういう計画はあるわけですが、都市計画水路という計画は、私まだ聞いたことがないわけでございます。個々の水路について、あの水路はこうなるんだ、ああるんだというお話は聞いておりますけれども、それだけでは私はいけないと思っております。小井議員も、先ほど羽津の例で、羽津の基幹水路はどうするのかという問題に含めまして、それにつながるような水路の問題を出しました。道路と一緒に基幹水路があれば、それで解決する問題ではないと思えます。基幹水路に続く水路計画、こういうものが完成してはじめて基幹水路が私は生きるのではないかと思えます。

そういったような水路をつくるにしても、なかなか土地を買えないというのが実情でございますが、こういう問題

の解決の一つの手段として、やはり公有地拡大推進法が生きるのではないかと私は思うわけでございます。

こういったような観点から、水路の計画等につきましてもどう考えておられるのか、例を水路と学校の用地の確保についてだけ申し述べましたけれども、こういうような問題についてどう考えておられるのかについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 公有地の先行取得という問題は、ここ二、三年非常にやかましくなってきた問題でございます。そうして、この問題につきましても、先ほど高橋議員にもお答えしたのでございますが、私は土地開発公社というものの手でやっていきたいと思えます。学校・水路その他の公共施設について同じような考え方で、とにかく絶対必要な土地は確保するという方針で進みたいと思えます。

○議長（山口信生君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 市長のほうから、そういう必要なものについては十分土地開発公社をつくってやっていくんだというご答弁がございました。三カ月前に私が申し上げたので、発足はまだ無理だとは思いますが、できるだけ早くこれを発足し、そしてこの法律のよい面を生かして、私たちの四日市の町づくりのための土地の確保その他についてぜひともやっていただきたいと思うわけでございます。

そのほか、こまかい問題等につきましても、具体的にこの辺についてはこういうものが必要ではないかという、そういう意見を私は多く持っておりますけれども、このような点については、後日いろいろな機会で言う機会もあると思

いますので、その辺については、具体的な問題については留保いたしましたして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 通告の順に従いまして、質問を行います。

一、常時浸水地域解消について。

雨期を迎えて、具体的処理の方法についてでございますが、私がお聞かせ願いたいのは、理論を聞かせていただく必要はございませんので、具体的にどのように予算をつけてどうするんだということを説明願ったらいわけです。大体どのくらいかかるのか、期間はどうかということをお聞かせください。特に、富田、富洲、塩浜地区海岸線一帯に対する浸水対策の処理の方法は、悲しいかな、市の行政ではとても不可能かと、住民に思わせております。事実私もいまそういう気持ちです。市の行政では、浸水をさせないというような処置は、これだけの二千人ですか、三千人近くの役所の技術、人員をもっては、いまだにこの都市において海岸線一帯の水つきをとめることができないんだ。それがために、議会としては治水対策特別委員会をつくって、検討をして、やはり理事者をバックアップしていかんやならないと、こういうような実情です。

理事者としては、私が下水道部長であり、市の責任者であるならば、議会をもってこういうような対策委員会をつくられるということについては、何をしても、どんなことをしても、とめても、執行機関において行政指導をするというぐらいの心がまえをもって、日常の仕事に対処していくし、対処していかんやならないという基本的な考え方をもちっております。

そういう点については、けっこうなことだと、議会のほうも検討してもらって、バックアップしてもらって、予算

も何とか捻出さしてもらって、それでやっていけば、日々日常を過ごしていけばそれでいいんだという仕事に対する考え方、ものの考え方、態度、そういうことについて基本的に市長の意見を聞きたい。

なお、具体的な方法については、実際上の問題として日夜これから雨期を控えるけれども、再三にわたって浸水している問題についてはどう処置するのか、処置してもらわなきゃ困ります。先ほどの高橋議員のご意見じゃないけど弁解議員で常に入水の中をドボドボ雨が降ったら歩いて「すみません、すみません。」理事者の、執行機関の代弁者じゃないんですよ、われわれは。議決機関ですよ。しっかりしてくださいよ、理事者は。

まず、そういう点について、具体的な海岸線の処置の方向をお願いします。

なお、今後の進め方について、どういうふうに四日市の土地の中で基本的な計画を立ててやっていくか、先ほど加藤助役が非常にごりっばなご答弁をしておりましたが、そういう答弁では困るんです。りっばな答弁は要らないんです。いつまでに、幾々らかけて、どの地域をどのようにしてどういう計画でやりますと、それでけっこうなんです。何も要らない。陣容についてはどうだと、金額についてはどうだと、実に簡単明瞭に答えは出るはずなんです。

このような点について、福祉行政が非常に盛んで、非常に四日市市はこれから福祉を重点にして四日市市の行政をやっていく、けっこうです。水がついて、ドボドボして、家の中に水が入って、福祉行政もへちまもないです。

次に、市役所内の組織機構のあり方についてでございますが、ここにも少し書きましたが、複合的な非常に行政の中の問題が多ございまして、道路にしましても下水にしましても、耕地とか農林、各課にまたがりまます。そういううなまたがる問題について、従来から機構的にどうなんだと、公室及び企画のほうで、こういうものをしんしゃくして検討するというような窓口をどこへ持っていくかと、先ほどの話ですと、維持課がそういう窓口になる、冗談じゃないです。維持課なんかが窓口になったって何ができるんですか。総合的な問題をどのように考えて、局所的な問題

じゃなくして、どう対処して具体的にだれにどのようにさしていくかという問題でございます。

今時はそういう問題が、今後どんどん大きくたくさん出てまいります。ですから、そういうところについては権限も持たさなきゃならないし、また、市長のスタッフとして直属に置かなきゃならない場合もあるかもわかりません。その面については、やはり勇断をもって市長としての考えを通し、行政をよりよく円満にスムーズにやっていくという勇気と決断が必要ではないかと思えますが、その点についてはどうお考えですか。従来と同じようにライン型の組織を通じて、右も左も見ずにわが課はわが課、わが部はわが部、ほかの部は知らぬというような考え方で進んでいくというのであれば、またそれはそれで進め方でしょうが、近時はそうはいかないんじゃないでしょうか。その点についての考え方及びそういう面についての公室長等の意見も聞いてみたいと、このように思います。従来からだいたいぶ時代が変わったから、考え方も変わったと思えますので、ひとつそこらの点も十分勘案して、ひとつ意見を出してください。

次に、青少年育成の現状についてでございますが、私がこういう質問をすると、非常に感情的にもいやな感じをするんじゃないかと思うのですが、その点はあしからずご了承賜わりたいと思えます。

北部中央の児童館の効果はどういうような効果があり、子供たちにどういうような成果が上がり、やはり環境的にどういうよりよい結果が出ておるのかというようにございしますが、この点どうかということをお聞かせ願いたいわけですね。

それにつきまして、北部中央と書いたのは、南部のほうの子供たちは見込みがないか、公害と水害等によって何することもないと、ほうっておく状態で、もう子供たちを野放しにして市として対策を講ずる必要もないんだといううな考察のうえに立っておるのではないかというふうに、私もいささかちょっと心配しておりますので、そういう点

についてやはり市民税も払っておりますし、また市民としての平等の権利も受けたいとも思っております。しかし悲しいかな、なかなか受けさせてくれる機会がないのかしらんというふうにも考えておるわけですが、その点はひとつ十分考えたうえで、この点の効果についてひとつ出していきたいと思えます。

なお、特に塩浜小学校の改築に伴って、従来は校舎があいておりましたので、その校舎の一部をお借りしてかきっ子の対策を特定の人にお願ひし、そしていろいろご指導を賜わっておったわけでございますが、改築に伴ってその場所がございません。そういう点についての行政指導というのは、たまたまこういう児童館等、または公民館等そういうところがありますと、そういうところを利用させていただくとけ。こうなのですが、悲しいかな、こういう地区にはそういう理解はしていただいております。ですので、そういうときになってどういふふうに市の行政が対処をとりられるのかという意見も聞きたいわけでございます。この点について、ご答弁を賜わりたい。

次は、第四番目でございますが、第四番目は学校管理費の不足状況でございますが、五割をアップされたけれども物価の値上げととんとんぐらいたというふうなことになりますと、四十七年と四十八年の予算も全然変わらんということになってくるわけなんです、そういう点について各学校においても、便所にはウジ虫は上がってくるし、子供たちは黒板見るにも目が暗い、電球をつけてくれと。昔はほとんどいふふうかわかりませんが、われわれ子供の時分でも電灯なんかつけた学校や、校舎やなどもなかったのですが、いまはもう各学校にみなついて、子供たちが最近目が悪くなったのか、そういう時代になってきたのかわかりませんが、電灯をつけないと子供たちもなかなか見えないうようなこといわれております。

ですから、そういうような問題につきましても、全然処置する費用がないということ、管理課長はもっぱら断わり役だということなんです、こういうことで何にもしてもらえぬということなんです、この点教育長じゃなくして教育委員長、どのように考えるか、状況についての説明をお願いしたい。

なお、まだいまだにその校費の負担というものをできるだけ全額負担をするなどいっても、まだまだその方向が続けられる。また特に新設校等ができると、校旗をつくらなきゃならぬ、また校歌をつくらなきゃならぬ、三十万だ、五十万だと、新設校ができるたびに父兄は出していかなきゃならないと。

こういうものも一回限りその学校に備えられてつくられるものであるならば、何も父兄が負担しなくても、やはり公共の教育委員会のほうで出費できるものは出費をして、やはりやっていくというふうな考え方ができないものかどうか、やはり少なくともできる限り父兄には負担させないという、教育委員会の少なくとも委員長の方針というのは基本的にあるだろうと思うので、そういう面については、やはりよりよい行政指導をしていただかないと困ります。

まだまだ消耗品とか教材備品、そういう問題について、管理用備品についてもそうです。十分特別委員会をもってやっていたかどうかというふうなことです、先ほども申し上げたとおり、議会が特別委員会をもって、そういう市の理事者のけつ押しをして調査して、走り回ってやらなきゃならぬということ自体が、私は非常にふかしぎでもあるし、そういう面について理事者はどういふふうか考えているのか、基本的な考え方なのですが、そういうところまで越権行為をわれわれがしているということであれば、今後越権行為をするわけなのですが、やはりそこらの点の基本的な考え方が、私の考えというものの見方、考え方が誤りだとするならば、その点のご訂正を賜わりたいと思えますが、少なくともそういうことでなくして、理事者の行政執行者と少なくとも議会の議員の議決権者というふうなものの方、見方の立場、そういう相違、またそういうものを研究調査するだけだったらいじやないかということけれども、それはあくまで理事者が怠慢である、またはそういうことがみな市民要求にあがっておる、そういうことによってやはり議会でもそれに対処していかなきゃならないような情勢に置かれると、そういう点については、もう

そんな状態になるまでに当然先を十分読んで、対処のしかたをやっていくというのが、普通執行機関の定石と違うかというふうにも思いますし、そこらの点についてまだまだふかしぎなことが非常に多いので、十分ご答弁を賜わって質問を続けてまいりたいと、このように思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二分休憩

午後三時三十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

まず第一問、その一につきまして、雨期を控えての対策につきまして。

これにつきましてはこれまでに水路のしゅんせつ一万二千二百八十七メートル、幹線水路の改修六百メートルを終わっております。ほかに、小規模なポンプの据えつけを六カ所で実施中でございます。また降雨の際、かなりな益が降ると考えられる場合には、塩浜と富田に職員を現地に派遣いたしまして、それに業者も待機させることにしております。今日まで雨期を控えての具体的な処理方法としては、こういうことをやっております。

なお、今後の進め方でございますが、改修を要する水路は大体三万メートルでございますが、四十四年からこの改修を始めまして、今日までに約四割を終わっております。この早期完成をはかるのでございますが、その完成をはか

るためには、大体百四十ヘクタールの面積が予想せられるのでございまして、この一ヘクタールに大体事業費といまして一千万円を要するのでございます。したがいまして、百四十ヘクタールを完成しようと思いと、十四億ないし十五億の金がかかるのでございます。これにつきましては、基本計画を策定するために調査費二千五百万円を計上しておりますので、この計画に基づきまして浸水対策をなるべく早期に完遂したいと、このように考えております。

二番目の市役所の機構、組織のあり方につきまして、

大体機構というものは、次第に複雑になってきておるわけでございますけれども、この機構につきまして、ある時期にはこれを統合せよという要望が高まり、またある時期には分立させよというような要望が、必要ができてくるものでございます。

最近の状況を見ますと、おいおい課の分立、部の増加と、こういった現象が著しいものでございますので、ある程度市役所の統一的な統合といった形が必要になってきておるのではないかと思うのでございます。これにつきまして単にラインとスタッフだけの整理ではなくて、課相互間、部相互間の連絡調整が必要なことはもちろんでございますが、権限の委譲といった分ももっと進めるべきであるかと考えております。二千五百名以上の職員を擁した一つの組織でございますので、とかくすると、機能の分立ということが強く打ち出されるような傾向もございまして、この点、この際はその統合という色を強めて、ただ課をなくするという意味ではなくて、お互いが市全体のことを考えると、相互の連絡あるいは相互の協力と、他の部分の仕事は自分は知らないという態度ではなくて、市全体の立場に立ってこれを解決していくという、市役所全体が一つになった考え方を強めていくべきであろうと考えております。

次に、青少年の育成の現状につきまして、北部中央の児童館につきましては、それぞれその利用状況といたしまし

て、九時半から五時半まで開館しておりますのでございますが、大体平均いたしまして富洲原には百十九名、橋北には一日九十名平均の児童が集まっております。カギっ子対策でございますので、そこで図書あるいは遊戯というものの時間を費やすことができれば、私はそれだけでそれなりの効果はあるものと考えております。

具体的な効果等につきましては、担当者から必要があればお答えいたしたいと思います。

なお、塩浜のカギっ子対策につきましては、担当から申し上げますけれども、市のカギっ子対策は、従来とは後退しておりますように考えられるのでございます。けれども、四日市といたしましては、カギっ子対策は引き続き進めていきたいと思っております。特に、いろいろ公害等で悩まされておる塩浜地区なんかにつきましては、率先してその充実をはかりたいと、このように考えております。

学校の改築等で、いろいろその継ぎ目につきましては、不便なことが生ずると思っておりますけれども、今年以降そうした問題を根本的になくするように考えたいと思っております。

○議長（山口信生君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） お答えいたします。

四日市の教育に關しまして、ここ数年間の傾向を考えてみますと、体育施設とかあるいは図書館というような方面におきましては、格段な進歩をしておるのでありますが、学校関係になりますと、ちょっとその進歩がおくれているように考えられるのであります。

そのうち、学校の新築、校舎の新築とか改築に關しましては、本年度ぐらいからずっと軌道に乗っていくように思うのであります。これにつきまして、議員の各位からいろいろとご配慮を賜わっておりますことは、まことに申しわけないことだと思えます。

こういうような方面に比べまして、学校の管理費という面からは、これは非常におくれているように思うのであります。いろいろな費用の増細のうちで、これは非常に日陰になっておる面かと思っております。

ちょっと申し上げますと、本年度の学校管理費のうちの修繕費と工事請負費を含めました予算は、三千六百十四万円でありまして、昨年比べて二七兆の増に当たっております。この費用をもちまして、照明であるとか、あるいは水洗便所、プールの整備、非常用の設備の改善などいたしておりますのであります。本年度は昨年度に比べて、若干そういうふうな工事費においてふやすことができるように思うのであります。いろいろと時代の流れに従いまして、設備も新しいもの、便利なものというふうな要求が高度化してまいりまして、これを十分に満たしていくためには、なお非常にこの辺の努力が必要であると思っております。今後、こういうふうな一番これまでおくれおりましたことにつきまして、十分な配慮をいたしていきたいと思えます。

なお、新設学校の校旗あるいは校歌を公費負担にしたらどうかというご意見でございますが、そのうちの校旗につきましては、その学校一回限りのことでもございますので、今後教育費のほうから若干これを補って、その学校の門出を祝いたいと、こういうふうにご考えております。

○議長（山口信生君） 喜多野君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 ただいまご答弁を賜わりまして、それにつきまして質問をさせていただきますと思えます。

小型のポンプをつけて、また塩浜、富田各地区に市の理事者を派遣してそれに対処し、業者等もつけると、それで雨期の対策は何とかしのげるだろうと、こういうようなお話ですが、市長がこういう答弁をしたけれども、これに対

する技術的な裏づけを下水道部長から求めたいと思います。下水道部長がこれで十分できるという自信を示してもらいますと、ことは皆さんは安心して雨期は過ごせるんじゃないかと思えます。下水道部長の技術的な面の判断をお願いしたいと思います。

それと、今後の計画の問題でございますが、こういうことは私がこういう指摘をするようなことがなくても、やはり国道にしましても近鉄にしましても、特に十分先ほどから各議員が申し上げておりますように、治山治水の対策でやはり相当山間部を開発いたしておりますので、水は高いところから低いところへ流れていくのは当然でございます。開発し住宅をつくれればその雨水はやはりどこかへ流れていきます。また山間部で吸収できなかった雨水は、当然道路等についても舗装をしますれば雨水の吸収はなくなるわけでございますので、それをとめておるところはやはり四日市の場合を大別して考えてみますと、国道とやはり近鉄線路、国鉄の線路、そういうところでございます。そういう点につきまして、ほんとうに十分国道にしましても近鉄・国鉄にいたしましても、その排水の状態がどのように流れておるのかというようなことは、やはり道路でパトロールして見ると同じように、下水でも何カ所か国道には基本幹線があって、基本幹線のところの排水はどのようになっておるのか、やはり全部チェックをして、流れるのか流れないのか、いつも排水溝の中には各電線にしても、あらゆる材木が置かれておったり、いろんな現象が多岐にわたってあるわけですから、当然それに、通信にしましてもあらゆるものの線が国道を通過しなきゃならない、近鉄・国鉄を通過しなきゃならないということであれば、そういう業者に負担をさせて、やはりそういう管なら管をつくって、そこで引っぱっていくというような方向を考えていくべきであって、やはり下水道の排水にそれを併設するとかというようなことをやるということが、根本的に近來の行政の中では誤りじゃないかと思えますし、そういうことをやっていることがかえってまずい結果を招来しておるということが多々あると思うのです。

また、やはりそういう点を全市的に調査をして、それをどのように解決していくかというような問題について対処をしていくということが、技術的な当面の問題として必要でもございますし、当塩浜にしても富田にしても富洲にしましても、そういう海岸線から全般西へずと上がった段階で、どこで水をとめるかということもこれは歴然として明確にわかることなので、そういうことが基本計画において実施をしていくというような、市長の基本の方向でありますので、それを機関的にどのような機関で具体的を実施をしていくかという段階は、これは下水道部長、助役段階で考えるべきことではないかと、市長としては少なくともこういう対策で私はやっていきますよと申しておるのだから、言うておる段階をどのように裏づけしてくれるのかということ、私はいまからお答えを願いたいわけです。市長はやりやすよと申しておるので、こういうふうにやりましょと、こういうふうにならぬかと、これだけかけてどういう区域をどこからやりましょと、こういうふうに出してください。

機構組織の問題につきまして私が申し上げておりますのは、当然市長のご答弁もさることながら、確かに私も考えさせられる面が多々ございます。しかし、下水道の例をとってみますと、公共下水も都市下水も、また、緊急なシジミ川の問題も、緊急対策で処理しなきゃならぬと、これは技術者の人員が当然必要なんだと、それだから、条約定数は何ぼで、どういう状況であるけれども、これには人員を倍加してもこれを市民のためには解決していかなくやならぬのだと、緊急措置としてこうするんだというふうな考え方、進め方というのは、いまままでご指摘になったいろいろな問題に対する解決の施策だと思ふんです。高橋議員が「すぐやる課」をつくってまでやれということはそういうことなんです。応急処置は応急処置でどしどし処置をせいと、人員が必要なら、条約定数もへちまもあるんですか。そんなものは、緊急応急対策で処置をするために、必要であればそれだけの技術者も要請し、遊軍として持つと、当然それだけの余裕と幅のものを持ってことを処すという考え方が、ただこれは見方として私の言っていることが、行

政のこういう官公庁においてはできないこともわかりません。そういうお役所の中の行政のそういう面については、私たちの民間で考えるような考え方と、官公庁の行政の場とは違うんだと、違うんですよと、そんなに簡単にできるものじゃないと思いますよということであるならば、そういう点についてはやはり聞かしていただきたいわけです。それでないと、私たちは非常に頭が悪いのでそういうことについてはわからないわけなんです。十分説明が行き届いて、わかれば、わかった、そうか、というわけなんです、どうも頭が悪くてわかりませんので、びんとこないわけです。そういう点について、ひとつお願いを申し上げたいと思うのです。

それから、青少年育成の現状についてにつきましては、市長から明快なご回答を賜って、この面については充実強化をはかりたいし、本年以降そういうような子供たちがないように、児童館も設置してやっていくというような市長の基本方針を承りましたので、この面については私たちも十分期待して、やはり子供たちにも十分そういう方向づけを指示し、またそういうことで非行また子供たちの育成が怠りがないように、十分今後も努力していかなきゃならない、このように考えております。

学校教育の管理費の問題につきましては、いろいろいま教育委員長からお話ございましたが、どうも教育委員長の人格が非常に高潔で、ごりっばな人間でございますので、なかなかこういうような役所の政争の激しい予算のぶんどり合いの段階には、なかなかインド哲学のガンジー主義では非常にむずかしいのじゃないかということには十分感ずるわけなんです、しかしそういうこともやはり行政の中の一員として携わる以上、その中でも押して行政を、子供たちを、また父兄をほんとうに愛するならば、その中でも、火の中へでも進んでいくというような心がまえというもの、私にはほしいわけなんです、そういう点についてお願いしても非常にご無理かもわかりません。それは、その人その人や、やはり一つの人生観なり、すべての問題がございますので、そういう点要求するのは非常に無理かもわかりま

せんが、そういうような、少なくとも「郷に入れば郷に従え」ということもございますので、その点も十分熟読玩味していただいて、それを進めてもらうということがやはり教育委員長自体には非常に必要ではないかということ、痛切に感じます。やはり心の柱がしっかりしていただきませんと、なかなかそれが進んでいきませんので、その点ひとつよろしくご配慮をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答え申し上げます。

第一の時点といたしまして、雨期を迎えてどういうことを具体的にもっておるのかと、技術的な問題としてお答えいたさせていただきます。

先ほど、市長のほうからご答弁がありましたように、四十八年度に入りまして雨期対策として実施した水路の工事が、延べ一万二千二百八十七メートルであります。これは、四月、五月、六月の三カ月の一応の実績見込みでございます。その予算の消化率は、約六割でございます。

なお、小規模なポンプと申し上げますのは、具体的には富田浜元町、それから富田浜町、それから塩浜の地下道のポンプの改良、それから羽津、三ツ谷、それから中里の小浜町の上流の名四国道の橋のたもとでございますが、それらに設ける。それから、なおいま現在計画しておりますのは、磯津のほうの産業道路と申しますか、この墓場の付近で一カ所検討をいたしております。

で、お説によりましてこれで下水道部は完全か、というふうなまことに私の苦しいご答弁になったわけですが、決して完全と私はいえないと思いますが、しかし私どもはなおさらに努力を続けまして、これに対処していきたいとい

うふうに考えております。

特に、本四日市市の地形からまいりますと、農業用水というものに非常にウェイトがかかっております。現状は、特にいま農業の苗代期に入りまして、水の問題というものが農業については重要な時期でございます。それと利害相反しまして、冠水の問題につきましてはこれをいかに調整するかということで、現実に、昨日も朝から、本日も朝から職員が担当割りいたしまして、農業専門の管理運営について現地に奔走しておるのが実情でございます。

なお、今後の進め方の具体的な問題につきましては、去る昭和四十四年度に第一次整備計画という、一応部内的な仮称をもちまして、常設冠水地域におけるおもなる支派線の格づけをいたしました。それが約延べで三万メートルございました。現在、その達成率は四割強でございますが、その後、情勢環境変化もございますので、これらを再検討いたしました。さらにそれを充実しながら思い切った予算の要望をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導とご協力のほどをお願い申し上げます。

簡単でございますが、ご答弁させていただきます。

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和四十八年六月十九日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十八年六月十九日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十二名)

青 山 峯 男
天 春 文 雄
荒 木 武 治
小 井 道 夫
伊 藤 金 一
伊 藤 太 郎
伊 藤 信 一
岩 田 久 雄
大 島 武 雄
小 川 四 郎
青 山 峯 男
天 春 文 雄
荒 木 武 治
小 井 道 夫
伊 藤 金 一
伊 藤 太 郎
伊 藤 信 一
岩 田 久 雄
大 島 武 雄
小 川 四 郎

○欠席議員（二名）

藤日	吉山	山山	山山	安六	松增	福早	服長	橋橋
井比	垣本	中中	日垣	平平	島山	田川	部川	本本
泰義	照忠	信信	豐良	英香	正昌	鐸增	建建	
治平	男勝	一生	勇司	一一	史夫	弘元	蔚治	
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君

野生	中出	坪坪	田田	高高	志後	後後	小小	小小	粉粉	訓訓	喜喜	川川
崎川	島島	井井	中中	橋橋	井積	藤藤	林林	林林	林林	川川	彌彌	野野
貞平	隆隆	妙妙	政政	力力	三三	政政	藤藤	寬寬	喜喜	博博	哲哲	也也
芳蔚	平平	博博	子子	一一	三三	夫夫	一一	郎郎	治治	夫夫	次次	夫夫
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君

○ 議事説明のため出席した者

市	助	収	市長	総務	税務	産業	福祉	福祉	環境	土木	下水道	建設	副収	教育	教育
長	役	入	公室	部	部	部	次	部	部	部	部	部	入	委員	委員
岩	加	庄	三	阿	杉	荒	谷	佐	園	杉	美	滝	伊	龍	龍
野	藤	司	輪	南	本	木	沢	々	浦	本	渡	伊	藤	池	池
見	寛	良	喜	輝	治	三	文	晃	和	義	博	伝	涼	清	清
齊	嗣	一	代	彦	芳	郎	男	精	己	広	美	之	一	真	真
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○ 出席事務局職員

次	消	次	水道	病院	次
長	防	長	事業	事務	長
菊	長	天	管理者	長	山
地	倉	野	平	村	北
英	谷	助	井	山	彰
也	徳	春	清	了	君
君	助	君	三	君	
君	君	君	君	君	

事務	議事	議事	事務
局長	係長	課長	局長
野	川	板	西
野	村	崎	口
正	得	大	悟
和	二	之	司
君	君	君	君

○議長（山口信生君）ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事は、昨日に引き続き一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） それでは、一般質問を昨日に引き続き行います。

長谷川鐸元君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 ご通告申し上げておきました岩野市政の問題点について申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

五項目の重点施策を掲げられて市長就任以来ここに半年を経過したわけであります。ちょうど思い起こしますと、市長就任以来、最初の一月臨時議会で得々と私の申し上げましたことを市長は覚えていらっしゃるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

ちょうどここにそのときの議事録がございますので、一月の臨時議会で私が申し上げたことの要点を再度申し上げます。話を進めてまいりたいと思います。

臨時議会におきまして、私は最初に岩野市長の新しい岩野丸の出發にあたっては、暴風警報のまただ中で船出をしなければならぬとか、まあ現在では相当大きなつまきの渦中に巻き込まれておるような現状ではございますけれども、そういう点もご指摘申し上げたり、また、あのときの市長選挙の内容分析につきましても私はこのように申し上げておいたはずでございます。といいますのは、今回の四日市市長選挙を通して市民の大半は、いままでの流れを変えなければならないと、真剣、かつ切実な、さらに進歩的な市民の方々の願いがあのような選挙の結果となってあらわれたことをしるしておきました。そして、その真意はいままで危険な体質をむき出しにして暴君のように君臨し、反市民的、権力主義的な九鬼市政に飽き飽きしている市民の方々がいままで押えに押えてきた市民感情が爆発してあのような奔流となって九鬼亜流市政では絶対満足することができないというふうなことがあの選挙に示されたこととも申し上げておきました。そしてこの点を岩野市長もすっかりと踏まえ、かりに九鬼市長の継承であったとしても、より以上の転換を求められておるといふことをご認識のうえに立って力強く出發をいただきたいとか、また、市長の所信表明の内容につきましても、さも政治の流れを変えようとするような、また発想の転換ぶりを見せているような、また一面からは革新的なようなことが並べられておりますけれども、また、市民に対して幻想的な期待を抱かせようというような前向きな姿勢をちらつかせて、さも平和の天使ぶりを示して、たくみに所信を述べられておりますが、私どもは一方、九鬼市政よりも危険な一面もあるのではないかと、このように案ずる向きもあるとこのようにも申し上げておきました。そして私たちはそういう危険な一面を公明党といたしましても終始干渉し、指摘させていただくことははっきりと申し上げておきましたけれども、あれから半年、ものごとは出發が肝心でございますけれども、最初に私がこのように心配をし、そしてまた、私どもも率直に申し上げますれば、新しい岩野市政に対しては、市民の大半の方もそうでございますが、ある意味の期待はかけておいたということは事実じゃないかと、このようにも信じておるものがございますが、結果におきましては、やはり岩野市政といえどももしよせんは市民不在、しかも企業擁護の市政でしかなかったということが現実ではないかと、このようにも思うものがございますが、

その点につきましてもちようど半年目の今日、市長もいままでを振り返られて、この点につきましてもよくよく深い反省をお願いしたいと思います。まあ話を現時点の問題点に返しまして、二、三市長にも伺いたいと思います。私はいますけれども、私がどうしても納得し、理解することのできないことが今度の市長の失踪事件であります。私はこの問題は大きく取り上げるべき重大な事件と、このように判断しておるものでございます。まことに前代未聞の不祥事件という以外はないと、このように思うものであります。といいますのは、あの件に関しましてはテレビ、新聞にも取り上げられて市長の行くえがわからず、市の職員や係のものが判こももらえず書類を持って役所の中をうろろろしているというふうには、さもうるうばいし、混乱しているかのように大きく報道もされておりました。確かに正常さを欠いたことは事実であったと思います。このことは、内容の詳しいことを知らない一般市民の方々や、世間一般の人たちにどう受けとめられたかということを案ずるものであります。市長は軽く考えていらっしゃるかわかりませんが、これも、これは重大問題であります。率直に申し上げます、私たちはお互いにすべてのことに住民感情、市民感情を切り離して考えられない立場にあることは言うまでもありません。常に世論の激しいことは宿命的なものであるといつも心に銘記しておる次第であります。それは、言いかえれば、それだけ一面においては期待されることが大きいことを意味するわけでありすけれども、また、その期待を裏切るようなことでもすれば非難の度はよりきびしいものであるということは事実であります。かりにいかなる理由があつたにせよ、あのような不始末は許されるべきことではないと、このようにも思うものであります。現実に市長は職場放棄であり、そしてまた、どの角度から見ましても、あれが市長はじめ理事者の正常な順法闘争というわけにはいかないと、このようにも思っておるものでございます。この点につきまして、市長ご自身が、ご自分で取られた行動に対して、現在どのように反省され、どう考えておられるのか、そのご心境をお伺いしたいと思います。

もう一点、つけ加えてお伺いいたしますけれども、きのうも川村議員のほうからお話ございました市立四日市病院の改築問題についてでありますけれども、この計画につきましては、具体的にその契約、及び予算的な問題の現在進行しておる内容について、もう少し具体的にご説明をお願いしたいと思います。まず最初に、この二点のご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

私といたしましては、就任以来一月の議会に申し上げましたように、また、要望のありました点も十分くみ取りまして、できるだけ市民の側に立って、企業擁護の側には私は回っていない半年を続けてきたと、このように考えております。私が企業をこの半年間擁護したということは、私は願ひてそうだったことはなかったと信じております。

六月六日から九日までの件につきましては、私はあの場合やむを得なかったと、この非難なり、あるいは批判、こういういったものは甘んじて受けるのにやぶさかではございませんけれども、私自身はあれも一つの、問題に対する解決の一つであったと、私は考えております。決して職場放棄だとは考えておりません。

四日市病院の現在の考え方につきましては、従来四日市の市立病院はもし改築するとすれば現在の位置でやるか、あるいは場所を他に移すかという考え方がありまして、昨年あたりの考え方といたしましては、現在の位置に改築するという方向で進んでおったのでございますけれども、いろいろ病院の状況、あるいはまたあの土地に建築するとすれば、非常に患者の収容数を百五十床ぐらゐは現在よりも少なくなければ工事ができないと、また、しかし、いま病院の現状を見ますと、入院したい患者もあふれてなかなか入れないというような状況でございますし、あの敷地自体

が今後の市立病院としての適当な面積を持っておるかどうかといったような点も非常に疑問に感じられ、換言すれば狭溢にすぎるといふようなことも考えられますので、私は現在の考え方といたしましては、場所をもっと広い場所に移して、もっと広い面積を取る必要があるのではないかと考えております。そして私自身の考え方といたしましてはこれはまあ場所を移転するという考え方で進めていったらどうかという考えでございます。なおまた、場所を移転するということによつて、起債、その他の資金の調達も非常に道が開けてくると、現在の場所で改築した場合にはまだあの市立病院が建設以来十年そこそこの年月しか経過しておりませんので、起債の面等が非常にめんどろなことがある。ただ場所を移転することになりますと、その面が緩和せられるというような利点もございますので、私といたしましては、場所を移転して改築したらどうかという考え方に立っております。それ以上の内容は現在病院の中でいろいろ検討しておりますので、それ以上には進んでおりませんが、私自身といたしましては、そういう考えのもとに、できたら来年から改築の第一歩を進めたいと、このような考え方に立ちまして、今後具体的に議会の方々ともご相談をして進めていきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 まあいま市長のお話のようですね、かりにやむを得なかったとしても、それは市長個人のお考えではないと思うのです。やはり市長は一部、そういう一部の限られた人だけの市長ではなく、二十三万市民全部の市長であれば、一つのことだけにそのような態度、行動をとられるということは、これはやはり何と申しても正しいということは言い切れないと思います。ましてやいま起きておるこの問題につきまして、事態收拾のためにやむを得なかったと、まあかりにそれが妥当であったとしても、じゃあ一体市長がそれほどもまでに、世論の非難を浴びるの

を覚悟のうえで、あえてああいう行動に出られて、どこでどのような対策を練られたのか知りませんが、また何を考えていらしたか、これは知りませんが、であるならば、十一日の朝にひょっこり出てこられて、それ以降にこの事態がどのように好転し、どのような解決がかり得たかと、こういうことも言いたくなるわけでありまして、けれども、そしてまた、あの一番大事なときに、ああいう行動に出られるというその市長のあり方というのは、私から申し上げますと、いまかりに私が指摘いたしましたように、住民本位であり、企業擁護ではなかったというふうなことは口にしていらしゃいますけれども、現実に患者の方々の中からは、県や市はやはり企業とぐるになってどうも態度をはっきりさせないとかというふうな声も実際に出ておるわけなんです。またやはりそのような行動をとられておったのでは、どのように弁明されようとも、これはやはりその誤解を解くことはできないと思うのです。現実にきように至ってもまだ具体的な、はっきりとした解決という糸口が出ておりませんが、あるならばなおさら市長のとられた行動の信憑性というのはより疑わしくなっていくんじゃないかということはこれはやはり事実じゃないかと、このようにも考えるものでありますけれども、であるならば、市長がとられた行動というのはほんとうに情けないと、このようにも思うわけでありまして、現実にはいまおっしゃったように、ほんとうに患者さん一人一人のことを思い、また二十三万市民の側に立つ市長であるならば、こういうときこそき然と立ち上がっていただいて、堂々と横暴な企業に対してでも一戦を交えてこそ、あれほどやかましくいわれておる公害四日市の市長としてのやはり取るべき態度ではないかと、このようにも思うものであります。

きのご答弁にもありましたように、そういうその勇氣はございませんという、短いながらも岩野市長の本心を披瀝されましたけれども、市長個人だけでやれというのじゃなしに、そのように住民側に立った市長であれば、二十三万市民はもう手をあげて応援をするということをやはりしっかりと腹に入れておいていただきたいと思ひます。市

長一人でどのように戦われても、そのような市長であれば市民がどうして市長を犠牲にし、市長を苦しめるというようなことをさせてほっておくわけは決してないと、このようにも信じておるものでございます。まあよくよくこの事件を契機として、ほんとうに二十三万市民が安心をしてついていかれる市政の確立、また生きがいを感じて四日市市民でよかったという、そういう大きな希望の持てる町づくり、市政実現を目ざして、より一そうしっかりとご健闘をお願いしたいと思います。この件に関連いたしました、もう一つ申し上げたいことは、私は昨晩もこのように考えたわけでありまして、ほんとうに岩野市長は孤独な市長であり、気の毒な市長ではないかと、このようにも思っています。わけてあります。(笑声)と申しますのは、市長があのような行動に出られたときにだけ一人として市長をいさめ、意見具申をする部下が持てなかったということでありまして、私はただいまの一月の臨時議会のときにも全部長にも一言申し上げておいたはずであります。従順ばかりが能ではございません。これは盲信的なものであったのであればなおさらであります。部長に市長を守れと言いました私の本心は、各部長に具申されて善政をし、市長を守るといふことは、即二十三万市民を守ることだというのが私の申し上げた本意であります。そういうことを要望してもむだかもしれませんけれども(笑声)それだけ市長は孤独な市長であり、気の毒な市長というふうに思えるわけがあります。しかしこれは笑いごとではないと思えます。部長も市長の非行をいさめるという、そういう勇氣のある、また力のある幹部なくしてどうして市長一人で行うべきな市政をひき、そしてより豊かな市政建設という大きな仕事を推し進めていくことはこれはもう不可能に近いのじゃないかと思えます。各部長各位においても、やはりこれを契機にひとつまた大きく成長もしていただきたいし、そしてまた責任ある行動をとっていただきたいと思えます。と申しますのは、ここにいらっしゃる皆さん方は市の一般職員の方や係の方を教育指導する任につく立場にある方々ばかりであります。ああいう時点から考えていきますと、最高幹部でありながら、じゃあ一体いまままで一般職員の方の指導教育をどのよ

うにされてきたかということが疑わしくなると思えます。地方公務員法の中の、特に第三十条の全体の奉仕者としてその職務の遂行、いわゆる職員の服務の根本基準、すなわち近代公務員制度の最も重要な理念の教育はどのようになされてきたのか、また公務員に対する信用の保持、すなわち信用失墜行為の禁止に関する地方公務員法に定められておるその項目の指導は、ただ口先だけでされてきたのか、最高幹部みずからが地方公務員法の法の精神から遠くかけ離れたそういう指導教育をしておられたのであったのでは、この十一階建ての新しい市庁舎の中身はがたがたじゃないかというふうに市民には冷たく感じるようになるのじゃないかと思うのです。率先して法を守り実践していかなければならない立場の人たちがそれから遠くかけ離れて執務しておられたのでは上に立つ者が立つものであれば、やはり下からついていくものは当然、それが当然のことというように今後も大きな間違った方向に進んでいくことは、これは明らかであります。七日目の毎回の研修会なり、また一般市職員としてのあり方、この根本理念がはっきり確立されれば、いま盛んにやかましくいわれておるような人事管理だとか、機構改革ということはおのずから実現可能であります。まあその点あまりくどくどしくは申し上げませんが、やはりそれぞれの責任ある立場ということを十二分に認識されまして、心を入れかえてあすからひとつまたりっぱな市政実現を目ざしてがんばっていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長(山口信生君) 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 通告の二点について質問いたします。

昨日の問題と重複する点もあるかと思えますが、その点はよろしくお願いいたします。

まず、公害行政についてでございますが、公害被害者に対しては四日市市は公害対策基金制度の活用と国の公害賠

償補償制度を活用して生活を充実していこうという考えであると思いますが、その点四日市市の現況ではどのように考えておられるかお願いたします。特に四日市市には国の制度ができ上がるまでで行うのか、その点と、その場合四日市市の制度よりも国の制度が低い場合、その点に上乘せをしていくのか、その点の説明をお願いいたします。

二点目は、患者は今後も増加すると予測されますが、その場合、早期対策を望むものですが、その点をどのように考えておられるかお願いたします。

また、大気汚染外の患者も出ているようにも思われますので、その点も説明をお願いいたします。

三つ目は、全市民が公害に対してその知識の向上の面で徹底する急務があるのではないかと思えます。その点で計画でもありましたならばお聞かせ願いたい。ここで各所に測定器はあるのでございますが、そのデータに出たことを全市民に知らせていかなければいけない。これが大事であると思えますが、その点の計画でもありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

次に福祉行政でございますが、一つは、特に身体障害者の福祉の一部として福祉工場の建設について計画があるように思われますが、その計画と内容を具体的ににお聞かせ願います。

二つ目、身体障害者、また老人対策においても、家庭奉仕員の派遣はホームヘルパーであります。その方々の活躍は非常に先方では喜ばれております。また来宅を一日でも早く求めております。また時間的にも長くおっていただいて話もしたいという願いがあるのでございます。そこで家庭奉仕員の方の努力には頭の下がるものがありますが、ここで人員の増加の必要性を痛感するものであります。その点の計画がありましたらお伺いいたします。

次に身体障害者の雇用の促進についてでございますが、将来考えておられることがありましたらばお聞かせをお願いしたい。特に身体障害者の給料の問題で非常に一般の人と格差があるが、それはやむを得ない場合もあると思

ますけれども、ある仕事においては普通の人以上の能力を発揮している場合があります。その場合でも身体障害者ということで給料が安いという点があるのでございます。その場合、雇用会社に対して、あるいは何かの援助の手をしていってどうかと思うのでございますが、その点の計画がありましたらお聞かせ願います。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一問の公害問題における基金制度、国の賠償制度、この点につきましてお答えいたします。

現在、私といたしましては公害対策基金制度の発足によって患者を救済していきたいと考えておるのでございますが、国の制度ができて、それが四日市市が実行いたしましたこの基金制度よりも低い場合には、やはりその財団は残って、その低い部分を補っていくという考え方に立っております。患者が現在増加しておるといふ現状から、早期対策というご意見でございますが、この点につきまして昨年の判決以後、市といたしましては企業に対する暫定措置を取って二割カット、あるいは本年四月以降の県条例による総量規制、硫酸酸化物の削減措置をとりました結果、地域の大気汚染度は改善の実をあげてはおるのでございますけれども、残念ながら公害認定患者の数は確かに増加しておるわけでございます。この点大気汚染の過去の蓄積によるものとか考えられないのでございます。この対策といたしましては、結局のところ地域における大気汚染を人の健康に影響のない程度にまで改善することしかないと思うのでございます。そしてこのためには県、市のプロジェクトチームの解明した手法によりまして現在実施中の総量規制を着実に実現していくということが回り遠いようではございませんけれどもこのようにしかないと現在と

しては考えております。四十九年度末におきましては中間値といたしまして〇・〇二〇PPMにしたいと、それから最終目標は〇・〇一五PPMと、こういう数値をなるべく早期に実現するように努力していきたいと考えております。

なお患者の発生数は若干は下がっておりますのでございますけれども、まだ発生を続けて、増加を続けておるといふ現状でございますので、こういった規制を強化するように努力していきたいと思っております。

次に公害についての知識を向上するために測定器によって全市民にこれを知らせるといふ必要があると、こういうことでございますが、これはまことにごもつともなご意見でございますして、市といたしましては当初予算にもお願いいたしましたように測定板を庁舎に取りつけまして、これによって公害の汚染の状態を毎日発表していくつもりでございます。また、とりあえずの措置といたしましては、そういった措置をとりたいと思っておりますが、これを市民に知らせるといふ方法についてはまた別に考えていきたいと、このように考えております。

福祉行政につきまして、身体障害者の福祉工場でございますが、福祉工場につきましては福祉部長から説明さしていただきます。

身障者、あるいは老人対策といたしましてのホームヘルパー、これにつきましては今後とも増強していきたいと、このように考えております。身障者の雇用促進にからみまして給料の問題、これは、格差が確かに多すぎるということとは事実であろうと考えますが、これにつきましては、個々の問題につきまして解決に努力していきたいと、このように考えております。

第一問の二番目の大気汚染から発生した以外の患者が出ておると、こういった問題は詳細に調査をいたしましてその対策を講じたいと思っております。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいまの松島議員のご質問につきましては市長の答弁に補足しながらご説明を申し上げますと思っております。

まず第一の福祉工場の問題でございますけれども、身体障害者の福祉の問題につきましてはすでにご承知だと思いますが、昭和四十一年の十一月に身体障害者福祉審議会におきましては、身体障害者の福祉行政の総合的政策というような問題が討議され、答申されております。これを受けながら国におきましては幾つかの制度が改革されてまいっております。特に四十五年におきましては最近の変動する社会情勢の中でさらにこの問題を掘り下げた施策の方向が取り上げられながらただいま指摘の身体障害者に対する職業の問題等が強く打ち出されておるわけでございます。ただいまの福祉工場の問題につきましても、特にわれわれといたしましては重度の身体障害者の就職の場としていろいろと考えなければならぬ問題がございます。しかし、福祉工場そのものにつきましては現在のところ設置の主体が都道府県、または指定都市、または社会福祉法人と相なっておりますので、今後この方面との関連もあると思っておりますので十分前向きで検討してまいりたいと思っておりますが、現在全国的にはすでに重度心身障害者の福祉工場として五つの工場がございます。こういうような工場と相あわせながら身体障害者の方々の就職その他について進めてまいりたいと考えます。

それから次に職業の問題でございますが、ご存知のように身体障害者の職業につきましては公共職業安定法の問題、あるいは雇用促進事業団等の方法がございます。われわれといたしましては、特に公共職業安定所と福祉事務所、あるいは社会福祉協議会というような面が一体的になって、今後こういう方々のご指導を賜わっていきなさいと思っておりますが、四日市におきましてすでに十六事業所三十六名の方々の雇用が進められております。われわれは先ほどご指摘

の給料等の問題もありますが、このこと自体は労働価値の問題といろいろの社会的条件があるかと思えます。したがって、今後こういう事業所の方々、あるいは広い社会の方々とのご援助を得ながら改善につとめてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（山口信生君） 松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 ただいまの部長の説明で再度質問したのでございますが、県は四十九年度において四日市市を身体障害者のモデル都市に指定しようという意見はあるやと聞き受けるがそれはどうなのか、その点についてお伺いいたします。

その場合に、もし四日市市が県の指定を受けていくようになれば受け入れていく準備体制が私は必要かと思うのですが、例をあげれば、このように福祉の行政はやっているという状態でなければいけないと、一例をあげれば、信号機には目の不自由な人に音で聞こえるような装置とか、あるいは歩行に便利なような誘導のしかたとか、そのほかいろいろの面をすでに設備をしていかなければならないかと思えますが、それが四十八年度においてどのように進められようとするのか、その点をお伺いいたします。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいまの身体障害者モデル都市の問題についてお答えを申し上げます。

いまお話のありましたような身体障害者の方々の住みよい環境づくりということにつきましては、地域をあげて推進すべきであるという方途のもとに厚生省におかれましても、四十八年度これを事業化の方向に進めておると聞いて

おりますし、その考え方は大体人口二十万以上の都市、大体七十七市ありますが、このうち大体八ブロックに分けて、それに二市を考えて、大体三カ年間で十六都市の整備を進めていきたいという方向が打ち出されております。本年度につきましては、大体三カ所というふうに聞き及んでおります。大体これにつきましては一市一カ所と申しますか、それに二千万円の国の補助を入れながら、対象といたしましては、公共施設、あるいは公園等に車いすを配置するとか、盲人の方々の利用の多い主要な交差点、これに対する交通安全施設等を勘察した点字歩道、あるいは震動式の信号機をつける問題とか、あるいは身体障害者の方々の公衆便所を整備するとか、あるいは重度障害者に対する移動浴槽というような問題、あるいは電話相談というような諸施策がきめられております。このことにつきましては前部長からも事務を引き継いでおりますけれども、四日市といたしましても三重県と相協力しながらその方向を進めていきたいという努力をいたしております。

また、三重県におかれましても昭和四十八年度には県の事業として、県下に二カ所をまずモデル都市化をしたいという方向も出ておりますし、四日市につきましては、ただいま申し上げましたような国の方途について四十九年を目途にいろいろと働きかけようという動きもあります。われわれといたしましてもこの方向について努力をしてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（山口信生君） 松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 ただいまの市長、あるいは部長の答弁ではいろいろ疑問の点も感ぜられますので、これは時間の都合上各委員会なりにおいて追及していただきたいと思えます。

ここで私は公害問題についてひとつもう一回お願いしたいことは、公害ということばの原理をもう一回かみしめて

いただきたい。この公害ということだから、みんなが責任をとろうということにはならない。これは公害ということばを使うべきじゃないと、なぜかと申しますと、個人のうちが便所のたれ流しをしたらそれは公害なのか、これは当然加害者と被害者が出てくると思うのです。そのうえに立って責任をとって解決しなければ、この、公害といわれる問題は解決つかないと、私はこのように考えるわけでございます。これで私ははっきりして思うのです。この点もよろしくご了承願いたいと思います。

次に公害のことについての市民の認識を高めていくうえには公害教育というのが適當なのか、ことばはわかりませんが一例をあげましたら、非常にその会社は水に問題があると、どうも水に公害がよけい含まれておるといような会社には簡単に、その会社の一番けつのところへ池を堀らせてコイを飼わせれば確実にこの水はいいんだということが私はわかると思います。また、公害を出している企業には一目して門のところへこれだけ出ていますというようなことをずうっと明示するようにすれば、市民が通りましても、ああこの会社はこうだな、この会社はどうだなということが市民が一目してわかると思うのです。で、それともう一つは、そのデータを市民に知らず場合に、現在は市の広報をもって月に一回のお知らせ方では市民が納得しないし、また広報できたものは比較的に見えない人が多いということとです。だから公害情報として、あるいはそれだけの専門的のものを市民にこれだけのデータが出ておりますということを一般に発表していただければ市民が非常に理解するんじゃないかと思うんでございます。その点も今後よく考えていただきたいと思えます。

それから、身体障害者の実に気の毒な人がありまして、その人に応じた仕事というものは考えられる人がたくさんあります。その人その人に合う仕事を行政の面からでもさがしてやって相談にのってやって、そしてその指導をしていただきたい。これはやはり先ほども市長も答弁をされました。個々に会っていただいて、そのうちの、家庭の状態、あるいはその人の状態、考え方までも懇切に聞いて、そうして適當な仕事をさがしていただきたい。そうして明るく暮らしていけるような、みな希望を持って身体障害者が暮らしていただけるような行政をしていただきたい、この点も強く要望いたしましたして私の質問をこれで終わります。以上です。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

午前十一時九分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 先ほど、松島議員のご質問にお答えいたしました四十九年度末の中間の数値〇・〇二〇と申し上げましたのは、〇・〇二五 PPM の誤りであり、また最終目標〇・〇一五 PPM と申し上げましたのは〇・〇一七 PPM の誤りでございましたので訂正いたします。どうも失礼いたしました。

○議長（山口信生君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 それでは公害問題における理事者の態度についてお尋ねいたします。

昨年末よりすでに何度も質問されておりますので、少々掘り下げて質問してもらいたいと思えます。とりわけこの財団問題における理事者の態度が適切であったのかどうか、これについて経過に沿ってお尋ねいたします。

まず、六月五日に県、市と財団準備会との間で六項目の条件が確認され、市当局はこの条件に基づいて患者の会に對して六月六日に条件つきで会うと回答したわけでありました。

まず第一点目として、五日から六日にかけてのいきさつを詳しく説明していただきたいと思ひます。要点にしてお願ひいたします。さらに、五日の財団準備会と県、市の会合に市のほうはだれが出席しておったのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

第二点目に、六月六日夜から県、市の指導のまずさによって不本意ながら患者の会は商工会議所にすわり込むことになりませんが、この日から十日までの五日間雲隠れをしたわけでありすけれども、この五日間に患者の方もたいへん困ったわけでありすし、また私も議員もいろいろ市民からの突き上げで困ったわけでありす。いわゆる二十万市民の方々がひとしく迷惑を受けたこの五日間の責任の所在をこの時点で一べん明らかにしていただきたいと思ひます。昨日来の答弁の中では、事態を冷静に判断し、その解決に専念するためやむを得なかつたし、またこれは決して職場放棄ではなかつたんだという市長の答弁もありますけれども、やむを得なかつたというあきらめでは、これは納得がいかなければなりません。そういう点を踏まえてご答弁をいただきたいと思ひます。

第三点目に、六月十四日に患者の会と県、市の間で現状の打開をはかるために三点の合意事項がありました。その第一は患者の救済制度を発足させるにあつては患者の意見を十分に聞き、合意に達するよう企業代表が継続的に交渉に應じなければならない。

第二に、そのため患者側と企業代表との道理にあつた交渉ルールを現段階で設定し、早急に交渉に入る必要があること。

第三に、その交渉において弁護団は患者の意見をかわつて話し、患者は代理人、弁護士により専門知識と交渉を補うことができるものとして、一、救済制度の内容検討のため三十名と交渉のテーブルにつくこと。二、その交渉の第一は六月十八日夜七時より市役所会議室で行なうことというように交渉のルールについて合意ができ、ほとんどそのままの内容で実は市のほうから財団準備会のほうに公文書で要求がなされておりますけれども、これら患者の会と話し合いのうえで確認をされた答えがいまだに來ていないのはどういふことなですか。そのことについてお尋ねしたいと思ひます。

さらに理事者が財団準備会のほうから回答をいただくためにどれほどの努力をなされたのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

まずこの点についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

一問の経過、及び第三問の患者の会との申し入れその他につきましては、環境部長及び加藤助役からお答えいたします。

第二問の責任の所在につきましては、これは市長自身の責任でございますので、それについて問われるところがあれば私は避けずにこのままお受けしたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お答え申し上げます。

ご質問が六月五日から六日にかけてのいきさつを詳細に説明しろということですが、その以前にもいろいろとこの問題につきましては経過といえますか、背景がございまして、担当者いたしましたは、いろいろと対策を協議しておったわけでございますけれども、そういった経過を省略いたしましたして、六月五日の時点からご説明申し上げますと、患者の会の代表の方からとかく財団準備委員会の企業と会談を持てるように県、市の行政指導を強く要望がございましたのに関しまして、六月五日の十一時から財団準備委員会を開催されましたので、いまご発見がありましたような六項目についての条件をつけて出席することを財団準備委員会から通知を受けましたので、直ちに市の公費対策課長が患者の会にその旨を連絡いたしますと同時に、それは口頭でございましたが通知をいたしましたして、財団準備会としては、

〔私語する者あり〕

午後四時でございます。(笑声) 午後四時に患者の会の代表である谷田さんのところに連絡をすると同時に、その場にその成り行きを心配して役所に来ておりました弁護士にも連絡がついたようでございます。と同時にその返事は患者の会の代表である通知を受けた谷田さんのお話では、この条件では無理だと思いが検討しますという返答であったというふうに公害対策課長から受けております。あくる日の、六月六日の十一時に谷田さんから患者の会からの意見として連絡がございまして、きよう六月六日の六時三十分から市民ホールで会合を開くから企業代表がその場に説明に来てもらいたいという要望がございました。それとは別に、県、市といたしましては、財団準備委員会からの六項目の条件を付しての患者の代表との会談に応ずるという意味を正式に文書で回答する必要がありますがございまして心要ありと判断いたしましたして市長名でその旨を患者の会の代表に提出したわけでございます。その六項目の内容はただいまご説明が若干ございましたが、財団準備委員会といたしましては、あくまでも患者の代表七名と財団準備委員会として

の代表企業が七名、双方七名ということ、それからいかなる形であれ、弁護士に参加をお断わりすると、場所は四日市商工会議所であると、その他時間等の若干の条件がございましたが、そこで問題になりますのは七名対七名の少数の代表者の会談であり、その患者の会の中には弁護士を入れないでほしいというのが財団準備委員会の条件でございました。それを財団準備委員会からの申し出はこういう内容でございまして、口頭では申しあげましたが、あらためて文書でもって四日市市長名で患者の会に提出をいたしましたというのが実情でございます。私たちは、県、市はこれとは別に仲介の立場といたしまして、財団準備委員会の代表企業を説得いたしまして、本日の六月六日の本日の会合に臨むにあたりまして会談の内容を、及びその進め方について別途に協議をいたしました。その県、市の間の進め方、ないしは会談の内容として会談を持ってほしいという一つの考え方は、その前に県、市と患者の会とが商工会議所で企業を入れずに話し合いましたときの経過にかんがみて、きよう六月六日の時点できょうの会談には前回県、市と患者の会との話し合いの結果、企業代表を呼んで会談の座につかせることができるならば財団構想に関する患者の要望を印刷物にして準備をしてやるからこれを提出するんだという前回の話が続きとして六月六日の会談にはそういう形で患者の会の財団に対する給付内容の説明、意見等を十分聞かしていただくべき会談であるということ、県、市としては確認をしてその場に臨んだのでございます。六月六日の会談に臨んだ後の経過につきましては、皆さんご承知のとおりのようなことになったわけでございます。

〔私語する者あり〕

○議長(山口信生君) 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 まだ四点目の十八日をめぐにして市のほうから財団準備会に出された要求に対する回答の問題ですけ

れども、そこら辺の努力の問題も少し説明をいただきたいと思えます。

それから五日から六日にかけての経過の中で、いわゆる六項目の確認ですけれども、これは市と財団準備委員会のほうでこれで合意に達したというふうに私も理解をしておるんですけども、その点について再度明らかにしてもらいたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

六月十八日に患者の会と企業側と会いなさいという申し入れを県、市のほうでいたしておりますが、これはその前に患者の会の代表の方十名と、その中には弁護士の方が入っておりますが、県、市で当面の事態の打開をするための話し合いを二度ほど行ないました。その二回目の話し合いで患者の代表の方から事態打開のための話し合いを持つために、こういう文書を出したらどうかという提案が県、市の側に出されたわけでございます。その会談には県のほうは副知事、それから竹内環境部次長、市のほうは私、環境部長、公害対策課長、これだけが参加をいたしておりますが、その二回目の会談のときにたまたま申し上げましたような要請が患者の側から出されたわけであります。その内容的なものは文章上の問題がいろいろありますけれども、その文章上の詳細な点は省くいたしまして、一つは救済制度発足にあたって、患者の側の意見を聞き、患者の側と準備委員会側とで合意に達するよう話し合いをなささいと、それから早急にそういう話し合いを持ったための交渉ルールを設定しなさい、さらにはその交渉において患者と弁護士が一緒になって話し合いをするということについて企業側は了解しなさいと、こういうような意味の文書をつくろうということになりました。県、市としましては、それを官庁で書いております通常の文書にいたしまして、企業側に

渡そうということになりました。これはただ単に文書を送るというだけではまずいという判断に立ちまして、六月十五日十時五十分企業側を県、市に呼びまして、部長会議室で県、市、及び企業側と懇談をいたしました。そしてその席上、ただいま申し上げましたような内容の文書を企業側に渡したわけでございます。その日でございます。いや矢礼、六月の十五日の四時十分こういう文書に対する経過、その企業側の反応のしかたにつきまして六月十六日、一時から市役所の会議室で会談をしたいという書類を患者の側から秘書課長が受け取りまして、これを環境部長のほうに渡しております。四時半にまた別途県のほうへ申し入れの文書が連絡をされておる、こういうことでございますが、その企業側のほうでは再三準備委員会を聞くなり、あるいはそれにどう対応していくかということを協議しているようでございます。私の聞き及びますところでは、本日も協議をするということ聞いておりますが、いまだにこの申し入れに対する結論がきておらぬということで、再三県のほうからも早くしろという催促をいたしておりますし、私のもも早く結論を出して回答するようにという申し入れは企業側にしております。

以上のような経過にたっておりますので、ご報告を申し上げます。

○議長（山口信生君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 この五日の財団の準備会と確認をされた六項目というのは、県、市と財団準備会で合意に達したものであるという理解のままでいいわけですね。いろいろと説明をもらったのですけれども、この六項目の主要な問題は、一つはこの会議への出席者は患者、準備委員会双方七名づつとすると、こういう確認がまず一つですね。それから二つ目に、たとえ代理人といえども弁護士、支援団体は断わる、これが二つです。それから要点の三つ目は、双方とも会議所に迷惑がかかるので、会議出席者以外の人員は四日市の商工会議所ビルの中に立ち入らせないこととすると、こう

いうことを約束されておるわけです。ところが、こういう問題は、市と財団準備会の間でこういう約束があったということについては患者の会の側には全然詳しく説明がされていなかった。そういうことのもつれから結果的には今日患者の側が商工会議所にすわり込みをせざるを得ないという、そういう要因をこの市の不手ぎわの中でつくりあげていったということについて非常に私どもは問題だというふうに思うわけです。で、このことと相関連をして六月十四日には患者の会と、先ほど申し上げました三点にわたって、三点というのは、この財団の問題の入り口で詰まっておる話し合いの解決のためにという三点のことでございますけれども、この三点の交渉を再開させるために合意に達しておるわけですけれども、この五日の日に、市と財団準備会の間で合意に達した文書と、それから、いわゆる十四日の日に患者の会と、市の方々が合意に達した約束ごと、この内容はまるで相いれない内容を一つの担当者の方がやっておられると、いわば水と油みたいな約束を同時になさっておるということですから、こういうことをやるのは一体どんな背景があったのか、またはどんな気持ちでやられたのか、その辺を少し問題解決のためにお聞きしたいと思います。

さらに、十四日の患者の会と約束されたことをどのように準備会にのませていくのかお尋ねをしたいわけですが、でも、現在、一体何が問題点になっておるのかを明らかにしていただきなから、この点についてさらに深めて考えさせていただきたいと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（岡浦和己君）登壇〕

○環境部長（岡浦和己君）

六月五日に、市と準備委員会との間で、合意に達した会談のための条件、それから六月十四日に、市と患者の会との間で合意に達した会談のための条件、それには根本的に相いれないものがあって、その気持ちはどうなんだというご質問の要旨だと思いますが、患者の会と準備委員会とそれを仲介する、市の行政の立場とそれぞれ要求が違っておりますことにこの問題の複雑さと困難さがございまして、今日までうまく事が運ばない原因になっております。で、最終段階での六月十四日、準備会に対して、市が文書でもって患者の会の皆さん方と、市との間でこういうふうな要望があったから準備会の企業の代表が会いなさいという行政指導をいたしましたその方法は、いまだ役からお答えいたしましたように、知事、市長名の文書による通知しか方法がないわけですが、一体何が問題なのかというご質問に率直にお答えいたしますならば、患者の会の皆さん方は多数の患者の方の意見を聞いても、らうために、患者の会と準備会の会談には患者の多数の者が参加できるようなにしてほしいという問題点と、それを説明するために患者だけでは困るので、弁護団を入れてくれということでございます。財団準備委員会のほうは多数の方とお話し合いをすることに問題があるので、人員、患者の会の代表少数の方と意見を十分に交換をしたいと、そして弁護団はお断わりしたいんだと、この相いれない二つの点の問題かと思っております。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 答弁を聞いていても若干、納得できないわけでありまして。この問題の本当の問題点は、市、市がふらふら、ふらふらとあちこちにええかっこうして歩き、あるいは逃げ歩くという姿の中でこそほんとうの問題点が私はあるんだというふうに思うわけです。いろいろな質問をしてみましたけれども、そういう点、市の理事者の側は腹におさめていただいて、この問題の対処をお願いしたいと思います。さらに環境部長にお尋ねをさしていただき

ます。

残り時間が少ないので簡単にさせていただきますけれども、今回の、六月六日以降、いろいろな方が環境部なり公害対策課のほうに尋ねてこられたと思います。患者の会の役員の方もいろいろと行かれたと思います。その席で環境部長に会ったときに、中電の本社へ押しかけて行くと、こういうアドバイスをいただいたと、笑いごとじゃないんです。こういうアドバイスをいただいたと、で、そこで聞かしていただくんですけども、あなたはその先頭に立ってほんとうの意味で患者の側に立って行動していただけるかどうか、そのことについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 患者の会の皆さん方がいろんな形で私のところにお見えになるときに、中電本社に患者の皆さんが押しかけなさいというふうなアドバイスはいたしませんで、いろいろと話の中でそれに似通った意味の発言があったことはございますが、押しかけるべきであるとか、押しかけなさいとかいうふうな意味のことを申し上げた覚えはございませんし、お尋ねの、そういう場合に環境部長が先頭に立っていくかという問題につきましては、その意思はございません。

○議長（山口信生君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 この問題の中でいろいろとアドバイスをいただいております。それもいま聞いたとおり、はっきりは申しませんがそれでもそれに似たようなということで、そのたびに患者の側は感わされつつつけてきたわけでありま

す。で、環境部長みずからが別に中電へ行けとは言わないまでも、少なくとも患者の側の立場に立って今後動いていただけるかどうか、そのことについて再度ご答弁をいただきたいと思えますし、患者の会の方と合意に達した、いわゆる十四日の三項目についてその立場を最後まで堅持をしていただきながら、この問題の早期解決のために市長みずからが先頭に立って活動していただけるかどうか、そのことについて最後にお伺いをして質問を終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 十分努力はいたします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） いままで同様、厳正な態度で患者の立場を踏まえながら処理していきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十七分休憩

午後一時三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 質問の通告の順に従いまして質問をしまいたいと思います。

昨日、本日と各議員が公害問題について質問されておりますので、重複する点があると思いますが、ひとつよろしくご答弁をお願い申し上げます。

まず第一点の公害問題についてでございますが、発生源対策について質問いたしたいと思えます。

私は三月議会でも発生源対策について質問いたしました。県の公害センターが完成すれば監視体制が強化されて環境も非常によくなる。また、企業に対して強力な指導体制もできると答弁されております。また、市役所の中にも掲示板、電気表示板等をつけて市民の皆さんにもわかるようにしたいと、午前中の質問の中にも出ておりましたけれども、この問題点が本年度予算の中でやられるということでございますが、それらしきものがいまだにまだ見当たりませんが、どこに、どのようなかっこうでつくられるか、また、いつごろこれが出来上がるのか、この点についてお伺いしたいと思います。また、テレメーターの監視体制ができて、県の公害センターからどのような成果があったのか、また、テレメーターによるところの大気汚染関係の問題点について行政指導をどのように行ってきたのか、この指導があったとするならば、どこの企業に対して、どのような指導を行ったか、これについてご説明願いたいと思えます。それから県、市が随時パトロールを開始しておるといような答弁もされておりますが、その成果と結果、これについての説明もいただきたいと思えます。

次に悪臭についてでございますが、昨年七月二十四日の米本判決以来、大気汚染関係についても広範囲にわたる汚染状態がきよりの環境部の資料にも出ておりますように、一向によくなっていない、こういう問題がありますし、また、悪臭問題について行政としてどのように指導していくか、また、前九鬼市長が発言されました内容につきましては、触れられますけれども、みそ屋の前を通ればみそのおいがるのがあたりまえだと、このような非道的な、非人道的な

発言をされておりますが、環境部長はこの悪臭問題をどう解決していくのか、この考え方を聞かせ願いたいと思えます。

去る六月五日から十日までの間環境週間があったわけですが、この行事について悪臭、あるいは騒音調査を行ったと聞いておりますが、その調査によってデータをみますと、化学コンビナートから出てくる悪臭ばかりであります。数字的に見てもこの悪臭はコンビナート関係の悪臭であるということがはっきりしております。またこの、いろいろな悪臭の種類があるわけですが、この中でも、環境部が調査したところによると、十九種類もの悪臭が出ているわけがあります。このほかにもまだまだ調査すればいろんな悪臭が出て来ると思えますが、この悪臭が大気中で混合され、人体に悪影響を起こすことは明らかであります。この調査に基づいてどのような対策をたてるのか、また、発生源企業に対してどのような指導を行うのか伺いたいと思えます。地域住民は毎日このような悪臭の中で生活しておるのでありますから病気になるのがふしぎであると思えます。行政当局は企業に対して、発生源がなくなるまで操業停止をするというように強い態度で臨むべきであると思えます。この点について市長はどのように考えておるか伺います。

次に、大気汚染の凶源の一つでありますところの問題点であります。これまで野放しにされてきた窒素酸化物の問題でございます。中央公害対策審議会が答申した環境基準は、一時間当りの濃度が一日の平均値を原則として五年以内にお・〇二P.P.M以下にすると、ただし、人口あるいは産業が集中している大気汚染のひどい地域は八年以内に達成するということになります。重度の大気汚染地域における現在の汚染濃度の約五分の一になります。これらの地域は、窒素酸化物を現状より八割減らすこととなります。これを大企業は国際的に見てもきびすぎると反駁をいたしておるのであります。大企業は金もうけのためなら人の命はどうなってもいい、このような態度があらわれている

と思います。私たちは窒素酸化物の人体に対する高度な有害から命と健康を守るためにも、基準を早期実現させなければならぬと思います。

発生源対策の最後に、大規模発生源企業に対して燃料をLNG液化天然ガス専焼を義務づける必要があると思いますが、この点について行政指導の立場からどう考えていくか、また、この対策をどうしていくか、この点について行政指導の立場からどう切りかえさせていくか、こういう点を伺いたいと思います。

それから、発生源対策の最後に、平山物産の悪臭対策はここ数年各議員からもいろんな問題点が出ております。これから夏になりますと、あの周辺の地域住民が窓があげられない、非常に困っている問題がある。環境部があってもこの問題一つ数年解決できない。この行政指導の能力のなさ、市民から批判されてもしかたがないと思います。早急にこの問題を解決する考えはないかどうか、具体的に行政の考え方を提出していただきたいと思います。

次に患者救済の問題でございます。

行政の立場として現在商工会議所で財団準備委員会の帰りを待っておるこの患者をいろんな形の中で行政は努力したといえますけれど、企業が戻ってくる状態をつくらなければ努力したとは認められないのではないのでしょうか。これ以上患者を商工会議所にとめおくことは行政の責任でもあると思います。もし財団との話し合いの場ができず、不調に終わったときにはどうするのか。財団の見切り発車をさせるというような考え方があるのかどうか、この点についても市の立場としてははっきりとした表明をしていただきたいと思えます。

それから、このような状態が続く限りは、行政としても一日も早く解決の策をとらなければならぬと思います。これについて、特別措置を市側としても考える必要はないかと思えます。この患者救済に対していろんな問題点があるということは聞き及びのとおりでありますけれども、もしこの救済が不調に終わった場合には、この特別措置をの点についても明確にお答え願いたいと思えます。

それから、先ほど環境部長が話をされましたが、中電のほうへ行けばいいんだといって、そこを攻撃しなさいというようなことをニュアンスの中であったというようなことでありますが、もしこの問題点が患者さんがまともに受けて中電へ行くような状態ができたとしたら、環境部長はどういう責任をとられるのかお伺いしたいと思います。

第三点、工場の新設問題について、去る六月十六日の新聞等で大きく報道されております中央公害対策審議会の答申の中で、四日市の工場の新増設を認めぬと発表されておりますが、内容についておわかりになったらご説明いただきたいと思えます。特にこの問題点については第三コンビナートの問題点にかかっております。まして埋め立て問題をこのような状態が出るならば中止しなければならぬと思えますが、市として今後どうするのか、この点についても伺いたいと思えます。

次に、当市の南のほうに関係あるわけですが、楠町地内の問題でございます。最近楠町地内に吉野石こう工場建設用地、これが造成されております。この工場は吉野石こうといっています。公害発生源があるのかないのか、この辺の問題点が住民側としては知りたいわけでありまして、この点について市側としてはどのような工場ができるのか、また隣接の町の関係だといって捨ておかれぬ問題であると思えます。特に排水、あるいは粉じん、騒音、これらの公害が出るような工場であるならば市としてはどのような対策を立てて地域住民の被害を食い止めるか、また、地域住民が反対運動を起こすようなことがあってはこれはないと思えますけれども、しかしながら、強行的なかつこうで隣接の市町村がこのような工場を誘致して公害をふりまくようなことがあったとしたならば、市の立場としてどの

ような行動を、あるいは住民側の立場に立ってこの問題点を対処していくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

災害対策について。工場災害についてお伺いしたいと思います。

昨年度公害対策特別委員会で調査した報告書を拝見させていただきましたが、この中でパイプラインの埋設使用後の十年間を経過した導管の掘り出し検査がされております。味の素、あるいは油化、合成ゴム、ここいら辺が掘り出し検査をされたと報告されておりますが、その他の企業はどのような計画で検査を行っておるか、また、今後どのような計画でこの検査を行っていくか、また、パイプラインの埋設場所が公道、あるいは人家に近いところ、こういうところを通っているパイプラインのものを専用敷地に布設替えをする。こういう行政指導を行ってはというような問題が提起されております。これについて行政としてどのように指導され、また、計画案をどのように指導されておるか、この点を伺いたいと思います。

それから、工場内の爆発事故が最近二、三聞くわけであります。技術的にこの爆発事故に対する調査、これは消防関係のほうでやられておると思えますけれど、技術的に化学コンビナートの中できた問題点に対応できるような職員が配置されているかどうか、事故は未然に防止しなければならないと思えます。特に地域住民の生命、財産を災害から守る立場で避難場所、あるいは地域住民がどのように周知しているか、また、防災体制の中でどのような指導が行われておるか、この点についてご説明願いたいと思えます。特に二、三日前の新聞にもありましたように、根室沖で地震が起きております。これには大きな被害が出ております。また、きょうの新聞によりますと、静岡、京都大阪、この辺が危険と予告されております。もしマグニチュード七なり、八なりという地震が起きた場合に、特に工場の防災体制ができておるのかどうか、もしこの問題が地震のために大火なり、あるいはガスが爆発する、このよう

な問題が起きたときに、二次災害で人の命を奪うようなことがあってはならないと思えます。この点についてどのような体制ができておるか詳しくお知らせ願いたいと思えます。

災害対策の二点目として、風水害対策について、昨年二十号台風で大きな被害を受けております。この復旧工事についてどの程度進められておるか、また、本年度はまだ台風がきておりませんが、この台風に対応できるような体制ができておるか、この辺についてお尋ねしたいと思えます。特に集中豪雨、あるいは台風等によって昨日も出ておりましたけれど、風水害対策、浸水地域の解消、このような問題は各地域において出ております。このような状態をいかにして地域住民の願いをかなえてやるか、この辺が大きな問題であると思えます。常時浸水地域の対策についてはポンプ等購入して強制排水をする、こういうふうな答弁がされておりますが、実際にこの問題が実現できるかどうか、あるいはしなければならぬと思えますが、各地域のポンプ場等を見ても旧のポンプ場等においては停電になるとポンプが止まってしまう、これにかわるディゼルポンプなり何なりを当然つけなければならぬと思えますが、この体制についてはできておるか、こういう点をお伺いしたいと思います。

次に、このような浸水地帯が出てくるという問題点であります。乱開発防止対策の強化ができてないからだ、このように私は思います。特に山の手方面の乱開発で災害が各地で多く発生しております。その原因は無制限な乱開発に発しております。市では土地、あるいは取得規制の指導を行っておるのみで、罰則がないために無秩序に進められているのが実情であります。自然の緑を守り、災害を防止するために、思いきった乱開発防止対策が必要であると考えます。たとえば、行政指導に従わないものについては公共事業の仕事を差しどめすると、何平方メートル以上の開発については地区住民の承認、あるいは議会の承認を要するなどの規制について考えてはどうかと思えますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

次に、土木、下水の関連についてでございます。

工事関係について。土木、下水の工事関係についてはいつも協議して進められておると聞いておりますが、管内視察の際に見られたことでありますが、名四国道沿いの雨池川の橋工事の問題でございます。雨池の下水路の件であります。なぜ橋脚が、あるいは橋げたが水面よりもあの様な低いものになったのか、特に居合わせた工事請負者もこれでよいのかというような感じをしながら工事を進めたと、このように聞いております。この辺の問題について、でき上がったものについてしかたがないのだというようなことではなくして、今後このような問題のないようにしていただかなくてはならないと思いますが、この辺のところは工事のミスであったのであろうかとお伺いしたいと思います。

それから、現在工事が進められておりますところの塩浜地内の大里線の都市計画街路の中でも、これは耕地課に係があると思いますが、農業用水路が横断しております。しかしながら、この横断水路も暗渠になってなく、パイプがいけ込んであると、将来は市街化区域になって、これは宅地並み課税もされるといふことも明らかであります。この水路でも将来は都市下水路として利用される問題であります。現在でも家庭排水が流されているような状態です。このようなところは土木、下水、あるいは耕地課等で十分協議されて工事がされなければならないと思いますが、こういう問題点についてどう今後解決していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 市長にかわりましてお答えできる範囲をご答弁申し上げます。

判決後の発生源対策のその後の効果をどういふふうに評価しているのかというご質問でございますが、午前中のご質問に市長からお答えがありましたように、判決後に県、市が企業に対しましてとりあえず二割カット、及びことしの四月から県条例による総量規制によって四割の削減をやっておりますことはご承知のとおりでございますが、その結果、お手元に資料として配布いたしましたような状況に若干の改善が見られておりまして、四十七年度判決以前の四日市の環境汚染の状況は四つの項目について符合、不適合な場所がございましたが、その後今日まで旧環境基準に四十六年度と比較いたしますと、全部の地点で、全部の項目について合格をするといふような程度にまでは改善をされております。たくさんございましたが、項目を追って簡単にお答えいたしますと、表示板は県の公害センターにテレメーターによる集中管理システムが完了しているが、四日市市役所に表示板を設置することを四十八年度予算で認めたが、それをどこへ、いつごろつくるのかというご質問でございますが、非常に精密な機械を予算審議をいただいてから直ちに発注をさせていただいておるのでございますが、非常に精密な機械であり、県の公害センターに設置しております機械と同じメーカーのものを設置する必要がございましたので、いわゆる注文生産をするようでございますので、目下のところ十月ごろでないと四日市市役所に搬入するという運びにはならないというふう聞いておりますが、表示板を設置する場所等はその時点で現在の市役所の一階の市民ロビーにするのか、石段の外、庁舎外にするのか、あるいは市役所内のどこにするのかはまだ市長部局のほうで検討に入っておりません状況でございます。なるべく機械の完成、製作の状況と合わせて部内で十分検討させていただきたいと思っております。

県公害センターにテレメーターシステムを完成した結果の効果でございますが、ご案内のように、県の公害センターの中に十六の工場の煙源測定器が伝導されて自動記録計がそのまま表示されるようになっておりますのはごらんだいてご承知かと思いますが、その後県公害センターの記録によりますと、各工場に割りあてられた各工場の排煙硫酸化物の排煙量は割り当てた数値よりも大体一〇ないし二〇%低い数値をあらわしているようでございます。

テレメーターによって常時監視をしたことよってそれなりの効果が認められると考えております。県、市のパトロールをいつ、どのようにやっておるかということですが、これはテレメーターシステムを完成したことによって各工場の、及び四日市の環境汚染の現況が常時監視できる体制にございまして、その情勢をながめながら、さらに十六工場の自動記録計が伝導されない工場等の燃料使用、ないしは燃料中の硫黄分の点検、及び各工場とも硫黄酸化物排出の記録を持っておりますので、その点検、立ち入り調査等は県、市が協力してやってきておる次第でございますが、その回数、及びそのときの記録等は後日必要がございましたらばご報告申し上げたいと思っております。

悪臭の問題でございしますが、いつもご答弁申し上げておりますように、市民からの直接の苦情の、公害苦情の大部分は悪臭の問題で占められておりましたので、雨期に入り、つゆに入り、あるいはこういう夏場に向います。いかなれば悪臭の多発の時期になってまいりましたので、六月以降市では土曜も日曜も返上いたしましたして対策を講じ、さらに光化学スモッグをも考慮して指導にあたらしておるわけでございすけれども、この前のご指摘にありましたように、環境週間の行事として、特別に悪臭、騒音を取り上げまして調査いたしましたところ、まだ十分悪臭に対する濃度が感知されましてご迷惑をかけておりますことは認めざるを得ませんので、この調査の資料をそのまま企業にぶつけまして、さらに改善対策を講じさせますように行政指導をしていきたいと思っております。

窒素酸化物の対策につきましては、ご承知のように県公害センターに今年度から解析課という課ができ上がっておりますので、四十七年度に、いわゆる四日市の硫黄酸化物の大气污染防治のためにプロジェクトチームを編成してこれの解明に当たってまいりましたメンバーを中心といたしまして、本年度から窒素酸化物の四日市地域における実体、ないしはその対策の検討に入っておりますので、ご質問がありましたような窒素酸化物の対策につきましては早急な解明をしていきたいという考え方で市も協力をして当たりつつある状況でございす。平山物産の悪臭問題につきま

しておしかりを受けましたが、公害施設の改善のための融資をあっせん、ないしは悪臭防止のための技術的な指導を行いまして、根本的にすっきりとはというわけにはいきませんが、逐次改善をさせておりますのでご了承願いたいと思っております。

それから、市長からご説明がございましたけれども、環境庁の中央公害審議会が発表いたしました新増設に対する内容は岡山県、及び三重県が昨年度において打ち出しました新工場新増設の凍結条約的な内容と同じものではないかというふうな推測する程度でございまして、昨日、きょう、公害対策課長を上京せしめましてこの内容を詳しく調査させておりますので、ただいまの段階では十分その内容につきましては解明しておりませんので、これに対する市の態度、考え方等はもうしばらく検討させていただきたいと思っております。

楠町地内における吉野石こうという会社の進出等につきましては、まだ十分調査はしておりませんけれども、行政区域が違います問題等をどうするのかというご質問に對しましては、いづれ進出する吉野石こうなる工場は県と公害防止協定も結ぶことであろうし、県の公害防止計画の中に組み入れられるべき公害発生企業であるならば、それなりの対策が県においてなされるべき性格のものとは思いますが、直接境を接する四日市としても無関心ではおられませんので、当然この会社の事業内容、公害サイドから見た今後の計画等をお聞きいたしましたして必要な対策を講じていきたいと考えております。

財団問題に對しまして、環境部長の責任をどうするのかというご質問でございすが、私は私なりの信念に基づいて行動いたしておりますので、これに對する責任はいかなる形でもとっていくつもりでございす。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 財団の見切り発車をするのかしないのかというご質問でございますが、ただいまの情勢では見切り発車をするということは適当な措置ではないと私は考えております。十分患者の側とも話し合っただうえで発車すべきだと、このように考えます。

それから、現在すわり込んでおる患者が企業の準備委員会との会談が不調に終わった場合、特別措置をする必要はないかというご意見でございます。この点につきましては、県、市と十分結果を見たらうえて話し合いましたその措置をきめていきたいと思えます。従来の経緯にかんがみまして、市単独ということは考えられないのでございますが、県、市共同してこの解決に当たりたいと思えます。

準備委員会の救済案につきましては、私は国の措置、あるいはまた他の県、市の条例等を参考にいたしてみしても内容的には私はこの案は充実したものであらうと思えます。ただし、まだ若干改善すべき点はあると思えますのでこの点は充分行政指導によって織り込んでいきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 工場災害についてお答え申し上げます。

まず第一番にパイプラインの問題でございますが、パイプラインにつきましては国のほうでは、パイプライン事業法が昨年制定されました、これに関する政令等も整備されたのでございますが、これは距離の長いものでございまして、当市のように短い距離のものについては、まだ技術上の準規が定められておりません。近くでることでございます。そこで、当市の場合には昭和四十二年四月に危険物パイプラインについて技術基準を定めまして、そして最新技術に基づいて設計施工を行っております、先般の新潟震災の二倍以上の安全性を持った施設と、こういうふうになっておりました、安全性はかなり高いものであらうと、このように考えております。

さて、それと公道、あるいは人家の近くを通っておりますものを専用敷地にしてはどうかと、こういうことでございますが、この問題は非常に大きな問題でございます、私たちだけで実現することも困難と思えますけれども、防災会議等を通じて住民の皆さんの意向を伝え、会社のほうでも検討するように指導を行っております。

それから、十年以上経過したものを昨年度も実施しましたが、本年度も引き続き掘り出し検査を実施する予定でおります。

それから、工場火災について現在の消防職員で技術的に対応できるか、こういうことでございますが、この問題も非常にむずかしい問題でございますが、危険物につきましては消防法、並びに危険物の規制に関する政令、規則に基づきまして、許可をしておるのでございまして、事故につきましては、それに応じて事故の形態によりましては人身事故が伴いますれば警察も出てまいりますので、消防、警察、企業、それから専門の大学教授等によりまして詳細に検討して、同様な事故が再び起こらないようにすることで行っております、まあ危険物の性質、その他につきましまして、むずかしい問題も出てまいりますけれども、われわれのほうといたしましては、安全基準に従って検査も、指導もしておると、こういうことでございます。

それから、住民に対する避難場所、あるいは防災体制の問題でございますが、避難場所は非常に一定の場所ということにはむずかしいかろうと思えます。ということは、風向き等によりまして避難の場所も変わってくると思えますので、事故に應じまして広報車を出して、その広報をすると同時に避難する場合には、それによって指導をしていきたい、このように考えております。

それから、防災体制の問題でございますが、われわれのほうは化学消防車、その他によって対処するのでござい

すが、石油コンビナートにもそれぞれ消防法令に基づく基準以上の自衛消防措置を持っておりまして、これが防災会議を通じて各社相互応援協定を結ばせまして、それによってこれに対処していくと、こういう状況でございます。以上、簡単にございますが説明を終わります。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 風水害につきましてお答えいたします。

昨年の災害のあと始末の問題でございますが、海岸線におきましては、北におきまして高松海岸、いわゆる天カ須賀付近の被災の箇所でございますが、二カ所ございまして、富洲原橋のたもとにおきますところにつきましては、県営公費ですでに発注がなされておまして、八月末完成をめどに進めていただいております。

それから、南へいきまして、磯津海岸でございますが、鈴鹿川の右岸約四百メートル区間が建設省海岸と磯津漁港の管理区間とがまざっております。磯津漁港の二百メートルにつきましては、海岸保全事業決定をいただきまして、ことしから三カ年で一応、約一億程度の金をもちまして消波工事をを行うということに決定をいたしまして、今年度約八百万の事業内容をいただきまして、近く本省との協議をいたすことになっております。建設省海岸の県管理区間につきましては、すでに一部テトラポットの仮置きがされておるわけなのでございますが、約九百個入っておるわけでございます。引き続きまして、このあと、残事業につきましても、県に対しまして早急に工事が完成するように要請してございますが、来年の海岸保全事業にぜひ組み込みたいといったことを考えております。

それから、一般河川につきましては、予算化を当初に二千五百万いただきました。もうすでに千百万消化しておるわけなのでございます。これにつきましては、特に雨期に、今後これからの出水期に危険な個所の手当てに使わせたいと考えております。

それから、水防体制につきましては、一応先刻、消防、県の河川管理者、土木と現地調査いたしましたして、危険な個所の調査を終わりました。それ等の手当てにつきましても応急工事を進めるようにしております。

○議長（山口信生君） 福田君。二分間だけ認めます。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 非常に問題点がたくさんありましたもので、時間も経過しましたが、しばらくごしんぼう願いたいと思いますが、中途は半ばで終わりますとまた次の議会まで持ち越さなならぬと、こういうこともございますので、要点だけひとつお願いいたします。特に発生源対策については、いままで行政としても努力はしてきたけれど、現実的に住民が悪臭に悩まされている問題、たとえば先ほど申し上げましたように、平山物産の問題点にしてもですね、融資をしたといいながらも、現実的にあそこに住んでいる人たちは、もうご飯も食べるに食べられない状態が続いておる、こういうことを解決せよというていんです。何年たっても解決できないようなかっこうで環境部があつて何になるんだと、こういうことを住民から言われてもしかたがないと思うのです。この問題は環境部長の責任において早急に解決することを要望したいと思います。

それから、もう一点につきましては、中電に環境部長がいくように、やはりそこを攻めることが一番早道である、こういう発言をされたことは患者の皆さんの前でやったことですから、これはニュアンスの問題じゃないのです。はっきりとそうおっしゃったのですから、もし患者さんがその行動を起こすということが決定されたとしたら環境部長は先頭に立ってやっていたきたいと思います。これも要望しておきます。

それから最後に、土木関係の関連工事の問題が時間の関係で答弁されておりませんが、この問題点についても今後

あのような下水関係、あるいは土木関係の工事が住民が望んでいるようなかっこうでできなかった、あるいはこれはミスではないかと思われるような工事が行われておる、こういう点についてはやはり改善すべきであるし、今後そういうことのないようにしていただきたい。こういう点を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山口信生君） 後藤寛治君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 通告いたしました問題について質問をいたします。

その初めに、通告一覧表に遠洋漁業基地と地元流通センターと続いて載っておりますが、これをひとつ、遠洋漁業基地と地元で切っていたら、流通センターについてと二項目にさしていただきます。

富洲原港が遠洋漁業基地に指定されてからすでに十数年がたっております。現在では清水市にあった大遠冷蔵を誘致して造成地の大半をこれに提供し、遠洋漁業基地としての面目をどうにかつないでおるといのが現状であります。ところが、これと地元との関係は必ずしもじっくりいっていないということが現実であります。私はこの遠洋漁業基地なるものが四日市に誘致して、この成功、不成功をいままら言うのではありませんが、四日市自身に対して少なくとも地元であるところの富田、富洲原地区の人々に対して何かのプラスになったことがあったかどうかということとあります。プラスにならぬでも公害を出さなければいいじゃないかと言われるかも知れませんが、地元の、特に水産加工業者はこの遠洋漁業基地に大きな期待をかけておったものでございます。また、期待を持つようにこれを迎えるべきだと、じょうずに指導されていたのでございました。海岸線は全部造成され、名四国道が完成されて、今まで白砂であったところの水産加工物の乾燥場は全部召し上げられたという形になって、その当時水産加工業者は、三地区において百二十数軒、いま現在では四十何軒が細々とその露命をつないでおるような現状でございます。遠洋

漁業基地に指定されて荷受け機関としてできた富田港漁市場も大きな赤字を出したことはすでに皆さまご承知のとおりでございます。それに所属するところのカツオ、マグロの仲買人、これは統計には出てませんが、分相応の損害を出しておることは先般申し上げたとおりでございます。以上のようなことの大半の責任は県、市のあまりにも甘い行政指導の結果と私は考えるものでございます。ところが、大遠冷蔵が進出するや、県、市は掌中の玉のごとくに接して、地盤が沈下すればかさ上げをしましょう、台風が来れば波よけもつくりましょう、必要とあれば検査所もつくりましょう、便利が悪ければもう一つ前に埠頭もつくりましょう、サービスにこれとめておるように見受けられます。まのあたりにこれを見せつけられて、富田港漁市場はまだ市当局より幾らかの援助を受けておりますから何とも言えませんが、地元の水産加工業者、並びに仲買人はおそらくこれもこれは損をしたものを市当局からまけてもらおうとか、足してもらおうとかと思うておりませんが、遠洋漁業基地の骨幹をなすところの大遠冷蔵に好感を持ってというのが私は無理なような感じがします。これは私の個人の偏見ではないように考えられますが、ところが最近になって非常に明るいニュースが、ニュースといいますが、話題が出てきました。ということは、ここ四、五年前からその話がありました、遠洋漁業の、いわゆるマグロの漁に対してあまり希望が持たなくなった遠洋漁船がですね、同じ遠洋漁業でも、近くの太平洋上でカツオの漁をしたほうが利潤がいいという関係でカツオ漁に多く出漁するようにになって、当大遠冷蔵株式会社もそのカツオ船をかなり入れるようになりました。ところが、カツオの中にもあるものは輸出向けにし、すでに船内冷凍でありますので、それを鮮魚として内地または外地に輸出するものももちろんございますが、これをおおぶしの加工として近くは県内の加工業者、遠くは焼津、清水、または四国、遠くは九州枕崎あたりも出しておるということと。出しておるといふより、むしろ各地から買ってくるというような状態だそうでございます。そうであるからして、このカツオ船をもっと誘致できるけれども、幸いにして地元加工業者が

あるなれば、これを加工していただいてはどうかと、大遠冷蔵自体も地元と必ずしもうまくいってないということ、これはこういうことをやっていただきたい。われわれ自身もこの事業に対しては非常に賛意を持つ者でございます。おそらくこれがうまくいけば、将来の水産加工業者はおそらく非常に助かると思われます。そこで、今度今月の二十八日に加工業者を集めて焼津にこの仕事の視察に行くという計画がなされたのでございますが、これは市当局が計画されたのかお伺いしたいと思っております。

いま一つは造成地の、要するに富田地区の前の造成地ですね、いわゆる大遠冷蔵が大半占拠しておる、去年ですか日産連のタンクヤードができて、その横に船員会館をつくる予定地があります。最後に三百四十坪程度の残る土地があるそうですが、この土地は地元民の要請におきまして、払い下げの労をとられるか、とられないかお伺いいたします。

次に流通センターについてでございますが、去年に引き続き特別委員会を設けてやる以上、何のたけにつくりたいのか、どういうメリットがあるのか、去年の六月の議会に流通センターをつくると、生鮮食料品は安くなるのかという質問に対して助役は、安くなるだろうと思えますが、なかなか物価問題というむずかしい問題でございますので、市民の声は反映することはできませんと思えますが、なかなか安くならぬでしょう、というお答えがございましたが、この意見に対して私も理解はできません。それではこの流通センターは都市計画の一環としてやりたいのか、また荷受け機関、八百屋、魚屋を含めて、これらのためにつくってやるのか、そうでなければ一般市民の消費生活を少しでも助けるためにやりたいのかお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後二時十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

富双埠頭におきます遠洋漁業基地に、最近、カツオの水揚げが増加をいたしておりますことは、そのとおりでございます。四十六年度は七隻で六百八十五トン、昨年度は十四隻で千五百七十九トンというふうに、逐次、カツオの水揚げが増加をしつつあるわけでございます。この水揚げされたカツオのうち約二五％が、加工用として各地の加工基地へ送られておるといふ実情でございます。そこで、これらの加工が地元でできますならば、たいへん地元の加工業者の方々にも裨益をするのではないかとということで、業者の方々と話し合いを進めてまいりまして、本年度は一応調査をするということで、先進地の視察を業者の方に委託いたしまして、視察をしていただくということにいたしております。

さらに、今後、検討を重ねまして、具体的な実施について地元の方々と話し合いを進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご了承を賜りたいと思っております。

次に、遠洋漁業基地の中に、公共スペースとして約千五百坪あるわけでございますが、漁船員会館等を建てました残り、確かに三百四十坪というものが残ります。ただ、これはこの三百四十坪ということに限定をして、その処置を考えるとということではなくて、富双埠頭の公共スペースとあわせて、この土地をどういうふう利用するか今後考えていきたい。

なお、最近の傾向といたしまして、この港の緑化ということを取り上げておりますので、そういう地帯もとりたいというふうに考えておるわけでございます。

第二の質問でございますが、流通センター、これは都市施策としてやるのか、あるいは荷受け機関のためにやるのかということでございますが、そういうふうに二者択一的に割り切るわけにはまいらないうと、荷受け機関としまして、現在の時代の要請に応じるために新しい展開が必要であるうということとは思われますし、また、一般市民にとりまして、生鮮食品の値段というものは、日々の生活にきわめて直接的な影響を与えるものでございますので、その流通機構が確立するということは、どうしても必要なことであろうというふうに考えておるわけでございまして、現在、この荷受け機関の統合等につきまして、検討をしておる最中でございますが、長い間かかって検討をしましてまいりまして、近くこの検討の結果をお知らせする時期が来るのではないかと、こういうふうに予定を立てております。その時点におきまして十分ご討議を賜りたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 焼津方面の視察は、市が計画したものと聞きいたしました。そういう話が出来たからとりあえず視察にやると、視察に行こうと、ここに十万円予算があるからこれを助成に充てようと、これは私はあまりにも行き当たりばったりのような感じがいたします。もし、その事業が非常に有意義である、これは将来性があるといわれるのなら、なかなか一朝一夕にこれがなかなか習得できることじゃないんです。ですから、まずこの仕事をやるのなら三重県にもりっぱな水産試験所もあり、水産技師、製造技師もおるのですから、試験所あたりから水産技師、製造技師でも呼んでですね、まずその意のある者を集めて講習会を開くとか、熱意のある者を集めて皆に呼びかけて、それを先進地に研修なり講習なりに連れていくというような方法をとったらどうかと私は考えるものでございますので、なぜこの焼津を選んだかということにも疑問があるのでございます。三重県内においてもりっぱに現在加工をやっておるところもございます。しかし、焼津を選んだということに対して私は反対するものではありません。ということは日本じゅうでおそらく焼津が一番進んでおる製造方法をやっておるということも私は認めざるを得ないものでございますので。ところは、これを研修見学にやる以上、将来これは各自の加工場ではとても仕事のできることでございませぬ。もちろん労働力も要りますし、技術者も要ることなのでございますが、将来、これは企業としてやっていかねばならぬと思うのですが、でき得るとすれば協業体の組合事業というようなものができるのではないかと私は考えておるのですが、その企業化される場合、市としてはどのような援助の手を差し伸べられるつもりか、これを伺いたいと思います。

それから、技術研修のために、要すれば二世をですね、ジュニアを先進地区に二週間なり一カ月なり研修にやる。これについては別に市の補助、援助というのは考えておりませぬ。ということは、われわれ四十年前には、かつおぶしの加工に三重県の浜島に一カ月講習に行ったことがございます。われわれがこの企業に乗り出すのなれば、それぐらいの経費に対して市の補助を仰ぎたいというようないかな根性はもっておりませぬから、その点は心配せずにおいでください。

次に、流通センターでございますが、ただいまのお話ですと、何のためでもないということになりますと、私は大體公共事業のように受けとれるのでございますが、公共事業ということになれば、その流通センターの中に入る八社に対して、これが幾らかかったから幾ら持てというようなことじゃなしに、公営という立場で全部市が建ててやって

その金利は市でもって全部出してやってもらいたい。ただし、それを利用者に対しては、もちろん、いわゆる家賃のようなものとは違ってもらうことは、これは必然でございますが、公共事業である以上、橋をかけたって、道のまん中に市道をつくったところで、有料道路は一つありませんから、これは当然そうするべきだと思いますが、その点のお考え方をお伺いしたいと思います。

かりに、四十七年度の青果、鮮魚の荷受け機関八社の総売り上げが大体約六十億円でございます。これがもしもこのセンターをつくったがために、いわゆる名古屋の市場を通さずに、直接産地から全部が全部来るものではございませんが、これが半分に来たとしても三十億、五%安くあがれば、一億五千万というものが安く市内の一般市民かそれを扱う業者かだれかにこれは潤うのでございます。であれば、年間かりに二十億かかってその流通センターの建設費がですね、私の言う流通センターというのは、特に青果、鮮魚の卸売市場をさして言うておりますから、いわゆるその建設費が二十億かかったとして、六%の利息でもって一億二千万、一般会計からそれぐらいの支出は市民に対して還元するつもりでやっていただきたいと私は考えるものでございますが、その考えがあるかいなかをお伺いたしたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第一番目の加工の協業化の問題でございますが、これは方向としてはおっしゃるような方向で進めるべきであるというふうに私は考えております。したがって、協業化の指導いたします際に、どの程度の援助をすべきかというようなことを判断をしたいと考えております。

それから、第二点の流通センターでございますが、これは公営でやるか、公営でやらないか、民間でやるかという

大きな問題があるわけでございますが、公営でやる場合は、おっしゃるように相当程度の支出を長年月にわたって自治体のほうで考えていかなきゃならぬということでございますし、民営でやる場合でも、これは何らかの援助がないとできないというふうに考えております。したがって、これは荷受け機関のためにやるのか、あるいは市民のためにやるかという議論が先ほどございました。これは荷受け機関のためもあり一般市民のためでもあると、こういうふうに確信をいたしておりますので、何らかの方向で市も援助しなければならぬということだけは申し上げられると思えます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 以上の点はよくわかりました。

一つ申しはしましたので再度出てまいりまして、大遠冷蔵の横にあっておる三百四十坪のいわゆる造成地の問題につきまして、港の公共用の緑の場所にするというお考えでございますが、そうすると、地元にかくはその土地に対して熱望する者があらわれても、もちろんこれは個人ではないにしても、これはもう全然地元には一坪の土地も分け与えるに對するあっせんのないという意思でございますね。そうなりますと、いわゆる市民は、アイヌ族のような感じを受けるんです。インディアンかアイヌ族のような感じを受けて非常にひがみたくなるのが私のもっておる感情なんです。その点をひとつお考え願います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 三百四十坪に限定したお話でございましたので、そういうご回答を申し上げたんでございますが、私は何が何でもあっせんの方をとらないんだというふうに申し上げたつもりはございません。全体ひっくり返して考えていきたいというのが県の主張でございますので、その間で県のほうとも十分折衝してみたいと思っております。ご了承賜りたいと思います。

○議長（山口信生君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 質問の通告順序に従いまして、お尋ねをいたします。

なお、最初にお断わりをいたしておきますけれども、ご答弁にあたっては、担当所管の市長公室並びに教育委員会の責任者からお答えいただいておりますので、お尋ねをいたします。

それでは、まず第一番の公共用地の確保についてでございますが、この問題につきましては、昨年来しばしばこの壇上で論議されておりますので、私はできる限り重複を避けてお尋ねをいたしたいと思います。

質問の第一点、公共用地の拡大推進に関する法律が昨年末に施行されました。この法律に基づきまして、ある一定規模以上の土地を売買譲渡する場合には、県へ認可届けを出さなきゃなりません。その届けの窓口が、四日市市の場合は企画課になっておるはずでございます。したがって、この法律施行以来今日まで、企画課のほうへどれだけ届け出があったか、その件数状況をご報告願いたいと思うのであります。

質問の第二点、これから申し上げますことは、昨日、小井議員からも触れておられる問題でございますが、まず笹川団地の公団住宅の前に用意されておりました公共用地が、いつのまにやら住宅公団の手で、現在、賃貸住宅の建設が進められております。話を聞きますと、あそこに新しく五階建て三十戸一むね、同じく五階建て六十戸一むねが建

設されるようでありますが、なぜこのような公共用地が賃貸し住宅の建設用地に転用されてまいったのか、そのいきさつについてご報告をお願いいたします。

質問の第三点、このようにせっかく残されておりました公共用地がつぶされて、五十万坪のあのニュータウンとなる笹川団地に、もはや学校用地、幼稚園用地を残しては一坪の公共用地も見出せない、公共用地が全滅したという状態でございますけれども、先ほども申し上げましたように、県下最大のニュータウンとなれば、将来、おそらく行政需要の増加に伴いまして、新しい公共施設というものが要求されてまいるであろう。

たとえば保育園であります。現在、一園建設されまして、間もなく開園を見ることになっておりますけれども、たしてあの一園で足りるのかどうかということが、おそらく近い将来私は問題になってくるだろうと、かように考えるものでございます。そういう観点からいたしまして、公共用地が全滅したということがはたしていいのかどうか、もっと突っ込んで申し上げますれば、公団のためになくなったこの公共用地の代がえ地を公団へ要求される考えはありになるのか、その点を明らかにしていただきたい。

次に質問の第四点、笹川七丁目の幼稚園用地が津田学園に渡りましたことは、昨日、小井議員のご指摘のとおりであります。これについては私も昨日の経過を聞きまして、どうも四日市市としても、また特に教育委員会としても、全くつんばさじきにおかれておったようでありまして、このような事態が起こるまでにはたして四日市市の教育委員会として津田学園とは全く交渉がなかったのかどうか、その点を明らかにお願いいたします。

質問の第五点といたしまして、津田学園は現在あの団地の笹川通りに面しまして、笹川幼稚園を経営いたしておりますけれども、実は早くから笹川団地全体の幼児施設を独占したいという気持ちを持っておったものでございます。事実、現在開園間近にありますあの笹川保育園、これが建設されるにあたりまして、ずいぶん抗議を申し込んでお

ったことを私は承知をいたしております。

さらに、笹川団地内の幼児施設を独占するだけではなしに、あるいは坂部団地、あるいは今後できます三重平団地のほうへも進出したいという考えを私は聞いております。いわば津田幼稚園コンツェルンというような形を津田学園では考えておるのではないかと、そのような幼稚園教育というものがあっていいものかどうか、その点について私は強い疑問をもつております。

それからもう一つ、一昨年、ちょうど二年前のこの六月議会で、地元笹川団地のほうから四郷地区連合自治会長の代表の名前でもって、笹川団地内に市立幼稚園を新設していただきたいという陳情が出ました。議会で採択をされております。この陳情は、おそらく市長、教育委員会のほうへもまいっとるはずでございますが、その陳情の最後に、幸いその敷地については、すでに団地造成の当初から用意されていますので、建設への支障はほとんどなく、したがって、早急に園舎建築へ取りかかっていたいただきますことを要望いたしますという文章がございます。このような経緯にかんがみまして、教育委員会としては四日市の幼稚園行政の責任者としての立場から、この問題をどのようにお考えになられますか、ご見解を承りたいのでございます。

次に、第二番目の野外活動センターの利用についてお伺いをいたします。

水沢の大門池に待望久しかった青少年野外活動センターが、いよいよ八月一日からオープンすることになりました。日夜公害に悩み、あるいは自然環境に恵まれない四日市市内の子供にとりましては、まことに恵まれた施設であると私は考えております。こういう施設がようやく日の目を見るに至ったことについては、まことにご同慶の至りでございまして、すでに今月一日から、この野外活動センターの利用申し込みを受けつけておるはずでございますが、今日までにどの程度の受け付けがあったか、その受け付け状況をご説明をいただきたいと思います。

質問の第二点といたしまして、この野外活動センターを利用いたしまして、ことしから市内の十六小学校の六年生児童に対して、緑の学校が開設されることになりました。昨年は、緑の学校としては、たしか五つの小学校であったと思いますので、ことしは三倍強にふえたわけでございますが、この緑の学校を指定するにあたって、どのような根拠で定められたのか、その基準と申しますか、それを明らかにしていただきたいと思うのであります。

質問の第三点、緑の学校と並行いたしまして、この八月八日から二泊三日、あるいは三泊四日で林間学校が開設されることになっております。これには全市内から三、四年生三十人、五、六年生三十人、合計六十人が参加することになっておりますが、これに参加いたします児童の選考条件はどうなっておりますのかお答えを願いたいと思います。質問の第四点といたしまして、先ほども申し上げておりますように、緑の学校の小学校の数、あるいは林間学校の収容児童数には限度がございます。ことしは八月一日オープンでございますので、とうてい間に合いませんけれども来年からはもっと早くこの野外活動センターは利用できるわけでございますので、したがって、今後、緑の学校の指定を拡大されるお考えがあるのか、また、林間学校収容の児童数の人員をふやされるお考えがあるかどうかお伺いをいたしたいのでございます。

以上が、二番目の質問でございます。

次に、第三番目の質問を申し上げます。

すなわち、県立高等学校入学総合選抜制でございまして、これは来年度から三重県が新しく始める高等学校の入試制度でございます。その内容について詳しくご答弁いただくことは、時間の関係上むずかしいと思いますので、そのご報告は要りませんが、質問の第一点といたしまして、三重県公立高等学校入学選抜方法改善委員会に、市川教育長はメンバーとして名を連ねておられます。そこで、この委員会に参加されました市川教育長から、この制度につ

いてのご見解を承りたいと思うわけでございます。

次に質問の第二点、進学競争の激化に伴いまして、中学校教育にひずみを生じてきたことは、皆さま百もご承知のとおりでございます。それが今回の新しい高校入学者総合選抜制、あるいは入試制度の改善ということになってあらわれたわけでございますが、いままで 四日市市の教育委員会は、この進学競争の激化に伴う中学校教育のひずみを正常化するために、どのような努力を払ってこられたかお答えをいただきたいと思えます。

質問の第三点、新しい入試制度の実施が来年に迫っておりますので、今日中学生をもつ四日市内の父兄はいろんな戸惑いを見せております。特に四日市内の場合は、四日市高等学校と四日市南高等学校が一群をなしまして、総合選抜制の対象になるわけでございまして、それについての親の不安というものも、とうてい私は否定できないと思うわけでございます。もちろんこの制度は、三重県の教育委員会がこの五月二十八日に決定したことでございましてその責任は県の教育委員会にあるわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、この制度が直接中学校教育に関与いたします観点からいたしまして、四日市市の教育委員会も「知らぬ顔の半兵衛」は気どるわけにはいかぬだろうというふうに私は思うわけでございます。そこで、新しい入試制度に今後四日市市教育委員会としてはどのように対処していかれるか、その方針、方法を伺いたいでございます。

なお、それから市長へ二つばかりお尋ねをいたしておきます。

先ほど来申し上げておりました、津田学園の問題が起こってまいった原因の一つとして、私は県立並びに私立に対する学校行政というものが、当市役所の場合、総務課の所管である。そのために教育委員会がタッチできないということに大きな問題があるんじゃないかというふうに考えております。したがって、教育行政一元化の見地から、県段階では、あるいは法律上無理かもしれませんが、市町村段階で教育委員会が所管することができないもの

かどうか、その点をお伺いしたいわけでございます。

もう一件、先ほどの野外活動センターに関係することでございますけれども、緑の学校制度をはじめとして、この利用につきましては文部省の所管事項でございます。また、ことしから新しく市長公室の中に青少年対策課が移されましたけれども、このおもな目的は、青少年行政の企画と調整にあるというふうに私は判断をいたしております。そういう見地から考えまして、私としては、この野外活動センターの運用につきましては、教育委員会へ移されるのが至当ではないかというふうに考えるものでございますが、その点についての市長としてのご見解を承ればありがたいと思えます。

以上で、私の第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） 最後の二問にお答えいたします。

現在、市が私立学校、幼稚園、小、中学校、高等学校も含んでございますが、私立学校の建設費等につきまして総務課で担当しておりますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行すると規定せられておりまして、その一号には大学に関する事、二号に私立学校に関する事とあります。市はこれに基づきまして、総務課の担当としておるのでございますが、法律の意図するところは、教育委員会のみだに私立学校に干渉しないようにとの趣旨であろうと思っております。まあ県段階におきますと、こういった権限が非常に強いのでございますが、私立学校に対する干渉の権限の与えられておらない市におきますと、これをしゃくし定木に保守するほどのこともないかとも考えられるのでございますが、また、

総務課に持って行って非常に不便であるというほどのこともないと思うのでございます。十分この辺の利害得失を検討いたしまして結論を得たいと考えます。

野外活動センターの所管につきましては、たまたまこの事業を青少年対策課が取り上げて事業化してまいりました関係上、青少年対策課の所管になっておるんですが、利用者は仰せのごとく児童生徒が圧倒的でございます。また、青少年対策課の性格も多少変わってきておりますので、この所管につきましては皆さんのご意向を十分お聞きし、どちらかが運営上都合がよいかとの観点から十分検討したうえで、所管をこのままにするか、あるいは教育委員会にするかを決定してよい問題だと考えております。この点も十分検討いたします。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） まずご質問の第一点、公有地拡大推進法に基づく認可申請の件数でございますが、六月十六日現在で十七件でございます。

それから、二点目の笹川団地内における利便施設及び関連公共施設に関する公団に対する回答の経緯でございますが、昨年の六月十二日、住宅公団法に基づきまして、名古屋の支所から市長あてに、ただいま指摘の住宅建設についての紹介がございました。私のほうといたしましては、六月十六日になりました、これを関係しておる各部課に対して意見の聴取を行っております。それに基づきまして七月十日、その意見を取りまとめ名古屋の住宅公団の支所長あてに回答いたしておりますが、これに対して意見の申し出がありましたのは教育委員会でございまして、内容は笹川小学校に関する件でございます。

次に、公団所有地に利便施設及び関連公共施設に対する代がえ地の要求する必要があるかないかというご質問でございますが、必要があれば当然この代がえ地の要求はいまからでもしなれないと思っております。

次に、今日までの野外活動センター利用の申し込み件数でございますが、六月十五日現在でございます。メイン施設といたしましては八月に四団体、人員で二百八十四人、それから九月から十一月にかけて十九団体、これはただいま指摘の緑の学校でございます。学校数としては十六校、一校で二回に申し込んだのがございます。したがって、十九団体で十六校というふうに件数は合っております。人員が千八百二十八名、キャンプ場は八月、十五件、千五百十六名、合計団体数といたしまして三十八団体、人員にいたしまして三千二百六十八名、以上でございます。が、お断わりしますが、この人員は実数でございますので、さようご承知おき願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

まず第一点は、幼稚園用地が津田学園に渡る前に、市の教育委員会とどういふ交渉があったのかと、こういうことでございますが、これは昨日も申し上げましたように、何にも交渉はなかったのをごいまして、五月の初めに同意書を求められて、そのときに初めてわかったことでございます。しかし、その前年度に津田学園が幼稚園の学級増をする、そういうときに同意書を求められたのでありますが、そのときには公立の幼稚園を設置する計画があるということも申しました。したがって、その増設の規模などについて慎重に考えるように伝えてあるのでございます。

第二点の問題でございますが、一小学校区一幼稚園、一公立幼稚園と、こういう原則のあることはよく承知しておるのでございます。今回の場合、まことに不本意なことでございます。しかし、事の経緯から見ても、やむを得ないことではないかと思っております。

次の緑の学校、本年度十六の小学校について実施するのでございますが、その選定の基準についてのお尋ねでございます。

昨年度八校実施いたしましたところは、公害の激しいところで児童に日々うがいをしておるところ、その学校について緑の学校を実施したのでございますが、本年度におきましては、まず健康被害救済法の指定地、羽津から河原田に至りますあの認定病の指定地域、この学校を取り上げたのでございます。その中に一つ例外がございます。常磐小学校の中にいま同居しております常磐西小学校、常磐西小学校の学区はその地域に入らないのでございますが、現在、同じ校舎で同居しておると、そういう事情から常磐西小学校も入れて十六校ということに、生徒の数にいたしまして千八百九十四名と、こういうことになったのでございます。

次の緑の学校をさらにふやすかどうかと、こういうご質問でございます。

緑の学校は国費三分の一、県費三分の一、市費三分の一と、こういう割合でふやされておるのでございます。国費あるいは県費、まあそういうものが今後このように拡大されたときにつくかどうかということは別問題といたしまして、しかし、恵まれた自然の中にふだんの学校生活から離れて、寝食をともにする共同生活をするということは、非常に意義のあることでございますので、今後、この野外センターをフルに活用いたしまして進めていきたいと思っておりますのでございます。

なお、林間学校は、これはもうこれとして三年目になるのでございます。これまでの経験からいたしまして、大休人数はこの程度でございまして、いままでは五年生、六年生の公害認定患者、あるいは虚弱の子供、その中から集団生活に耐える者、そういう者を選びまして学校を編成したのでございます。本年度から三年、四年で一組三十人五年、六年で一組三十人、すでに予定しておるのでございます。この人員の調整につきましては、父兄の意見あるいは

は学校医の意見を聞きまして、大体こういう線におさまるように調整をしていきたいと思っております。

その次の県立高等学校総合選抜制について、私の意見を求められたのでございます。私もその入試改善委員の一人として加わっているいろいろ検討をした一人でございしますが、三重県では昭和三十二年だと思いますが、いままで学区制であったものを中学区制、北部、中部、南部と、この三つの学区制にして、三十二年から今日まで相当の年月がたってきたのでございます。その間に非常に学校格差というのが大きくなってまいりまして、そしていわゆる一流校に入った生徒は、まことに目を輝かして勉強するのでございますけれど、そうでない学校につきましては、ほんとうにゆがんだ顔をしまして、生徒も学習意欲をそのために非常に落とす。また、学校の先生としても、幾ら骨を折ってもなかなか骨折りがいがないと、あまり著しい学校格差というものとは何とか解消しなければならぬと、まあこういう立場から総合選抜制というのが考えられたのでございます。この実施につきましては、それぞれの学校の施設の均等化をはかると同時に、一番大きなのは先生の質の均等化といえますか、そういうことが大きな問題になるのでございます。そういうことを県の教育委員会が十分配慮する、努力をするならば、この程度の学校群の採用というのは、三重県の教育、四日市の教育のためには必ずプラスになるものだ、私もそう信じてこの案に賛成しておるのでございます。その次の問題の進学競争の激化に伴う中学校の教育、まあそれに対して四日市の教育委員会がどう配慮しておるか、こういうお尋ねでございます。

もう申し上げるまでもなく、日本の社会いま学歴偏重の社会だといわれております。いい会社に就職するためにはいい大学を出なければならぬ、有名大学に入るためには有名高校に入らなければならぬ、有名高校に入るために中学校にというようなことになりまして、そのしわは小学校にまで及んでおる、これが全国的な傾向でございます。したがって、文部省も昨年度におきまして、臨時的異例の措置でございしますが、昨年十月、学習指導要領を改め

して、人間性豊かな人間性を養うというようなことを学習指導要領の中に一項目加えまして、したがって、それに応じて教材の取り扱いにいたしましたも、取捨選択の余裕のあるように、そして何もかも広い範囲の詰め込み教育にならないように、また、ホームルームの経営とかあるいは学校行事、そういうものを重視して、学校の生徒の人間性を豊かにするようにと、こういうような指示をしておりますのでございます。市の教育委員会におきましてもそれを受けまして、本年度の学校指導方針にそういうことを強く打ち出しまして、基礎学力は十分つけなければならぬ、なるべから生徒の望む学校に入れるような基礎学力はつけなければならぬ。しかし、それ一辺倒になってはいけないので、先ほども申しましたようなホームルームの経営あるいは学校行事、そういうものでお互い仲よくする、協調するそして個性を十分伸ばす、まあそういうような姿勢をもって指導に臨んでおるのでございます。今日問題になっております普通科の高等学校の増設というのも、この進学競争を激化するそれを防ぐには非常に役立つかと思うのでございます。いろいろ父兄にいたしましても、本人の希望する学校に進学させたいという強い希望がございます。学校をいたしましても、そういう父兄の期待にこたえてやらなければならぬと、そういう間において人間調和的な発達をはかると、非常に、あるいはある点にはむずかしい面もあるのでございます。現場の先生方十分そういう点を考えて日々努力をしておりますのでございます。

最後の問題の、入試制度に今後の四日市市教育委員会はどうか対処していくのかと、こういうことでございます。

新しくできました総合選抜制でございますので、父兄の方にもいろいろご不満はあろうかと思うのでございます。先日市教育委員会は四日市まで出てきました、その校長、進路指導主任を集めて、この総合選抜制の趣旨のあるところ、実際のそのやり方について説明をしたのでございます。なお、それでも足りないところが、もちろん私のほうの指導主事もその席に出まして、事情をよく承知しておるわけでございます。なお、これで足りないところがあり

ますれば、県に要請いたしましたして県のほうから出てきて、地域ごとにも父兄の方々のご質問に答えるようにしなければならぬと、こう思うのでございまして、なお、この総合選抜制で一番問題になりますのは、たとえばそこで入学願書を出すときには、四日市高校を希望するか四日市南を希望するか、進学の希望校を書く欄がございます。それである者については希望がかなえられる、ある学校に偏したときにはそれが他の学校に回ると、こういうのがあるのでございます。原則としては施設も均等化される、職員組織も均等化される、そういうことでございますので、こういう学校を志望するか、こういう点についてはなるべく地元の学校にと、こういう点で指導をしたいと思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 あと五分しか残されておりませんので、もう要望と意見だけにとどめさせていただきます。

市長のご答弁前向きにご検討願うそうでございますので、どうかよろしくその点はお願ひしたいと思います。

それから、公室長のご答弁の中で、笹川団地のあの住宅公園前の公共用地が、きわめて事務的に処理されてしまった。私は、公室長がかって長年土木部長もやっておられたのですし、しかもこういう地価高騰のおりでございますから、公共用地の確保というのがいかに大切かと、十分ご認識のことであつたらうと思っておりますが、こう簡単に事務的に処理されたのでは、正直言って私はあ然としたわけでございます。もちろん人間神様でございますからだれでもミスはございます。「弘法も筆の誤り」、あるいは「猿も木から落ちる」ということを申し上げますので、公室長が弘法であったかサルであったかその点は知りませんが、今後こういうことの絶対にならないように、特に公有地拡大推進法が施行されております今日、公有地の確保については十分慎重にかまえていただきたいと、かように強く

要望をいたしておきます。

それから、津田学園の幼稚園問題でございますけれども、先ほどの教育長のご答弁によりますと、いかにもできたものではないじゃないかというような、たいへんあっさりしたあきらめのことばでございましたけれども、私が一番問題にしているのは、こういうことがそのまま野放しにされるのであれば、私は四日市の幼稚園行政というものとは全く攪乱されるんじゃないかということを非常に心配して居るわけです。だから、昭和四十一年に幼児問題協議会が出しております答申の線を、ぜひとも尊重し守っていただきたい。この幼児問題協議会の答申は、昨日、小井議員が言われましたように、別に議会の議決事項ではございませんけれども、市長並びに教育委員長からの諮問を受けて出されたものでございます。旧市街地においては、これを即時に実行することはむずかしいかろうと思えますけれども、せっかく用地が用意されておいたのをむざむざとられてしまった、何とまあ惜けないことかというふうに私は思うわけでございます。しかも、地元のほうから、先ほどご紹介申し上げましたように陳情も出るとるわけでございますのでこれはこのまま認めるようなわけには断じていかないと、かように思っております。だから、買い戻されるか、あるいはとにかく地元の住民の意思がはっきり市のほうへ伝わるとるわけでございますから、これに対してこたえる方法をまずとられることが私は先決問題であろうと、それをしない限り私はこの問題に同意をされることには絶対反対をいたします。

以上申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時二十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 できるだけ簡単に質問申し上げます。

きのう、たくさんの議員から、下水や排水の問題についていろいろの角度から質問がされましたけれども、このことは四日市にとって下水問題がきわめて重要であるのみならず、緊急性を帯びているということを、理事者は十分理解していただきたいと思います。本年度の当初議会で、常時浸水地帯に対する治水対策特別委員会が構成されたのも、理事者だけにまかしておけないという考えが議会側に多分にあったのではなからうかと私は考えております。私もその委員会の一員として参加いたしておりますが、会合はまだ二、三回でございましたが、しかもこの二、三回の間にいろいろな問題点を発見しておるのでございます。先ほどの福田議員の発言もその一つの問題でございます。しかし今後、私たちは議会の付託にこたえて研究、調査をいたしまして、いろいろの問題点を検討して議会側にご報告申し上げます。私たちが思っていますので、この問題に触れず、しかもこの問題に関係のある公共下水道だけの問題に限って二、三質問をさせていただきます。

美濃部東京都知事の問題を出しまして恐縮でございますけれども、美濃部知事は直接放流のできる下水は都が完備するのは義務である。それにかかわらずこれをやらなくておきているのは申しわけないというので、くみ取り料をただにいたしたのは、これは昭和四十四年でございます。それがために東京都は、それらの費用合わせて四十八年度に九十五億五千五百万という大きな予算を組んでございます。申し上げるまでもなく、下水道は当然市が備

えておかねばならぬ施設でありまして、つまりシビルミナムの問題でございます。金さえかけたら効果が出るとわかっておりながら、それをやらないのは都の怠慢であると、美濃部知事は反省をして、このくみ取り料をただにしたのでございます。四日市の場合、この下水道に対して怠慢であったかどうかはわかりませんが、これから私の報告いたします資料でご判断をいただければよくわかる問題でございます。

私の調べた数字によりますと、公共下水道布設の認可を得た区域は市街化区域の二三%、六千五百七十二ヘクタール、この中で下水道の完備したところは七百五十七ヘクタール、その比率は一一・八%でございます。わが国の平均普及率は二二・八%でございますから、その二分の一にも及んでいないのでございます。四日市も美濃部知事の例にならって、良心的な反省のもとにくみ取り料をただにするかどうか、まずこれを一つお伺いいたします。

次に、公共下水道の完備した地区のくみ取り料についてお伺いいたします。

地方都市ではせつかく下水道をつくっても、くみ取り料が安いためにこれを利用しないで放置してあるのが多いのでございます。で、ありますから、こうした社会をくつがえして一つの傾向をつくり出すために、くみ取り料を高くしてどれが得か損かとそういったことによって、それを市民に訴えることも一つの方法だと考えております。四日市の便所の水洗化は七三%と進捗率は他都市よりも高く、こうしたことを考えなくてもよいかもわかりませんが、二十九年間ら始まったこの公共下水道には約五十億という投資が行なわれているにかかわらず、下水道のない地区とくみ取り料が同じだということは私はふしぎだと思っております。ふしぎだから前の九鬼市長は、五十年から下水道の完備した地区のくみ取り料を中止すると、こういっております。しかし、そんなばかなことは実施できるわけはございませんが、公共下水道の完備した地区のくみ取り料、完備してない地区のくみ取り料が同じであっていいかどうかこれはひとつ理事者のお考えを承っておきたいと思っております。

次に、自然が捨てられたものを分解してもとに戻す能力、いわゆる自然のサイクルが生きていた時代ならいざしらず、今日のように工場排水、農薬、洗剤、し尿、ごみなどがわんさとたれ流しにされては、さすがの大自然もかわらないのでございます。こうした自然の破壊を防ぐためにも下水道の整備と、それから下水道の処理が必要でございます。上水道を動脈とするならば、下水道は静脈の役目を果たす都市の基本的な施設でございます。本市でもこの完成区域はわずか、先ほど申しました一一・五%でございます。中央部は一〇〇%、橋北地区はまあ五〇%、南部と北部はまだ手もつけられておりません。富洲原の富田一色地区は、大正年間に公共下水道が完備いたしております。処理場はございませぬけれども、これは日本でもめずらしい土地でございます。この富洲原、富田、羽津を含んでの北部の公共下水に対してどんな構想があるのか、あるいはその基本計画はできておるのか、あるいは基本計画ができておるとするならば、事業認可はいつ出すのかと、こういった三点についてお伺いしたいと思います。

次に、私は人のことばじりをとらえてものを言うことは本意でございませぬけれども、この公共下水道とも深い関連のあるし尿処理施設について、昨日、高井議員の質問に対する園浦部長の発言は見のがすわけにはまいりません。三月議会で橋本議員の一般質問と私の委員長報告に対する質問に答えて、園浦部長は河原田の清掃工場を撤去して、そこに南部のし尿処理施設をつくらざるを得ないし、四十八、四十九年度事業として公害防止五カ年計画の中で認められているから、四十八年度中に頭を出し、四十九年度中に完成する決心で進みたいという答弁があったわけでございます。高井議員は地元市民とともにこの発言を重視して、昨日の質問とさせていただきます。この答弁で園浦部長は、河原田での施設計画をあっさり取り消してしまったのでございます。これで高井議員はまあほっとされたと思えますが、こんな重大な問題がこんなに簡単に取り扱われていいかどうか。また、三月の答弁に四十九年度中に完成する決意とまで述べられたこの施設が、簡単に取り消されるということになりますと、部長がこの議会をどう考えて

いるかという問題、すなわち言いたくございませんけれども議会軽視、議会べっ視という問題に触れざるを得ないのでございます。でなければ、どんな事情でこの問題が撤回されたか、詳しく事情を部長からお伺いしたいと思えますし、それに加えて市長の考えも承っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕
○環境部長（園浦和己君） し尿のくみ取り問題につきまして、次元の高いご質問をいただきましたが、くみ取り料を無料化するかしらないかという問題は、一清掃担当部局だけの考え方で解決されるべき性質のものとしては、あまりにも重大な問題でございますので、この問題に關しましては、一般論的には市民福祉の向上を叫ばれておりますいまの社会情勢から見ても、無料化の方向に向かう性格のものであるとは思いますが、全世帯六万三千世帯の中でくみ取りを要する世帯四万一千世帯でございますが、この四万一千世帯のくみ取りを無料にするということは、単に予算上の問題だけではなくて、いろいろな問題がからんでまいりますので、十分検討しなければならぬ問題かと思えます。

第二点の、しからば公共下水道事業を進めている区域内のくみ取り料を、一般くみ取り料よりも値上げをした料金徴収をする意思はないかということでございますが、この問題も前から議会で問題になっております問題でございますけれども、公共下水道区域内の水洗化について、公共下水道部局では水洗化のためのいろいろの融資、ないしは奨励措置をやっておりますので、この期間が切れる四十八年度をもって、この問題の値上げを検討すべき段階が来るのではないかとこのように考えております。換言いたしますと、四十九年度から公共下水道区域内の水洗化をしない世帯に対するくみ取り料金は値上げを要求するのが、清掃部局としては当然ではないだろうかという考え方をもちしております。

最後に、きのうの高井議員に対する河原田処理場に対するし尿処理の建設の問題につきましては、三月の時点で伊藤信一議員にお答えいたしましたとおり、それまでの間にし尿処理施設を南部のほうにどうしてもつくらなければならぬという危機感をもってございまして、四カ所、五カ所の土地の物色、ないしは内交渉に当たりましたけれども、おののいろいろな事情があつて、用地取得の見通しもつきかねておるような状態でございまして、かたやご説明いたしましたように、公害防止計画の中で四十八年、四十九年度事業として、事業認可の方向に進めつつあります事情等も考へて、あの時点におきましては、幸いにして清掃工場が、ごみ処理の工場ができ上がりましたので、それに伴つて末永及び南部の清掃工場の機能を閉鎖する見通しがついた時点で、河原田の土地にし尿処理施設を建設せざるを得ない状況でございますというふうなことを申し上げましたけれども、その後、昨日お答えいたしましたように、二千五百坪という用地がいろいろと検討いたしましたしても面的に狭隘であり、これに必要とする四千トンの水と、その水を放流するための排水の問題等を四月以降検討いたしました結果、非常に困難な状況が判明いたしましたし、さらに、河原田地区において南部清掃工場あと地をし尿処理工場に転用するという問題は困るといふような地域住民の反対もありました反面、鈴鹿川を越えた河原田地区において土地取得の交渉に当たつてございまして、ある程度の見通し等も進んでおりますので、そういったことを踏まえて、あの南部清踏工場へのし尿処理工場を建設することを断念申し上げるといふふうにお答えいたしましたので、おっしゃられるような議会軽視の気持ちはみじんもございませんことを、特につけ加えておきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 下水の処理施設は、ただいま環境部長が申しましたように、地盤あるいは用水の問題、あるいは排水の方法、あるいは面積といったいろいろな条件が整わなければならない問題でございますし、加うるに各地でも見られるがごとく、この建設につきましても地元の方々に何へんも了解を求め、理解を求めて建設されるのが通例のようになっておる大きな問題でございます。私は、必ずしも本年手をつけて来年竣工できるといふような簡単なものではないと考えております。三月におきます環境部長の発言は、やや勇み足の感があったのではなからうかと思えます。この点決して議會を私は軽視したものではありません、どうしても急いでつくらなければならぬという考えに基づいた少し勇み足の発言であったと思いますので、この点ご了解お願いいたしますと同時に、この施設の建設につきましても慎重に考えて処理工場をつくっていききたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 公共下水道の基本計画についてお答えを申し上げます。

ご承知のとおり昨日もご答弁申し上げました第三次五カ年計画が、四十六年から五十年というところでございますが四十八年を経過した段階で、新しく四十九年度から出発をいたす第四次の新五カ年計画を国のほうでは考えております。これは総額で八兆円ということでございまして、これを実施することによりまして現在の進捗、総人口に対する公共下水道の普及率を現在のところ大体一九％でございしますが、五〇％までもっていききたいという計画でございます。これを受けまして四日市市におきましては、約二百数十億という膨大な計画を第四次の五カ年計画として組み込むわけでございますが、そのための基本計画を四十八年度中に策定をするということで、すでに二千五百万で現在計画を

検討いたしましたして、四十九年度から認可の方向で進めたいと思っております。

なお、この中には当然北部の公共下水道という計画が組み込まれてくるわけでございますけれども、その最終の処理場を、これはすでにご決議をいただいたと思えますけれども、埋め立て地が完成をいたしました時に十二万平米を確保いたしましたして、そこに建設をする予定でございます。これが現在の段階では大体五十一年度を着工の努力目標にいたしたいと、かように考えておる次第でございますので、ご了承を賜わりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまのご答弁に対しまして、もう一、二、三お尋ねいたします。

市の財政が許せば、くみ取り料はただにしたいだきたいと思うのでございますが、私の調べたところによりまして、四十六年はくみ取り料の収入が千二百二十一万円であり、四十七年は七千七百四十六万に増加いたしております。四十六年はたしか量制でありましたが、四十七年から人頭割りになったと覚えていますが、その切りかえによって半額になるならいざしらず、とたんに倍近くの収入になったということは、私がいまだにやるかどうかと訴えているのに、この訴えていることとは反対の結果が生まれておりますが、公共下水道を完備しなければならぬという義務をもっている市の良心的な立場からそれがよいのかどうか、もう一度お伺いいたします。

次に、公共下水道の完備しているところのくみ取り料を高くせよという私の言い分は、決して市の収入をふやそうとは考えておりません。こういう仕事に携わっている人に、せめてそれだけ高くなった分を給料としてあげていきいたと、こういう考えでございます。

以上、もう一つお伺いいたします。

〔発言する者多し〕

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 手元に資料がございませんので詳しいことは申し上げられませんが、四十六年度と四十七年度の歳入手数料収入の数字をあげられましたけれども、たぶんこれは手数料収入が値上げになったからそんなふうなふえたのではなくて、いままです歳入に入れられなかった業者地区の手数料収入を予算計上したということで、急激にふえたのではないかと記憶いたしておりますし、四十七年度七千七百万、四十八年度の予算予定は九千六百万円でございます。反対に尿くみ取りのための支出予算も、物価その他の影響で同じように伸びておりますので、財政上の問題として議論されるほどの数字ではないように考えております。ご質問の要旨の財政が許せば無料化にするのかというご質問に対するお答えといたしましては、単に財政上の問題ということからだけ考えるべき性質のものではなくて、もっと高いところでの政策論にならうかと思えます。

○議長（山口信生君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 こういう問題を持ち出してみましても、先ほど議席からながめておりますと、その数字がはっきりしないのでどなたも私の質問に答えられぬようでございますし、うかつにこのことを答えたいへんなことになるので、事を濁すようなかっこうで環境部長が答弁されましたが、あとで十分調査をして、もし私の言うように切りかえて倍額に近い金になっておたら、この点は私の言いますように一応ご検討お願いしたいと思います。

私がきょうここに立ちましたのは、ただ、そういうただにせよとか、あるいは公共下水道の入っている地区に対してはくみ取り料を高く取れと、そういうのが私の目的じゃございません。申し上げるまでもなく、公共下水道というものは当然、本来先行投資すべき大事な仕事であり、シビルミニマムの問題でございます。それが後方になった責任はだれか、そういうことを私は言いたいんでございます。今後、公共下水道に対して理事者は十分理解をもって進めていただくようにお願いして終わります。

○議長（山口信生君） この際、報告いたします。

小林喜夫君から、一般質問の通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、ご了承を願います。
次に、訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 教育行政の諸問題と教育長の責任について、教育長からご答弁をいただきましたと思います。教育問題を特に公約した現市長の登場によって、全市民は大いに教育行政が充実せられるであろうと期待しておったのですが、あまりにも簡単ではあるが重大な問題が多過ぎるので驚いているところでございます。

第一に、幼稚園給食をなぜ実施しないかということでございます。

すでに議会でこの問題は採択せられましたから半年以上を経過しております。小学校に委託すれば大部分は直ちに実施できるはずであります。

なお、この問題をさかのほれば、先ほど小林議員が言いましたように、四十一年の幼児問題協議会の答申にも給食を開始せられたいというふうな要望しておりますし、さらに四十二年三月の四日市福祉総合計画の構想の中にもこの答申を紹介しております。幼稚園と保育園は相互補完の原則に立つものであると、そしてこの答申はかなりすぐれ

たものである。子どもがつくりました答申を楽屋からほめるだけでなしに、実はあの総合計画の中でこのように評価をしておるのであります。

さらに、その中で給食制度はぜひとも早急に実現せられるべきであろうというふうにいっておるのであります。また、さきの三月議会では、市長は答申書をよく読ませていただきまして前向きに検討していきたいと思えますと答えておるのであります。

最近、特にこのことが問題になってきましたのは、一小学校区、一幼稚園、一保育園というこの構想が出されまして、それが実現されてきましたのでいよいよ問題になったわけです。つまり、隣の子供が四歳で保育園に行きまして給食がある、その隣の子供が五歳で幼稚園に行って給食がないという問題、さらに特に私の知る限りでは、保々とか八郷の地区では、この幼保が隣接しているわけです。したがって、居住の場でもそれから幼保に行った場でも、給食があるないというこういう問題があるわけなので、きわめてそれは理屈抜で深刻でございます。そういうわけで、そういう現状であるのになぜ実施しないかということについてお伺いしたいと思えます。

二番目は、小学校の給食をストップさせている問題についてでございます。

現在、完全に実施するのは四校だけだということでございます。これは給食協会の給食値上げ要求に同調した教育委員会と学校が、その実力行使をしたんではないかとまでいわれておるのでございますが、ストップさせなければならなかった理由について、次の諸点について伺いたいと思えます。

物価の値上がりにより赤字になったからなのであるか。二番目は、給食費の増加については、議会の了承が得られないと考えたからなのであるか。三番目は、教育長は値上げするな、赤字校はストップせよと校長に指示をしたのか。四番目、給食ストップは実施校の校長の権限であるのか。五番目、父兄がたとえば一食七十円とすれば、月四回なら

ば二百八十円でございますが、この負担をするから続けてほしいと申し入れても、学校がこれを拒否した事実があります。この場合これは教育長の指示なのか、あるいは校長の独断なのか。つまり校長にその場合の選択の自由があるのかどうか。六番目は、教育長はストップするなと指示すればストップすることは避けられたのかどうか、この点について伺いたいと思えます。

次に、学校教育の問題でございますが、現在、私の聞いている限りでは、指導主事の訪問活動がストップされるということでございますが、これは事実ですか。すでに一学期も終わりに近づいておりますが、その原因はどのようなところにあるのですか。

次、教育研究所の活動についてでございますが、研修ではなくて研究というのは自発性を欠いてはならないことと言うまでもございません。この研究活動に現場の協力が得られずにストップされているというようでございますが、事実ですか、その原因はどこにあるのですか。

次は、喜多野議員も言われました管理費についてでございますが、これは必要欠くべからざる経費の支出についてであります。足りないからしばらくしんぼうしてもらいたいというものと、それからしんぼうしてはこれはもう教育が成り立たないというものがあるわけでございますが、そういうものでも一度それはだめだといえれば、次の来年度予算まで、予算がつくまではそれはできないのです。

一例をあげれば、はなはだ恐縮でございますが、八郷の幼稚園は昨年講堂に開設をいたしました。そしてそのときにその講堂の北側に便所を急につくっていたたわけですが、ことしはその講堂の南側の古い校舎を使用させていたいております。したがって、その幼稚園から見れば、便所は講堂を越えた向こう側にあるわけでございます。幼児教育に便所の数と便所の距離というのは、これは何としても欠くべからざる必要な条件でございます。にも

かかわらず、いまだに実現しておらない、これは一例でございます。

教育問題は以上でございますが、次に今後の市政運営についてでございますが、今後のということは、いままでのことに触れなければなりません、あまり材料がーぱいございますけれども、こまかく触れている時間もなさそうでございますので、大ざっぱに申し上げたいと思いますが、いかにも場当たりのな施策が行われているということでございます、何とか計画的に運営ができないか、特に教育と福祉ぐらいは計画的に体系を押えて、きちんと年次計画を立てていただきたいと思いますが、とりあえず福祉におきましては、一例として来年の保育園の建設はどのように考えておられるか、もう国に対しては予算要求をしなければならぬ時期が来ておりますがどうですか。

それから教育では、学校の建設設備の充実についての年次計画があると思いますが、ご発表いただけますかどうか。

それくらいにとどめておきたいと思えます。

なお、計画的あるいは体系的でないということにつきましては、きのうからきょうにかけてもずいぶん出ました。若干意見にもなりますが、「何にも千九郎」といわれた吉田市政は、四日市にたった一つという目につくようなものをつくらなかったということで、いま評価をされておりますが、差しきわりがあるかわかりませんが、これも前の時代からの引き継ぎでありましょうから、一がいには言えませんが、もともととじみで、ほんとうに市民の多数の者が利用できるようなことを考えていくべきではないかと思えます。

それくらいにしておいて、次、議会の問題でございますが、これもきのうからきょうにかけて、こげおどしの権威ではございませんけれども、議会というものについて、あるいは議員というものについて、もう少し意見に耳を傾けていただくべきではないかと思えます。特に、きのうからきょうにかけて問題になりました公害問題、患者の救済を含めて公害問題については、ここで地方行政のあり方を議会側も当局側も一べん十分問い直してみなければならぬのではないかと思えます。地方議会、ひいてはこの今議会こそほんとうにもう一度地方行政のあり方について考え直しの苦悩に満ちた議会であったと思えますが、問いただして見る必要があると思えます。われわれは、議会側は、諸案件の立法能力あるいは審議能力、及び市長に対する監視能力等について謙虚に反省をする必要があると思えますけれども、現在、問題は複雑化し専門化し、膨大な各種多様の行政需要ニードに包まれておる今日、たとえば公害、社会保障、福祉行政、地域開発による地域の交錯など、従来とは異なった発想、新しい対応、新しい手法が要求されているということ、昨日来各所に痛感させられるわけでありす。もとより第一次的には、市長及びその部局が当たるのでございますが、同時に議会は議事機関としての権限と責任において対応し、政策の立案決定の立場に置かれていることに、われわれとしては十分留意しなければならぬと思っております。したがって、中央行政政策、中央政治におきまして、国会優位の議員内閣とはわれわれは違うのであります。したがって、地方議会と市長とは独立、対等自主分立の原則に立って運営しなければならぬということは言うまでもございせんが、したがって、地方自治の責任と権限とは、市長とともに地方議会は相折半して負担すべきであるといわれております。俗にいう車の両輪でございます。われわれの議会運営の内部にはいろいろ問題もございすけれども、それにいたしましたもこの今日の公害問題に対して一例をあげれば、なぜもっと早く議会にはかられなかったかということでございます。前議長に対して、四日市裁判が終わってから、いまこそ行政の出番だと、したがって、これには議会と当局とが十分検討をして意思を統一して、四日市市の意志を統一して当たるべきではないかということを再三申し上げましたが実現できせんでしたし、当局の耳にも入れたはずであります。やっこの間、全員協議会が開かれたのでございますが、私は公害問題

というのは、いま損害賠償請求という形で出されておりますけれども、やはり政治の課題であり、住みよい環境づくり、町づくりをしていくというそれを目ざしておるのでありますし、内容的には市民の生きる権利の主張でございます。まさしく政治課題であり、なかなか一地方自治体では取り組むのに困難でございますけれども、ともかくにもいま四日市はその問題をかかえておるのであります。そしてこの公害問題こそ特定の地域性をもつものでありましてしかもそれは特定の階層とか、あるいは政党の人とかという一部市民に限られているのじゃなくて、全市民的な被害加害の関係が出てきとるわけです。で、当局は、いままで判決までは加害者が明確でないということ、まあさわらない形でございますけれども、判決以後はほんとうに四日市の問題として、私が市長だけが、市当局だけが責任を負って処理しようというのではなくて、ほんとうに全市民の問題として、議会と市当局とで十分意思の統一をすべきであると思ひますし、今後そのような形で対処せられ、対応することが必要であらうと思ひますが、これに対してどのようにお考えでございますか。

あといろいろ市長の強い行政指導を待たなければならぬ問題、これも昨日出ました。法律や規則にきめてあることだけでやるならば困りませんけれども、地方自治体というのは法律、規則にきめてないことが突如として出てくるものです。それはやはり行政指導でやらなきゃなりませんし、その場合にこそ、やはり議会と当局とが一致して当たるべきであらうと思ひます。そういう、これは要望にとどめておきますが、そういうこと。

それから市長の指導については、窓口で問題を出し、そして係長に行き、課長に行き、部長まで行っても同じ答えであつて、問題解決が出てこないということがあまりにも多いのでございますが、これはどこに原因があると思ひますか。もう少し生き生きとした運営がなされなければならぬと思ひますが、市長はどこに原因があるとお考えですか。

以上です。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 訓覇議員のお尋ねにお答えいたします。

まず第一点は、幼稚園の給食のことでございますが、小学校で学校給食をいたしましたして、それが教育的に効果がござります。そういう点からいたしまして、幼稚園においても学校給食をするということは、基本的には私も賛成しておるところでございます。そこで学校給食法の対象にならない学校でございますので、学校給食を始めるかどうかというところは、設置者がきめることになるわけでございますが、簡単に申しまして、その隣接しておる小学校に給食の設備がある、あるいは人件費もそんなにかさまない、そういうところからさせて給食の食器とかそういうものを公費であてがうことによって始めたらどうかと、まあそういうご意見を承っておったのでございまして、意見ごもつとものように思うのでございますが、まあそういう幼稚園給食を数校について実施したといたしますと、当然これが全市の問題になってくるのでございます。そういたしますと、全市のまだほんとうに独立した幼稚園もござります。設備の拡充もしなければならぬ。人件費の増加ということも考えられてまいります。本市の幼稚園におきましてはいろいろ問題を含んでおります。旧来ある幼稚園の増改築、あるいは新しい地域に幼稚園を置く問題、それから二年保育とそういうような大きな問題をかかえておる中に、さらにこの給食の問題が入るわけでございます。そうなりますと財政的に非常に大きな問題になる。いずれをとりいずれをあとに回すかと、こういう問題が起こりますので、私のほうの教育委員会だけで判断するわけにはいかなない。関係部局といろいろ話を詰めなければならぬ。そういう点でいろいろ時間をとっております、今日に至っておりますのでございまして、今後さらにいろいろ検討してまいりたいと思

いますので、しばらくの間、訓鞞議員から言えばまだおそいじゃないかとおしかりを受けるかもわかりませんが、もうしばらくの間ごしんぼうをお願いしたいと思うのでございます。

第二点の学校給食費の問題でございます。

学校給食費の問題で、いろいろ新聞紙上などをにぎやかしまして、その経過にいたしましてまことに不手ぎわであったことについておわびを申し上げたいのでございます。いろいろお尋ねございました物価の値上がりで赤字になったからかと、こうおっしゃるのでございますが、四日市の学校給食費は、昭和四十六年の十月から上げておりまして、それまでかれこれ二年に近い年月がたつておるのでございます。今日の段階で値上げをしなければならぬというのは、全く物価の値上がりで、それからもう一つには、この長年の間に、一年数カ月、二年近い間に、徐々に給食の内容が落つておるようでございます。もう少し添加物あるいはデザート、そういうものをよくいたしまして、四十六年当時のいいものにしたみたいと、そういうことも含まれておるのでございます。

第二点の問題でございますが、この給食費の値上げというのは、本来は学校給食の当事者である学校と、それを指導、助言しております教育委員会と、そのうしろにありますPTA、そういうところで協議して決定するべきものだと思うのでございます。四日市におきましては、従前から教育民生委員会におはかりして、ご了承を得てからということであつたのでございます。すでにご承知のように、物資購入の方法の問題もこの議場で論じられておることもございます。また一方では、全部値上りを父兄負担にするのかと、そういうような議論もございまして、なかなか早く結論が出なかつたのでございます。こういう問題につきまして、この前の教育民生委員会におきましても、もっと新しい審議機関をつくつて、そして該会に責任を負わすようなそういうことをやめよというようなご示唆もいただいておりますので、これからはそういう線で事を処していきたいと思つてでございます。

なお、五月二十一日の段階で、教育民生委員会におはかりしまして、それから日がたちましたので、学校で給食週五日やっておるのを三日にすると、そういう事態が起こつたのでございます。いかにもそれが値上げをしないところなるぞというような当てつけがましいような、私どもがそういうことをそのかしたような、そういう印象をお受けになつた方があるようでございます。これはまことに残念でございます。私どもとしては初めは六月からと思つておつたのでございます。それが実施できないとなりまして、学校でいろいろくふうをしてくれ、あるときにはパンとミルクだけのときもあつてもしょうがないやないかと、あるいはその一日休むというときも、まあそういうことでしたのでございますが、決して私どもがそのかしてそういうことをしたわけございませんし、給食費を学校個々に増徴する、そういうことは四日市市全体として好ましくないということを伝えてはおるのでございます。

次に指導主事、あるいは研究所の問題でございますが、私参りまして、昨年度におきましては研修会をいたしましたも学校の先生方たくさんお集まりになる、あるいは指導主事の学校訪問もきわめて円滑にいておりました、非常にいい状態だと思つたのでございます。ことしになりました様子が変わりました、たいへん渋滞しておる状況でございます。三酒の組合といろいろ話しておるのでございますが、いろいろの問題を掲げまして、指導主事あるいは研究所の人事問題とか、あるいは研究所のあり方の問題とか、あるいは教育研修費の問題とか、あるいは教員住宅の問題、あるいは中学校の課外におけるスポーツの社会体育か学校体育かと、こういう大きな問題を持ちまして、いろいろ折衝を重ねておるのでございますが、そういう問題について解決するまでという大きなことを言いますので、それはまことに「江戸のかたきを長崎で討つ」という筋の通らぬことじゃないかというて、いま話を詰めておるのでございます。とにかく学校教育におきまして、先生が熱意をもって事に当たる、熱意をもつために研修をするということとはきわめて大事なことでございますので、まあ相手のあることでございますけれども、大いに説得をして事を円滑

に進行するようにもっていききたいと、こう思っておるのでございます。

なお、管理費の問題でございますが、先日も申しましたように十分でないことは申し上げたところでございます。いまお話にも出ました幼稚園の便所の問題につきましては、いろいろいきさつがございますので、何とかしたいとは思いますが、いままでも何ともならなかったのでございます。ご了承をいただきたいと思うのでございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ご指摘のありました市政を計画的に運営できないかと、この問題につきましては私もなるべく計画的な運営を志しておるものでございます。ご指摘のありましたように、福祉あるいは教育の問題における保育園、あるいは学校の建設、こういった問題はまだ私の手元までには提出されておりませんが、それぞれ担当部課におきまして立案中でございますので、近くこういったものも出そうかと思っておりますが、こういった問題につきましては、来年度計画として十分検討し、見直しをもって計画的な遂行をはかりたいと思っております。

地方議会における執行部に対する地方議会の協力の問題でございますが、政治的な問題におきましては、私も議会のご協力あるいはご支援を得ることは、これは地方行政の運営につきましては不可決の要件だと考えておるんでございます。過日の公害病患者の会の問題につきましても、もはやこれは全く一つの大きな政治問題でございますので、この意味におきましても私も十五日、議会の全員協議会をお願いいたしまして、ご協力を願ったような次第でございます。政治的な問題につきましては、私は議会との協力ということは不可決の問題だと考えております。

窓口から部長、課長まで同じような返答が返ってくるというようなご指摘でございますが、これはやや機構が整った結果、一般に行政が事務化し、また事務化し過ぎた結果、硬直したというような現象が出ておるのじゃないかと思

います。そうして典型的になり過ぎて、無事を願うというような心持が一般に強いのではないかと思うのでございますが、こういった面につきましては、もっと市役所に若々しさを取り入れるということを考え、部課長の指導によって創意くふうをよみがえらせるような方向にもっていきたいと考えます。

○市長（山口信生君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 一例申し上げます。

まず、市政の運営のほうからでございますが、これははなはだ恐縮でございますけれども、私は福祉事務所長をしておりますときに、たいへん保育所の入所希望が多かったので、羽津におきます保育園、それから常磐の保育園、それから四郷の保育園、この三つを増築をいたしました。大部分は年度の途中でやりました。そして富洲原の保育園、もういまはつぶれておりますけれども、大きな二つの続けた部屋を仕切って三つにして、そこで三十名の増員をいたしました。合計百から百二十ぐらいの増員ができたわけでございます。で、こういうことがなぜできないかというふうなことを思うのでございます。一例としては、たとえば百名の定数のところで、ことし乳児保育をやりました。したがって、乳児の部屋は別でございますから、百名から乳児を五名入れるとするならば九十五名しか入ってないので、あと五名入れないかといっても、それが窓口から部長に至るまでできないというんです。全くあきれた次第でございますが、収容能力があるにもかかわらず入れないということは、権力の乱用であり、それだけの行政水準を低下させているのではないか、なぜそういうことができないのですか。

なお、地方議会の問題ですが、議会の権威の問題についてこれも一つのものさしですから、この前も申し上げましたけれども、たとえば夏期一時金が市の職員の平均と同じなんというふうなことでですね、これも一つのものさしで

すが、どうして議会の権威が保たれると思いますか。

私はそういう次元の低い話じゃないんです。やはり一つのものさしであって、権威の問題として私はこの前とらえたのですが、その後何か考えられましたかどうか。別にこれは伺わぬでもよろしい。ご答弁は要りません。

たとえば、一生懸命になってつくった市営駐車場です。さあふたをあげてみたら、もちろん自分で運転をする車はもちろんのことですが、うちから車に乗ってこられて、その車を少し待たしとくという場合でもその車が置けない。やかまし言いましたら、「市民ホール前駐車場駐車整理証」というのをいただきました。おまけに本証の使用は記名者に限りますと、有効期限は一年と書いてあるんですね。裏にご注意、満車等で駐車できない場合がありますのでご了承ください、ていねいにこういうものがあります。市長はじめ各部課長は公用車でですよ、われわれみたいに自家用車じゃなくて公用車ですいすいすいすい行っているんですが、それどうもありませんか。そんなことは非常に次元の低いような話ですけども、私は一事が万事こうあらわれてくるのではないかと思うんです。選挙の洗礼を受けてきた者は、毎日毎日が生きた市民の要求をからだで体験しているんです。そのことに耳を十分傾けていただく、そのことはほんとうに主権者を尊重するという姿勢ではありませんか。

さて、教育長は、私が質問したことに對して途中までしか答えませんでした。少なくとも学校給食は、小学校学習指導要領第三章第三節によれば、学校給食は教育活動であると明記されております。また、学校給食法第二条に、一、二、三、四項目あげられて、その目標が掲げられてありますし、学校給食実施基準第三条には、週五回以上実施されるものとするという旨が示されてあります。この給食のストッブは、たとえば物価の値上がりですと言いますけれども、一時に二百円も三百円も値上がったのではないです。まあ不手ぎわだとは言いましたけれども、そんなこと

で私は責任は免れないと思います。あたかも議会が了承しないから子供にめしが食べさせられぬのだという受けとり方を現場ではしております。議会の了承事項ではございません。はなはだぬれぎぬを着せられて迷惑でございます。これが及ぼす影響はたいへん深刻でございます。大体生活保護家庭の子供の給食費はこれでどうなるかご存じですか。あるいは準保護の給食費はどういうふうにして渡されてどうなるかご存じですか。卵焼きのおかずとその隣の子供のダイコンづくと、この違いをどのようにして教師は学級経営の中で支障を来たさないようにやろうと苦労してと思いますか。弁当箱を買いに走らなければならぬ家庭、百円やるから買って食べとけといわれる子供、その子供は百円で何をどういうふうにして買って食べていると思いますか。私は、給食ストッブというのは、そんなに複雑で困難な問題ではありません。足りなければ親も出さずしていいんです。一週間に一回間引きするということは、事実上の値上げなんです。たくさん給食をしてやれば出さなければならぬのは当然です。遠足があつて、遠足といつて握りめしを持ってきたのが、雨が降ればそれで一食もうかって五万も十万ももうかるわけです。格差があるんです。したがって足りなければ出すと親がいうんですから、なぜそれをストッブさせるんです。私は、教育活動を放棄させ、守らなければならぬ法規を無視し、現場を混乱させ、子供を傷つけた全く教育長の不手ぎわであり、怠慢であり、教育長の責任は免れることはできないと思います。

私はいろいろ並べ立てて、北風で旅人のマントを脱がすようなことは本意ではありません。たったいまこの事態を収拾するためにも、四日市の教育のためにも、全四日市の将来のためにも、教育長はこの際、明治の節操ある気概を残されることが、あなたの教育者としての道であろうと思います。温厚で人格円満なりっぱな教育者が、必ずしも混濁した行政の責任者としては適任ではないと思います。ご答弁は要りません。みずから心に問われて身上進退を決せられるべきだと思います。幼稚園の問題の答弁、その他大事な学校教育活動、教育研究所の活動についてのご答弁、

全く私は納得できません。満足できないご答弁でございました。
以上です。

○議長（山口信生君） 以上で一般質問は終了いたしました。

これもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、明日、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和四十八年六月二十日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和四十八年六月二十日(水)

午前十時開議

第一 議案第 六八号	昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………	議案質疑：委員会付託
第二 議案第 六九号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………	〃
第三 議案第 七〇号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………	〃
第四 議案第 七一号	四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について……………	〃
第五 議案第 七二号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	〃
第六 議案第 七三号	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………	〃
第七 議案第 七四号	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について……………	〃
第八 議案第 七五号	昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………	〃
第九 議案第 七六号	四日市市立保育所条例の一部改正について……………	〃
第一〇 議案第 七七号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第一一 議案第 七八号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第一二 議案第 七九号	四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について……………	〃

第三	議案第 八〇号	四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について……………	議案質疑：委員会付託
第四	議案第 八一号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について……………	〃
第五	議案第 八二号	四日市市立図書館設置条例の一部改正について……………	〃
第六	議案第 八三号	四日市市火災予防条例の全部改正について……………	〃
第七	議案第 八四号	土地の取得について……………	〃
第八	議案第 八五号	字の区域の変更について……………	〃
第九	議案第 八六号	市道路線の認定について……………	〃
第二〇	議案第 八七号	市道路線の一部廃止について……………	〃
第二一	議案第 八八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二二	議案第 八九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二三	議案第 九〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二四	議案第 九一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二五	議案第 九二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二六	議案第 九三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二七	議案第 九四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二八	議案第 九五号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二九	議案第 九六号	工事請負契約の締結について……………	〃

第三〇	議案第 九七号	工事請負契約の締結について……………	議案質疑：委員会付託
第三一	議案第 九八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三二	議案第 九九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三三	議案第一〇〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三四	議案第一〇一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三五	議案第一〇二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三六	議案第一〇三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三七	議案第一〇四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三八	議案第一〇五号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三九	議案第一〇六号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四〇	議案第一〇七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四一	議案第一〇八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四二	議案第一〇九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四三	議案第一一〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第四四	議案第一一一号	四日市市税条例の一部改正について……………	〃
第四五	議案第一一二号	工事請負契約の締結について……………	議案説明：質疑：委員会付託
第四六	議案第一一三号	四日市市総合計画基本構想について……………	議案説明：質疑：特別委員会設置付託

○本日の会議に付した事件

日程第一 議案第 六八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

日程第二 議案第 六九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に
関する条例の一部改正について

日程第三 議案第 七〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第四 議案第 七一号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第五 議案第 七二号 四日市市職員給与条例の一部改正について

日程第六 議案第 七三号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について

日程第七 議案第 七四号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第八 議案第 七五号 昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制
定について

日程第九 議案第 七六号 四日市市立保育所条例の一部改正について

日程第一〇 議案第 七七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

日程第一一 議案第 七八号 四日市市民ホール条例の一部改正について

日程第一二 議案第 七九号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について

日程第一三 議案第 八〇号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について

日程第一四 議案第 八一号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について

日程第一五 議案第 八二号 四日市市立図書館設置条例の一部改正について

日程第一六 議案第 八三号 四日市市火災予防条例の全部改正について

日程第一七 議案第 八四号 土地の取得について

日程第一八 議案第 八五号 字の区域の変更について

日程第一九 議案第 八六号 市道路線の認定について

日程第二〇 議案第 八七号 市道路線の一部廃止について

日程第二一 議案第 八八号 工事請負契約の締結について

日程第二二 議案第 八九号 工事請負契約の締結について

日程第二三 議案第 九〇号 工事請負契約の締結について

日程第二四 議案第 九一号 工事請負契約の締結について

日程第二五 議案第 九二号 工事請負契約の締結について

日程第二六 議案第 九三号 工事請負契約の締結について

日程第二七 議案第 九四号 工事請負契約の締結について

日程第二八 議案第 九五号 工事請負契約の締結について

日程第二九 議案第 九六号 工事請負契約の締結について

日程第三〇 議案第 九七号 工事請負契約の締結について

○議事説明のため出席した者

助 市
役 長
加 岩
藤 野
寛 見
嗣 齊
君 君

○欠席議員(二名)

藤 小
井 林
泰 喜
治 郎
君 君
吉 山
垣 本
照 男
山 山
中 口
忠 信
勝 一
君 君
山 安
口 垣
生 勇
君 君
六 平
豐 司
君 君
松 島
良 一
君 君
増 山
英 一
君 君
福 田
香 史
君 君
日 比
義 平
君 君

早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 後 小
川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 藤 林
正 昌 鐸 増 建 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 藤 寛 博
夫 弘 元 葳 治 芳 葳 平 博 子 一 三 夫 一 郎 治 次
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議長(山口信生君) ただいまから、本日の会議を開きます。

午前十時二分開議

○出席事務局職員

事務補	主事補	議事係長	議事課長	事務局局長
川北悟司君	西口徹君	板崎大之丞君	川村得二君	鷲野正和君

次長	消防長	水道事業管理者	病院事務長
菊地英也君	倉谷徳助君	天野清春君	村山了君

次長	教育委員	教育委員	副収入役	建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉次長	福祉部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役
山北彰君	市川一郎君	龍池清真君	伊藤涼一君	滝田博美君	美濃部博義君	杉本和己君	園浦和己君	佐々木文男君	谷沢三郎君	荒木三治君	杉本治芳君	阿南輝彦君	三輪喜代司君	庄司良一君

ただいまの出席議員数は三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

この際報告いたします。

洲野也男君から昨日の一般質問における発言についてその一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、後日速記録を調査のうえ、議長において処置いたしたいと思っておりますので、ご了承を願います。

日程第一 議案第六十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)をいし、

日程第四十四 議案第百十一号、四日市市税条例の一部改正について

○議長(山口信生君) それでは日程第一、議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)をいし、日程第四十四 議案第百十一号四日市市税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 三点ほど質問をいたしたいと思っております。

まず第一点は、議案第八十四号で三重団地の公営住宅建設用地として土地取得の議案が提出されているわけですがこの取得費についてすでに三重団地では第一次の家屋及び宅地の分譲が済んでおりますし、さらにことし第二次の宅地及び家屋の分譲がされようといたしてあるわけでありますけれども、このすでに行なわれ、あるいは行なわれようとしております直接分譲の土地取得費と、この公有地に関する土地取得費の金額を明らかにしていただきたいと思っております。平米当たり分譲の場合には幾ら、この場合には幾らということでも明らかにしていただきたいと思っております。

二点目ですが、議案第八十七号の市道の廃止に関係いたしましたして、金属工業団地の四号線が廃止されて提出されております略図を見ますと、代替地ということで、全然道路に関係もしていないようなところに用地が指定をされているわけですが、この市道が、工業団地ができてから市道に認定をされ、今日に至るまでまだ十年足らずであると私は理解をしているわけです。で、このようなわずかの期間に市道を廃止しなければならないという理由と、特にいわゆるああいう工業団地になりますと防災等の関係が出てくるわけですが、この道路を廃止した場合に緊急時の支障になりはしないかということを中心配するわけです。その点について廃止の経過と代替地の問題について土木部長から、防災関係について消防長のほうからご説明をお願いしたいと思います。

三点目でありますが、議案第八十八号の工事請負契約関係で、三重出張所及び公民館の契約がされているわけです。そこでお尋ねしたいわけですが、特に出張所の関係につきまして予算的には総務委員会なり、あるいは教育民生委員会で説明された内容にならざるを得なかったかもわかりませんが、現在の三重出張所管内の世帯数及び人口を同等、あるいは同等以上の出張所管内の状況と比較をいたしてまいりますと、現状ですら職員数はもちろんであります。非常に多忙な出張所の業務になっておるわけです。加えて三重団地、あるいは一般社会増に伴う三重地区の今後の状況からまいりますと、いままで説明されました出張所の内容では非常に狭くなっていくのではないだろうか、特に職員の機の配置等について説明をされたわけでありますが、現在職員数は六人でありまして、将来近いうち

には七名程度、あるいは八名に増員するという説明もあったわけでありませうけれども、そうなつてまいりますと、特に出張所の事務所関係が非常に狭い、こういうことを言わざるを得ないわけでありませう。したがって、現状の設計内容と将来にわたつてどのように考えておられるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） 三重団地の土地取得について、八十四号に出ています取得は千二百平米、取得価額が千七十万円でございますので、九千七百五十円でもって住宅用の土地としてちょうだいしたいと思います。それから一般の土地につきましては私のほうちょっといま数字持っておりますので、お答えしかねますので、団地のほうからでもお答えさせていただきますと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 議案第八十七号につきましてお答えさせていただきます。

金工団地四号線でございますが、工業団地のちょうど南詰めでございます。朝明川の左岸水門一号線という市道がございますが、それと金工団地四号線、七号線、三号線、五号線に囲まれた位置でございます。道路の延長といたしまして九十四メートル、幅員七メートル、両側に日豊サッシ、朝日機械、森本鉄工といった企業が張りついているわけなんです。いずれも周辺に十三メートルないし十一メートルの道路が巻きついておりま

て、比較的道路の効用性が薄いといったような道路でございます。そういった点から最近この金工団地七号線の道路の需要が非常に高まっております。金工団地七号線の行き先につきましては広永町にぶつかりまして、それから朝日町に通ずるといったような一つのバス路線になっているわけなんです。団地の周辺にかなりの住家、工場等が張りついてまいりまして、この交差点が非常に見にくいといった点も出てまいりまして、そういった交差点改良も含め、それからこの団地は昭和四十年に約面積三万六千坪余りの団地でございますが、できまして、当時団地内に駐車場、それから公園緑地等も設定しておりません。関係で非常に殺伐としたような工業団地でございますので、そういった点にもらみ合わせましてここに公共福祉といったような感覚で代替用地をセットさせていただくというふうなことで提案申し上げます次第でございます。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 議案第八十七号の市道の廃止につきまして、防災上支障はないかと、こういうことでございますが、この地は道路網が整備されておりまして、しかもこの工場はこれに面していないところから、いま直ちに支障があるということはないと、このように思っております。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 議案第八十八号の三重出張所の関係についてお答え申し上げます。

三月議会の議案質疑でもこの点の指摘があったわけでありませうが、各委員会でもご説明申し上げましたように、現

状三重地区は全市の各地区の中でも非常に著しく人口の増大を見ている所でありますが、最近行いました桜、あるいは塩浜の出張所、公民館の整備計画なども十分に勘案いたしましたして、十二分とは言えないにしても将来を見越した十分なものを備えたつもりであります。現在の職員の数からいきましても事務所の中は十分でございます。これを増員することは可能であるというふうに考えております。

なお、用地は幸いご承認いただきましたような形で六百五十坪を確保いたしておりますので、委員会でもご説明を申し上げておりますが、現在想定いたしました以上の必要が生じた場合には対策は可能であると考えております。以上です。

○議長（山口信生君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 三つ質問したわけですが、第一問の中の今回取得をする用地費については平米九千七百五十円ということで説明があったわけですが、第一次に分譲をした宅地代及び本年近く分譲しようとしている宅地分の単価が出てこないわけです。その点について今回取得をする金額とすてに分譲した、さらにはこれから分譲しようとする価格との比較をしようとしたわけですけれども、残念ながら開発公社の理事長及び理事がおりながら説明できないということとは非常に残念に思います。私の質問しようとした趣旨は、三重団地の中で今後学校用地、あるいは幼稚園、保育園の用地が取得されていくだろうと、さらには公営住宅の用地も今後さらに取得される、こういうことになると思います。その場合に一般の市民に分譲する価格と公有地として取得する価格との差に不公平があつてはなりませんので、あらためて指摘する意味でご質問をいたしておるわけです。具体的に申し上げますと、公有地を取得する場合に一般

の分譲価格よりも安くしてしまうと、逆に言いますと、一般の分譲価格に追いかぶせていくということのないように要望申し上げます。また、分譲価格をいじつたわけでありまして、その趣旨を生かしていただいて、特にことしの場合ですと今回取得するこの取得費と、ことし分譲されようとする一般の分譲価格とを比較して一般に対する分譲価格がこの取得費よりも高くない、こういうことがお約束できれば私はいい、こういうことを申し上げておきたいと思つております。そのことについて確約を願つたいと思つております。

二番目の金属工業団地の市道廃止の問題は特に私は防災の問題で取り上げてみました。先ほどの消防長の説明からまいりますとそういう心配はないということでございますが、工業用の用地になりますと、一般の住宅地と違つて相当その一事業主当たりの持っております土地というのは広範囲になつております。したがつて道路の数といつても、延長といつても、これは一般住宅地と比べまして非常に少ないはずでございます。したがつて、いざというときには私は相当困るんじゃないかということをご指摘申し上げましたが、いまの消防長の説明を了いたしましたけれども、絶対に今後この道路を廃止して、しまったというふうなことにだけには十分に防災体制を整えるように、消防はじめ企業のほうにも要望しておきたいと思つております。

それから三つ目の三重出張所の問題であります。現在三重出張所管内の世帯数はすでに五千五百になつてゐるわけです。三重の場合が現在約三千五百、三重団地の完成時の分を含めると五千五百世帯当たりになります。現在坂部団地をかかえて三重出張所の業務を見ておると、相当に何といつても、移動が激しいがために出張所の業務が他の出張所と比較をいたしまして多忙になつてゐます。そういう面で職員数の関係もあるわけですけれども、三重団地の完成後は五千五百戸、さらに一般社会増に伴う分も含めると、今後五年、あるいは五年ぐらゐの間に約六千戸程

度にふくれあがつてくる予想がされるわけです。先ほどの総務部長の説明ではそのような事態になってきたときにはそれに対応できる措置ができるという意味での説明がありましたので、私はその説明をいまの時点ですとするわけでありませうけれども、人口増に伴って、私の判断ではそう遠くない時期に改善をしなきゃならない時期が来るんではないかということをご想定いたしますので、その節にはできるだけ早く不便のならないように措置をさせていただくことをいまから要望を申し上げておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わるわけですが、第一問目の今回取得する用地費とことし予定される分譲価格との関係についてご確約をあらためてお答えを願いたいと思っております。

以上です。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答えいたします。

団地内における公共施設の取得、公共施設のために市が取得する土地の価格と一般分譲価格との間にはおのずから造成費等について差があるわけでございますが、いまのお説はそういう物理的な価格の差でなくて、将来宅地、特に公共施設だから安くすることのないうちというお話でございますが、保育園、あるいは小、中学校等を建設いたします場合には、逆に大きな用地をつくるというときにはどうしても将来人口を想定してそういう施設が必要になってくるわけでございます。したがってそれを全く一般分譲の価格と同じにせよということについては問題があるかどうかと思っております。

なか、一般分譲住宅の分譲価格はだんだんに値上がりをしてくるであろうということが想定されますので、その点をご了解賜りたいと思っております。用地の払い下げは先ほど建設部長がお答えいたしましたとおり九千七百五十円でございますが、一般分譲については約三万円ちょっとになるうかというふうに考えております。平米九千七百五十円、したがって一般分譲は大体平米一万円ちょっとになるうかというふうに記憶をいたしております。はっきりした数字はいずれ明確にいたしましたらうえでお答え申し上げます、かように考えます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 再度登壇しないつもりでございましたが、いまの説明ではどうしても首を縦に振るわけにはまいりません。

助役の説明は用地買収をしたときからの三重地区の関係住民の気持ちを中心に説明であります。現在の三重団地の用地を買収する段階で、県道四日市関ヶ原線に一番近いところでは当時の価格にして約六千円から七千円しておいたわけがあります。そしてそれからずっと南方のほうに入りました一番奥地では確かに坪当たり二千円程度、二千円でも買手がいないといわれたような土地があったわけでありませうけれども、すべてこれらを平均いたしました四千何がしかの買収費で一率に買収をしたわけです。そういう意味からいきますと、いま助役が物理的とか何とかいう表現を使いましたけれども、それらを一切抜きにして地元のほうは協力をし、当初の話としては、開発公社の当時の説明では造成費等相当かさむことは想定はされませうけれども、少なくとも確かな記憶はございませうけれども、三

万円よりは安い価格で分譲はできるのではないかという説明がございました。その点につきましては工地上の問題等

がありまして、さらにはその後地域住民から関連する事業等について要望が出されて、工事費がございまして、この点については認めますので、その点は強く指摘はいたしませんけれども、関係住民の、いわゆる旧地主の気持ちからいきますと、公有地は少々高く買っても一般に分譲する価格についてはそれよりも安くしてやってくれ、これが旧地主の気持ちなんです。ところがいまの説明を聞きますと、同価格という説明があるかと思っただけですけれども、今回取得しますのが平米九千七百五十円だと、近く募集するのが平米一万円こえるだろうと、こうなってくるとそういう説明を聞いてはいさようございますかということの下がるわけにはまいりません。私はここで指摘申し上げますが、もし一般に分譲する価格が平米一万円なら一万円でもけっこうだと思えます。ただし、今回取得する公有地のこの平米九千七百五十円ということについては一万円以上で買ひ上げるべきである。このことを強くご指摘申し上げます、そのあとは私の質問する趣旨を受けて担当委員会のほうで十分に審査をしていただきますようお願いいたします。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百十一号市税条例の一部改正についてお尋ねしたいと思います。

市税条例の第六十三条は免税点を改めるものでございますが、土地で十五万円、家屋で八万円の納税管理人といいますが、納税管理に当たるべき人の故、その件数というものがどれくらいあるのか、償却資産について百万円、その額はどれくらい納税管理に当たるべき人の数があるかということをお尋ねしたいと思います。

土地保有税、あるいは市街化区域の農地の宅地並み課税という問題が今度の市税条例の一部改正の大きな柱になっておりますが、これについてはいわゆる土地対策、土地問題の解決という面から出されたものであるとかいわれておりますけれども、税だけ高くすればすぐこの土地問題の解決、あるいは宅地供給ができるというものではないと思えます。この土地保有税の創設、あるいは農地の宅地並み課税とかかわって、土地問題についてどういふふうな解決をなさろうとしているのか、ただ税だけをかければいいというものではないわけでございます。税をかければ逆にその分が地価に織り込まれて、かえって地価の高騰を招くというような問題もあるわけでございますし、特に農地の宅地並み課税ということになりますと、蔬菜、園芸、そういう面も含め、ますますその物価問題ともかかわって大切になってきております近郊農業、この点の被害という問題も出てまいります。こういう農業の関係の面でもどういふ対策をわざわざ持つておみえになるのか、この点をお尋ねしたいと思うわけでございます。税務部長だけの段階でこの税制の改正だけにやられたのか、それともそういう土地対策、農業対策、そういう総合的な見地からその総合的な対策も含めてこの案が出されておるのかどうか、この点を具体的にお尋ねしたいと思います。

昨日市長は園浦環境部長の三月発言をとらえて勇み足であったという発言をされております。しかしこれはまことにおかしいのでございます。三月議会、市長にかわって答弁された園浦部長、現実にその発言をその時点では市長は聞いておみえになるわけです。市長の意思でないとするならばそのときに補正ができたはずで、それを今日の段階になってああいう部長の発言は勇み足という発言をなさることについては今後大きな問題が出ると思えます。したがって、この部長あたりが貝がらになってもらっては困ります。そういう問題ともかわりますが、この税の問題についても部長の段階で勇気をもってひとつお答えいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） おくれましたが、お答え申し上げます。

今回の免税点が引き上げられたことに關しましてそれぞれ土地、家屋、償却資産の非課税になる方たちの数でございますが、土地につきましては十五万円以下が約二万件数ぐらいございます。それから建物につきましては八万円未満が一万件数、償却資産につきましては百万円未満が千五百件数ぐらい、こういうことになっております。

それから土地対策でございますが、当然税制の問題だけで解決するものではございません。昭和四十四年に土地の譲渡所得の面におきまして優遇するということが、宅地化を増進するようにはかられたわけでございますが、その結果思うようにいってないということで、その当時から税制の持つ分野は土地対策の補助的の、保管的の制度であると、このようにいわれまして、いろいろな面につきましても考えられたわけでございますが、従来なかなかそれが功を奏しなかったということで、昨年からお一そう総合的に考えられることになっております。そのまた一環として土地対策についてもいろいろな面について増強されたということでございます。それから農業の市街化区域内の課税問題につきましても宅地化を増進するということが、まず都市化されている土地についてのみ今回改正されたわけでございます。これもほとんど土地につきましましては非課税、あるいは今後なお五十年程度までに考えていくということでございまして、稠密の地域に限るということの措置でございます。いずれにいたしましてもこの税は国で定められてそれに基つき附加するものでございます。地方自治体で考えの及ぶ範囲ではございませんので、その点ご了解いただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 土地問題につきましては単に税制の面からだけで解決できる問題だとは私は考えておりません。いろいろと土地については統制を加えなければ解決しない問題だと思っておりますが、この問題につきましては私有権からんでおりますし、憲法上の制約もございしますので、どうしたらいいかというところまでは私はまだ触れられない時期ではないかと考えております。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 国の法律改正に伴う税制であったとしても、現実にこの四日市の土地問題、あるいは農業問題というものをご総合的に考え、この税制の市税条例の改正という形で提起された段階ではやはりそれに応じた対策というものが具体的に示されなければならないと思うのです。この点が今日明らかになっておりませんが、総務委員会の段階でもっと深くご検討いただき、理事者の善処を求めていただきたいと思うわけでございます。六十三条のこの土地、家屋、償却資産の免税点についても全件数から見るとはたいへん少のうございますし、免税点の額そのものがたいへん低うございます。そういう点で四日市の独自措置がとれないのかどうか、そういう点もひとつご検討いただければと思うわけでございます。

さらに資料として、特定の営業倉庫に対する課税の特例があるわけですが、その適用の件数、また重油にかかる水素化脱硫装置に対する課税の特例、これの適用の数というものについても後日資料で明らかにしていただきます。と思うわけでございます。

以上をもって終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 議案第六十八号一般会計補正予算（第一号）中、債務負担行為補正についてお尋ねいたします。

その補正額は朝明都市下水道施設工事費九千八百十万でございますが、この補正額は議案第九十九号の工事請負契約に關係する補正であろうと私は思うのでございますが、この工事契約の内容では四百三十七・七メートルの工事費となっております。この四百三十七・七メートルの工事内容でございますと、私が臨時議会で質問いたしました松原の排水問題とは關係がなさそうに思われます。すでに近鉄等に委託いたしました工事並びに工事現場を中心として、北に、南に水路をつくることを私は予想しておったんでございますけれども、この補正額、あるいは工事内容を見ますとそれとは全然關係がございませんように思いますので、關係があるのか、あるいはないのか、その点について簡単に伺っておきます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答え申し上げます。

結果的に先に申し上げますが、今回契約の締結をお願い申し上げますものと、債務負担をお願い申し上げますところと異なる場所でございます。債務負担行為をお願いしておりますのは、具体的にはお尋ねになりました伊藤信一議員はご承知かと思えますので現地をご説明いたしますと、ちょうど川越、豊田の地域に宇部生コンクリー

トの株式会社がございますが、この敷地を越えたところまでが請負契約を締結査定いただく工事費でございます。私どもが今回国の、ないし、あるいは昭和四十八年度の当初予算議会におきましてご認定いたしております分ではまだ今回債務負担行為をお願いする分は入ってございません。当時の状況といたしましては用地、それからいろいろの補償問題、または家の移築問題等の案件が地元の関係者方々と難航いたしました。予算編成の段階ではめどがつかない状態でございますので、本格的に予算には計上いたしておりませんでした。で、最近になりました、各位のご了解を得ましてようやく調印の運びになりました。したがって調印をいたしますと、いろいろの關係から即座に工事をやる必要が出てまいりますし、また現状の予算行為では効果が非常に少なくなっております。やはり一つの工事をやるには効果というものを発揮するまで私どもは投資すべきではないかというふうに考えております。したがって今回債務負担行為で約一億お願いしておりますが、この結果近鉄富洲原駅を越えまして暁小学校の北から東のほうへ流れております農業用の排水路がございます。これまで約七百メートル延長して取りつきたいという考え方でございます。この線まで到達いたしますと近鉄線の西で富洲原の火葬場がございますが、この付近の冠水対策が一応処置がとれるというふうに考えておりますし、茶の水川関係下流の方々についても相当な効果が出てくるのではないかと考えております。

なおつけ加えて申し上げますと、暁小学校の北の水路まで取りつけました先は市費をもちまして一応本年度工事の予定をしておりますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

うかきわめて疑問であります。それから一保育園の問題だけでなくして全体の保育園に対してのいま話がありました。保母の充足が非常に不安定だということは非常にゆゆしいことだと思います。この原因につきましてもぜひひとつ詳しく担当の委員会におきまして検討願いたいと思います。

それから公有地の問題につきましては昨日来問題になっておりますが、公団のほうに話してあるというようなきわめて消極的な印象を受けました。きのうは代替地を必要ならば要求するという答弁がありましたように、直ちに確保について明確な方針と計画をもって取りかかるところを強く要望したいと思います。この点につきましてもどうか担当の常任委員会でもっと深く検討していただきまして、早期実現できますように強力な行政面での努力を強く要望して終わります。

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 議案第八十三号の四日市市火災予防条例の全部改正についてお尋ねいたします。

最近のビル等の火災等もございまして、深刻な問題でございまして、この、今日までの大きな改正、あるいは批判のことが世間で論議されてる問題でございまして、非常にこの問題につきましましては関心が深いわけでございます。この火災予防条例の全部を改正するという問題について、まず一つ、どういう理由があったのかということをお尋ねしたいわけでございます。

それから第二点目は、この中の第三章、第一節の第三条の一に掲げられておりますが、建築物または工作物の可燃性の部分、及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。これは炉及びかまどという項目の中で出てまいりますが、この距離は大体どの程度が安全なのかというもの。それからまあ遠いほどいいわけなんですが、普通の一般アパートにおきましては非常に狭いところがございまして。こういうものにつきましましての距離の問題、あるいは可燃性のないものにつきましては大体ブリキとかアルミとかというものが使われておりますが、それは大体何ミ程度のものが適当なのか、距離に応じてもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。それから第三条のうち八番に地震その他の振動、または衝撃等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすることということになっております。これはたとえばプロパンガス等におきましては十キロボンベ、あるいは五十キロ等、一般家庭でも使用しているわけでございますが、そういうものの場合、この地震その他の震動というのは大体震度どの程度のことを指しているわけなのかという点についてもお伺いしたいと思っております。

それからいぶん全部改正でございまして長いんですが、これを市民あるいは関係者に徹底する場合はどういう方法をもってこの条例の内容、あるいは改善の指導をするかということについてお尋ねいたします。

○議長（山口信生君） 暫時休憩いたします。

午前十一時休憩

午後零時四十分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防次長。

〔消防次長（菊地英也君）登壇〕

○消防次長（菊地英也君） 火災予防条例の改正案に対すると質疑にお答えいたしたいと存じます。

最近の火災状態につきましてはお指摘のとおりでございます。今回の改正も新しい形態の火を使用する設備、器具が多く出現してまいりましたので、市民の生活様式が大きく変化するとともに、新しい形態の火災による災害が発生するようになりましたことや、消防関係法令並びに自治省、消防庁が通達いたしております火災予防条例準則が改正されましたことに基づきまして、現行の火災予防条例を改正するものでございまして、第三章から第六章に至ります部分におきまして、新設あるいは部分改正をしようとするものでございます。

第三条につきましてのお尋ねの諸点につきましては、これに関します規則等につきまして目下立案中でございますので、お尋ねの諸点につきましては万全を期するようにいたしてまいりたいと存じます。

条例改正の内容につきましては議決をいただきましたならば市広報、あるいは防火だよりに掲載いたしましてお知らせをいたしますとともに、施行期日の十月一日までの間において関係方面に対しまして改正趣旨の徹底をはかってまいりたいと、かように存じておりますので、よろしくご了承をお願いいたしたいと存じます。

○議長（山口信生君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまご答弁いただきましたんですが、総務委員会で十分検討していただくことになるわけでございます。して、よろしくご審議をいただきたいんですが、なお審議の中におきましてずいぶん多くの条文になっておりますが、中の第三十四条と、あるいは三十二条からの危険物、あるいは準危険物等の貯蔵及び取り扱い等の問題の中におきま

しても最近の企業の大発火事故等が起きておりますし、特にこの三十四条等は非常に大事な部分になってくるんじゃないかと考えておりますので、こういうものも十分委員会で検討いただきまして、事故のないようにひとつくれぐれもご配慮をお願いしたいことと、それとこの条例の解釈の問題等につきましては、たとえば中にアバウト、あるいはその他の関係等におきまして改善の必要が生じた場合、いわゆる家賃の値上げ等も考えたことが起きるかもしれません。そういうことのないようにひとつ十分配慮し、検討もお願いしたいと、このように思いますので、常任委員会などでよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山口信生君） 吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 議案第八十二号市立図書館条例の一部改正についてでございますが、新図書館が近く完成されるわけでございます。いままでの旧図書館でございますと一部の方の利用のみが非常に多かったわけでございますが、今回このように新図書館ができてきますと幅広い一般市民に至るまでの本が購入されなければなりませんし、また増設が必要と思いますが、この点どういうふうに処置されておりますか、お答え願いたいと思います。

第二点は、新図書館が開館されますれば当然いままでの小さな図書館から大きい図書館になるわけでございますので、人員の増強が必要と思いますが、この点はどういうふうにされましたかお答え願います。

もう一点は、旧図書館の場合は一部のごく限られた人が利用されておるわけでありまして。しかし新図書館の場合は一般各階層、以前に申し上げましたように、主婦がエプロンがけて、子供連れて簡単に来れて、そして人間の成長を期たす読書に親しむと。最近はややもすればテレビの見方において、多くテレビを見られるようになりまして人間の

白痴化等もいわれておりますが、私たちは人間を成長さすにおいても、また四日市の文化の発展のうえからにおいても市民の読書の向上が必要かと思えます。そういう面で一般市民の方々が新図書館目指して来ていただけるようになるのか、この三点をよろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

現在の図書館の蔵書は約六万冊でございますが、これをあの新図書館二十万冊の蔵書能力がございます。こういう同格都市の図書館に比べまして大きな規模を持つておるのでございますので、それにふさわしいような蔵書を持ちますように年次計画を進めておるのでございまして、本年度の予算におきましても図書購入費として二百万計上していただいておりますし、それから新聞、雑誌、その他の消耗費として購入予算がございますので、大いに前進してまいらると思っております。

それから図書館の人員でございますが、今度増員していただきまして十七名でございます。今度の設計に当たりましてもなるべく人員を適切に配置できるような構造になっておりますので、現在のところとしてこれでいけると思うのでございます。自動車文庫などが動きます節にはさらにまたお願いしなければならぬと思っておりますので、新しい図書館の利用につきましては昨年度も文部省の指定を受けまして、地域とどう結びつけて利用していくかと、そういう調査をしておりますので、そこから現在の図書館を利用する範囲というのは私どもが思っておったよりも狭いという調査結果が出ておるのでございます。そういう点におきまして巡回文庫、あるいは移動図書館、あるいは配

本車、そういうものを盛んに利用いたしまして、あの土地、中央図書館のみならず、各地に出向きまして一般市民の利用をしていただくように努力をするつもりでございます。

○議長（山口信生君） 吉垣君

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 先ほどの答弁では納得できません。が、第一点の問題について年次的に冊数をふやしていくというようなことでございますけれども、旧図書館から新しいものに変わりました、その図書館の中に本がわずかしかないとか、さびしいものであれば何といいますが最初が大事だと思っております。新しいものができ、その中に多くの階層の人々からこういう本もあると、あるいはこういうような自分が読みたい本があったと、そういう点において非常に喜ばれると思うのです。そういう意味からいきますと、図書館があっても中はお粗末なものだと、こういうものでは何のために図書館ができるのかわかりません。空洞のからんとした中に本が少ししかない、こういうような状態けれども、まず新図書館ができれば一度にそれを入れるというような強い姿勢というものを私は持っていくのが当然じゃないかと思えます。そういう点私どもの考え方と消極的な考え方である教育委員会の考え方はだいぶ違いがあるわけでございますけれども、市民に喜ばれるためには何でもしていこうという、そういう姿勢が私は理事者の考え方であり、われわれ政治家であると、こういうふうに思います。そういう点で教育民生委員会がこの点よろしく願っています。

もう一点はPRの点について答弁がなかったわけでありまして、私の言ってるPRはそういうようなPRで

なして、一般市民の方にどのようにしていくかというところでござりますので、この点簡単でけっこうでございますので、よろしく願います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） PRのことでございますが、いま図書館におきまして図書館友の会というのを各地区の人から組織してあるのでございますが、そういう人たちが地域の中核になって図書館利用のPRをしていくのでござります。それらのこと一つといたしまして、あらゆる機会をもちまして図書館の利用を進めていきたい、こう思っております。

なお先刻図書費二百万と申しましたけれども、もう一口需用費の中に図書三百万というのがござります。合わせますと五百万になります。つつしんで訂正申し上げます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりますこれから四十四議案をそれぞれ関係の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

付託議案一覧表

○総務委員会

議案第 六八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

議案第 六九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第 七〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第 七一号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第 七二号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第 七三号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第 七四号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第 七五号 昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案第 七八号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第 八三号 四日市市火災予防条例の全部改正について

議案第 八五号 字の区域の変更について

議案第 八八号 工事請負契約の締結について

議案第 八九号 工事請負契約の締結について

議案第 九〇号 工事請負契約の締結について

議案第 九一号 工事請負契約の締結について

- 議案第 九二号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九三号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九四号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九五号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九六号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九七号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九八号 工事請負契約の締結について
- 議案第 九九号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について

- 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について
- 議案第一一一号 四日市市税条例の一部改正について

○教育民生委員会

- 議案第 七六号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 議案第 七七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 八一号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について
- 議案第 八二号 四日市市立図書館設置条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

- 議案第 七九号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第 八〇号 四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について
- 議案第 八四号 土地の取得について
- 議案第 八六号 市道路線の認定について

日程追加 緊急質問

○議長（山口信生君） この際おはかりいたします。

福田香史君から霞ヶ浦運河に魚が浮いたことについての緊急質問の通告があります。福田香史君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、福田香史君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

福田香史君の発言を許します。

福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 非常に貴重な時間でございますので、緊急質問をさせていただくことにつきましてお許し願いたいと思います。

実は最近各地でこの種の魚の浮いてる問題が出てきております。当四日市においてもいままでの中でも川の魚なり何なりが浮いたということは耳にしたこともございますけれど、コンビナート関係の近くで浮いたというのはあまり聞かなかったわけでありまして。この辺の問題についてはいままでもしそういうことが環境部のほうに上がって

とすればこの問題についてちょっとご報告をお願いしたいと思います。

実は昨日でございますが、午後一時ごろ、十三時でございますが、この時間のころに霞ヶ浦のコンビナートの出島方式のちょうど中間にありますところの運河がございます。橋を渡ってすぐ南側になると思いますが、この運河近くに相当の海の魚が浮き上がったと。あわててこの問題を処理いたそうとした各企業の人たちがおったわけでありまして、近くに遊びに来ていた人たちもこれを拾いあげる、こういう問題もあったそうでございます。この問題につきまして質問したいわけでありまして、あそここのコンビナート関係から排水されてる排水口があそこにとどのような形でまず出てるかお聞かせ願いたいということ、それからこの魚が実際に市民の口に入った場合にどういう現象が起きるか、こういう問題があります。こういう点につきまして私も心配いたしました。調査にも行ってまいりました。そうしますと、けさもまだ浮いておる、きのうだいがあげたのですけれどけさもまた浮いておる、こういう状態が出てきております。この辺について環境部としては近くの企業、あるいはそういう関係のところからどのように連絡を受けたか、またこの連絡を受けて、これに対して市民にこの魚が食べられないというようにPRをされたか、こういう点についてお聞かせ願いたい。もしこれが放置されるならばこれはたいへんな問題になると思っております。こういう点についてまずご答弁願いたいと思います。

それから特に企業からの通告、あるいは通報、こういうものがきのうの何時ごろにあったのか、それからその後の処理はどういうふうにされたか、こういう点についてまず質問いたしたいと思います。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お答えいたします。

ただいまのご質問の霞コンピナートの運河における魚の事故の問題につきまして、ただいままで調査いたしました結果を率直にご報告申し上げます。

霞コンピナート全体はいわゆるプラントの各部門を通じて最終的に汚水として有害物質が出てくる水は共同処理施設に集めまして、新大協和の近くで運河のほうに排出をしているわけでございますが、それ以外に工業用水を排出するいわゆる冷却水の排出口がございます。魚が死にました昨日の場合は中部ケミカルの排水口だけに限定されて、ゼンメという小魚が死んだわけでございます。工場長とけさ直接調査、原因等について事情を聞きましたところ、濁水が続いております、中部ケミカルでは日量百五十トンの工業用水を通常の場合使用し、それを冷却筒に入れて冷却をし循環使用をいたしまして、最終的に霞の運河のほうに排水しておるわけでございますが、異状濁水が続きました付帯性工業用水場の事務所のほうから濁水対策として二割の削減が指令され、近く五割の削減の予備通報があったので、十六日から十八日の三日間五割削減をした場合の中部ケミカルの生産活動をどうすべきかというテストを行ったそうでございます。したがって、十六日の時点で二割削減、十七、十八日の二日間にわたって五割削減のテストをいたします過程で、百五十トンの工業用水を使っておった平常の状態から五十トンまで下げたそうでございます。中部ケミカルの冷却水の排水口は干潮時においても海面より相当下に排水口がございまして、百五十トンの工業用水を流しているときでも運河の水が相当部分まで排水口に入ってくる状態でございます、その時点で、そういう状態では若干濁水よりも一、二度温度が高いのが通常なそうでございます。そういう状態が続いておりますと、魚によっては一、二度高い工業用水が排出される排水口付近に魚が寄ってまいります現象がずっと続いておりますのでそうござ

います、たまたま十七、十八日の工業用水、冷却水の排出の削減テストをやりましたときは、温度差で四ないし五度くらいの温度が上昇した結果、温度の変化にゼンメという小魚が対応できずに死んだのではないだろうかということしか考えられません。有害物質が原因で、化学的な変化によつての事故とは考えられませんということでございます、けささっそく公害対策課の水質担当を現地に派遣し、いろいろと調査をいたしましたときに、まだ生きたゼンメがおったようでございますが、その中部ケミカルの隣に帝國酸素という酸素メーカーがあります、試みに帝國酸素から酸素をその付近に注入いたしますと、ふらふらしていた魚が元氣よく動きだしたというふうなことで、いま考えられる事故は温度差によつて、温度が上昇することによつて酸素が欠乏したいわゆる海水の酸欠状態による死亡であるというふうにしかな考えられないということでございます、役所といたしましてはそこで死んだ魚を拾い集めまして分析室に持って帰っておりますけれども、これが化学的な事故によるものかどうかということ、三日時間がかかるので、ただいまのところ判明いたしておりますのは、そういうふうな状態だということでございます。最近あの運河だけじゃなくて、あの付近に相当魚がふえてまいりまして、食べるのではなくて、スポーツとして魚をお釣りになる市民の方が非常に多くなってまいりまして、これに対する対策を、県ともどうしてこれを禁止すべきか、あるいはレジャーとして楽しんでおられる魚釣りを禁止する方法があるのかどうかというようなことについて検討いたしておりますのが実情でございますが、したがって本日の問題に關しましては海上保安庁、管理組合等とも連絡をとりながら対策を講じていきたいと思っております。

企業からの通報はございました。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま環境部長のほうから現在まで調査したことについて報告いただきましたのですが、酸素欠乏で別状にないというようなこと申されましたけれど、もしこれが調査の結果人体に影響するような問題があったら誤りだと、誤りがあったということになると思うのです。この問題について環境部長は帝國酸素から持ってきてその部分のところをやったと、はたしてそこにおった魚であるかということも調査せずしてそういうことが言い切れるかどうか、やはりこの辺のところは十分調査して明らかにしていかなきやならぬ問題だと思えますし、それからこの問題が起きてからけさ報告がある、こういう点、これがやはり防止協定の中ではすぐに通告するようになってるんじゃないかと思うのです。酸素欠乏の魚だからということでは済まされる問題ではないと思うのです。こういう問題が起きてすみやかに関係当局に連絡してこない、この辺がやはり企業の怠慢さがここにあらわれてるんだと思うのです。やはり環境をよくするために一つの問題が起ってから一昼夜なくっても、せめて一時間以内にはこの連絡を受けて直ちに調査に入って、市民がその魚を拾いあげて食べるようなことがないにしても、あったとしたら大きな間違いが起きるのではないかと思うのです。こういう点について、十分警告なり、あるいは連絡系統を明確にしていきたいことと、それから今後の問題といたしましては十分調査して、すみやかに措置のできるようにしていただきたいと思えますし、結果報告については関係の公害対策特別委員会等において十分この問題点について調査をしていただきたい、このようにもお願いしておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 以上で緊急質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後三時十八分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四十五 議案第百二十二号工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 日程第四十五、議案第百二十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齋君）登壇〕

○市長（岩野見齋君） ただいまご上程の議案第百二十二号は温水プール新築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額一億一千七百万円をもって名古屋市中区錦一丁目三番四号、不動建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。なお本件につきまして去る三月の予算をご審議いただいたておりました段階では鶴の森公園内にある現プールを取りこわして建設する所存でありましたが、その後の調査、協議の結果、公園法上の制約から断念せざるを得ない事態に至り、次善の策として旧港中あと地に建設したいと考えておるのであります。ここにこの報告申し上げ、ご了承いただきたいと存じま

す。どうかこの件につきましましてよろしくご審議をいただき、ご決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言を願います。
福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 議案第百二十二号の請負契約の締結につきましてでございますが、当初は鶴の森公園ということでは説明がされましたけれど、法律的にいかぬということで場所の変更が行われる、こういう問題でございますけれど、ここにも出ておりますように、昌栄町地内の旧港中学校あと、ここへ温泉プールをつくる、こういうことでございますが、現在労働福祉会館がそこに建てられまして、最近は特に利用度が高くなりまして、特に危険物の講習会等におきましては道路上に車両がはらんするような状態に置かれております。現在の福祉会館の利用率からいきましても非常に駐車場が狭く、あの裏の利用を余儀なくせざるを得ないような状態が出てきております。こういう問題点と、それから場所的に環境があまりよくない。また交通の便もよくない。こういう点からと適地があるのではないか、このように考えますが、この点について、場所の変更について変更する考えがないかどうかお尋ねしたいと思っております。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（山北 彰君）登壇〕

○教育次長（山北 彰君） お答えいたします。

労働福祉会館が東側にあるわけでございまして、旧港中学あと地、確かに駐車場として現在一部活用されておるようでございます。またお話の危険物の講習会などの場合も兼ねて担当いたしておりましたので、その当時の車の状況等もよく存じておりますが、一応鶴の森公園と比較いたしましたして、少なくともあの場所で、現在の場所へ建てさせていただきました、おおむね六十台程度の駐車場が確保できるということでございますので、比較的に次善の場所であるというふうに考えております。

なお、環境が悪いということでございますして、比較をすればいろいろ四日市市内にあらうと思っておりますけれども、現在建てられる場所をいろいろ検討いたしました結果、やはり現在のところ、もとい、港中学あと地が一番比較的好いというふうに判断をいたしましたわけでございます。

それから交通でございますが、あの労働会館の前で止まりますバスは便も少ないのでございますけれども、尾上町を経由いたしましたして一時間に七本も八本もバスが往復いたしております、徒歩で数分間で行けますし、またその他ほかの候補地をいろいろ検討いたしましたけれども、近鉄四日市や、あるいは国鉄四日市から等の交通を考えますと、やはり港中学のあとが一番交通の面から考えても便利なのではないかというふうに考えたわけでございます。

以上のような理由で港中学のあとをお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（山口信生君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいまご答弁いただきました内容でわかるわけですけれど、将来やはり労働会館の増設問題、それから現在あふれているという実情も十分認知しておることでございますので、この問題点もあわせて、ひとつ関係委員会において十分ご審議いただきまして、ぜひとも駐車場の確保というようなことはあわせてやっていただく

なきやならぬし、環境面においても十分ご検討いただいでご決定願いたい、このように要望いたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（山口信生君） 山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま福田議員のほうから温水プールを地域的に考えたかどうかと、われわれは反対だという意見が出たわけですが、私たちが総務委員会でこの問題を聞かせてもらいました。鶴の森だということで、鶴の森ではいま現在プールがあるじゃないかと、それをこわしてまではどうかと、また今度こしらえるプールは専門的ということだと、競技のほうを進めるために必要なんだから、高校生か大学生か、今度の国体に間に合わすためにというような観点だと、まあこういう考えを持ったわけなのですが、それでしつぷ公園法にはひっきりはせぬのかと、もう少し買い増しすることはできぬかという質問もしたのですが、このところは理事者としては非常に強固に、よろしいということ、われわれは、賛成したわけですが、たまたま議案にのぼってきたらほんとうに昌栄町にもっていくと、旧港中学というので、位置としてはたまたま考えてみても四日市市の今日現在ではあまり好ましくない、賛成のできる土地ではないと思ひます。思ひますし、私が観点を交えて質問したいということは、一億一千七百方と、それとちやうど皆さまに認めてもらった川島の今度の小学校予算とはほぼ同じなんです。よくもこれほど数字が似たものだと、そうすると、たいへんその投資効果というようなことを申し上げて失礼かもわかりませんが、私もスポーツがたいへん好きなんです。三十年も四十年もスポーツ一つに打ち込んできようまできた男なんです。私には一つの競技というものにその競技の技を伸ばすというよりもやはりその競技のスポーツマン精神と、そしてやは

り自分の不朽不屈の精神を養っていくということに人間の向上があるというので私はスポーツが好きなんです。皆さまはどうかわかりませんが、私はそういう観点においてスポーツを愛しておりますので、私は競技面と記録がただ伸びるというだけで考えていくことは私はいへん危険ではなからうかと思ひます。そういう意味合いからいくと、私が議員にしろってからちやうど皆さまの前でこの間二十年表彰をいただきました。十八年市会議員にしろってもらった。出してもらうときに当時自分の町からは、おまえは出ていったなら学校を建て直してもらえよと、やうと十八年かかって私が叫び続けたのが一億一千百万という予算を市長からやうといたいただきました。私は貧乏人のせがれでございますので、いまでも貧乏しております。一億という金がいへん私は貴重な金だと思ひます。ほんとうに理事者諸君には実際百何十億という予算を持たして、私にはよしと、ひとつこれでやってくれというので、理事者に対しては一億やそこの金はいした金ではないと思ひます。議員自体になつたならばほんとうに、皆さんここに四十四名おられますが、一億という金はほんとうに大事な金だと私は思ひます。それではたしてその投資効果がどれだけあるかと、私の学校で申しますと、一億一千百万もらいますとまず生徒が六百名から八百名になるだろうという予想のもとに建築予算が組まれたと、そうすると日曜、祭日を除いた一年中それだけの人間がりっぱな学校を建ててもらって、教育の恩恵に浴したといつて喜ぶと思ひますが、スポーツに専門家の中に、はたしてほんとうにそこを愛して使う人員がどれだけあるだろうかといふことを考えますと、その温水プールの計画なりがはたして大衆的に使われるプールであるのかと、ただ水深が深すぎて一部の競技方面に使われるものであるかということも私は疑問に持つわけでございますので、そういうところいま少し詳しく、私らみたいなしらうとでございますので、こういう契約においてこういうような構造のプールをつくるのだと、そうしてこれはどういう競技方面におもに力を入れて使

っていくのだという、まあひとつ親切味のある説明をいただけないだろうかと思うて私は登壇したわけでございますので、そのところひとつよろしくご説明いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（山北 彰君）登壇〕

○教育次長（山北 彰君） 一億一千七百万というたいへんな経費を投じまして四日市市に初めての温水プールをつくっていただくわけでございますが、山中議員の仰せのように、スポーツマン精神を養うと、単なる記録を競うだけではないのだということでございます。ごもっともだと思います。ただ今回特に温水プールをいろいろと意見のある中でつくっていただくことに相成りましたのは、五十年国体が三重県で行われることになっておりまして、これには何としてもやはり三重県の水泳界を強化していきたいという、四日市市民だけではなしに県も国も含めて非常に力を入れていただいております。で、こういう機会に便乗するというと語弊がございますけれども、いろいろそういった機会に普段ではなかなか思い切れない施設をつくっていただいて記録を伸ばすこともさりながら、やはりそ野の広いスポーツ風土といえますか、そういったものを養っていくこともまた一つの長い目で見て一億千万の効果ではなからうかというふうに思うわけでございます。その効果はたしてどのような形であすからあらわれ得るかということになりますと、それは今後の運営になるのではなからうかと思うわけでございます。その点につきましては十分心いたしまして、よりよい運営に努力をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導賜りますようお願いいたします。また水が深すぎるということでございますが、さしあたってやはり公認プールとしての資格を持つていくだけのプールを設置したいと思っておりますけれども、将来について高校生だけである

とか、あるいは大学生だけであるというふうに、将来に対しても狭い考えであるわけではございませんので、いろいろと運営については創意くふうをこらしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山口信生君） 山中君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいだいま教育次長から説明をいただきましたが、はたして私の得心のいくような、市民の得心のいくような説明ではなかったと、ただもういまのことばを聞いてみると五十年の国体が迫るとるからだ、私もそうだとお思います。鶴の森でやろうと思ったがやれないと、ほかを探してみてもらいたい、いまそうしたら山中、おまええらそうなこと言うのだったらどこかいい手口を探してくれといわれても私も探すわけにもいきませんけれども、しかしこういうふうにして市の有用な職員の顔を見ておるのですが、これだけの人材を備えておられて昌栄町の港中学のあとへもっていかなければ措置がきんのだというようなことは実際私はどうかと思うのです。で、先にもどなたからよとおっしゃったが、岩野施政に対して市長さんちょっとさみしいでしょうと、あなた一人で。こんなことをいわれましたが、私もそういうさみしい感じをいたします。案じられます。これぐらいの問題がただ国体が迫るとるからもう急いどるからしょうがないので昌栄町にもっていくんだということなのです。しかし一べんつくれば十年や十五年は使わねばならぬと、そのときに私はやはりそのPRするのも、一般市民に対するスポーツ精神を植えつけていくにせよ、また国家のスポーツ精神を向上させる、文化の運動施設というものはもうひとつついておる。実際スポーツの盛んな国は必ず文化が発達するという歴史を持つておる今日でございますので、それぞれの問題ではあると思うの

で、どこかへつくってほしいとは私は思いますが、いま一べんひとつこれだけのメンバーが、市の職員がそろっておられるのだから考え直して、どこか適地ということができたなればひとつ考えていただきたいと思ひますし、そうしてやはり私は温水プールでなるだけ多くの人が使えるというような、この際まだもう一千万、二千万よけいにかかってもやはり一般小学生なんかでも利用ができるというようなものにひとつ幅広く考えていただいたらどうだろうとただ専門的に、ただスポーツだと、ただ記録の向上と、ただ勝つためにというようなプールをつくられるんだと思うと、非常に私はスポーツとして幅が狭くなると、そんなスポーツの時代じゃないと思うのです。民主主義だと、あるいは何主義だといって何もかもこの世の中にいたたい幸福というものは全世界の人類の人間が分かちあおうじゃないかと、ただだこうじゃないかという今日に幅の狭い考え方で私は一部の者だけの幸福と、一部の者だけの進歩を望んでも、もう時はおそいんだということを自分は感じますので、どうか理事者の諸君、これだけの事業でございまして、決して無理は申しませんし、私もそりゃ代替地を持ってこいといつても持つてくるだけの力はございませんが、もう一べん考え直してもらって、どこかいい適地が見つからないものだろうかと一つひとつご注文と、そうしていまもう一歩幅広い、全市民が、中学から小学まで、言えばほんとに家庭的にもそこに一つのいいの場所をと思つて温水プールを利用できるというような行き方をひとつ考えていただければ幸いだと、しかしまあこまできますのには相當皆さまの協議もしていただいたし、そして四日市の教育委員会のメンバーを見ましてもほんとにベテランぞろいばっかの方も見えますので、よく協議はしていただいたのに私らみたいな教育方面に薄い関心の者がここへきてこううう口はばかったことを申すのはたいへん私も自分ながらにも恐縮には存じますけれども、やはり長い目で見てひとつこのことを十分に考えていただきたいという要望を入れて私に質問を打ち切らさしていただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 三月議会では鶴の森公園ということではかられたのでございます。それがこの昌栄町に変更になるその経過の実に不手ぎわが目立つのでございます。

〔私語する者あり〕

いま伊藤信一議員のほうから委員の一人ではないかということでございますが、なるほど委員の一人でございますし、三月議会の際にはこの鶴の森公園にしても問題があるということ指摘した一人でございます。しかし理事者が強引に押し通されたのです。そして今度ですね、公園法に触れるからつくれないということでもあろうにこの昌栄町に移すということでございますが、この問題は先ほどから山中議員も指摘のとおり、公害の吹きだまりで問題が非常に多いんです。ですからこの点は場所の面では山中議員が言われましたように再検討するということやはりぜひ考えていただきたいことだと思ひます。

○議長（山口信生君） 小井君待ちなさい。

〔議場騒然〕

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時五十分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井君から先ほどの質疑につきまして打ち切りたいとのことでありましたので、ご了承を願います。他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。本件を総務委員会に付託いたします。

日程第四十六 議案第百一三号四三市総合計画基本構想について

○議長（山口信生君） 次に日程第四十六、議案第百一三号四三市総合計画基本構想についてご質問といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第百十三号は本市の総合計画基本構想でありまして、地方自治法の規定に基づきこれを定めようとするもので、同法の改正により議決事項と定められて以来、種々検討を重ねてまいりましたが、このほど総合計画審議会の答申を得ましたので、ここに提案申し上げるものであります。

総合計画基本構想は市の総合的、かつ計画的行政の運営をはかるための指針とするもので、計画期間を昭和四十八年度から五十五年度までとし、本市の歴史的、社会的な発展の経緯を踏まえつつ、人口及び産業の規模等、主要指標

を推定し、人間尊重と生活優先を理想とする市民中心のよりよい都市環境を確立することを旨す「緑と太陽のある豊かな町づくり」をテーマとするものでありまして、この中において

一、高福祉社会の実現

二、教育文化の向上

三、住みよい都市の建設

四、産業の振興

を市政の基本的な施策としてこれを推進しようとするものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 たいへんお疲れのところ恐縮でございますけれども、重要な問題でございますので、少々くどくなりませけれども二、三お尋ねいたします。

この基本構想はご承知のように四十五年の三月三日に全協の場で初めて説明がございました。この説明のあと私は個性のない構想であることを指摘いたしましたのでございます。たしか服部議員であったと記憶いたしておりますけれども、優等生の作文だと批判をされました。その他二、三の議員の方からいろいろの批判がありまして、理事者はそ

のままひっこめられた形になっておりましたので、四十六年十二月の議会にどうしてこれが提出されなかったかの理由をただすとともに、私はこの構想を策定するに当って、市民参加というたてまえでやってほしいということと、それから今日の都市政策の中ではシビル・ミニマムの設定が必要であるということとを要望いたしましたのでございます。きょう市民参加とはちょっと違うように思います。しかしこれを市民参加ではないとはいえません。行政側が計画したあの段階での市民参加であるため部分的な修正の余地しか残っておりませんので、審議会から答申されましたその内容のとおり、わずかな要望があるだけでございます。しかもこの答申の最後に基本構想に基づく基本計画及び実施計画を策定するに当たっては市民の意向を吸収するよう配慮することということが要望されております。どういう形で市民の意向なり要望なりを取り入れていくつもりか、またこの計画に市民の参加をさしていか、そういう点について一応承りたいと思います。最近ご承知のように地方行政への住民参加が非常にめざましいので、自治省の内部におきましては住民参加の方法を検討して、でき得るならばこれを法制化するというのが望ましいという空気が非常に強いのでございます。基本構想は一応原案ができておりますが、これからの具体的な計画には、あるいはシビル・ミニマムの設定には市民にきわめて関心の深い問題でございまして、先ほど申し上げましたように、これからの市民参加をどうするかということをお伺いしたいのでございます。

次で四日市でこれまで策定されました四日市公害対策のための都市計画研究報告、県の策定いたしました四日市地域にかかる公害防止計画、四日市北部地域総合土地利用計画、四日市市福祉総合計画の構想、四日市市商業開発の調査などがどんな形でこの基本計画に取り入れられておるか、あるいは今後どういう段階でこれを生かしていくか、そういう点についてもお伺いしたいと思っております。

次にこの審議会に議長、副議長、各常任委員長が名を連ねているということをお伺いしておりますが、議会代表として取り扱っているのか、それとも学識経験者として取り扱っているのか、これら何っておきたいと思っております。申し上げるまでもなくこれから特別委員会が構成されるわけでございますけれども、この議員の立場によってこの審議の内容が非常に変わってくると思っておりますので、重ねてお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

昨年十二月には市長選挙等がありましたので、議会に上程されなかったということでございます。なおこの元の案は議会側に協議会でお示しを申し上げたわけですが、その当時この議会の意思といえますか、住民の意思といえますか、住民の意思が十分反映されていないかというご指摘をこうむりまして、その後どうして、どういう方法をもってそういう意思を反映させるかということについていろいろ検討いたしました結論が審議会という形になったわけでございます。したがって、ああいうものが一度出されておるので全部的な修正はできないではないかというご指摘でございますが、審議会のご議論を踏まえながらわれわれといたしましてはかなり大きく修正されたものというふうに考えております。大体が前の案でございますと経済指標、あるいは将来の産業発展の傾向を展望して、どう開発をしていくかというようなことが大きな流れになった基本構想でございますが、今度の構想はまず四日市の人口、あ

るいはその中におきます家族構成なり、あるいは人口の年齢構成なりというものを主眼にいたしまして、人間的な問題から先に配列をしてきたわけでございます。基本構想でございますので、具体的な問題はこれからということになるわけでございますが、この順序の立て方そのものがずいぶん違うというふうに考えておるわけでございます。

市民の意向なり要望なりを今後計画を立てるうえにおいてどういうふうに取り入れていくのかと、とらえていくのかということでございますが、これは一つにはやはり市民の意識の調査を行ないまして、そういうったもので一つは吸収をしていくと、しかし審議の原案をつくっていきまます過程におきましては基本構想を踏まえまして立案をしていくわけでございますが、その際にやはり審議会のような形が必要ではなからうかというふうに考えております。

なお、この基本構想の審議会に議長、副議長、常任委員長がお入りをいただいたわけでございますが、これはやはり基本構想を立てますうえにおきましても住民の意向を強く反映される議会の代表の方々にお加わりをいただくのがベターであると、かような考えで審議会を構成いたしました。したがって学識経験者という意味ではございません。議会のほうから代表をお送りいただきたく、こういうふうにお願いたしましたこととご参加いただいたということでございます。

以上でございますが、なお不足の点がございしますれば公室長のほうから補足させます。

○議長(山口信生君) 市長公室長。

〔市長公室長(三輪喜代司君)登壇〕

○市長公室長(三輪喜代司君) 基本構想の助役の答弁に補足して答弁をいたします。

基本構想の中にどのような形で四日市の公害のマスタープラン、あるいは北部の開発計画、あるいは公害防止の五カ年計画等々が取り上げられているかということでございますが、もうすでにこの当時の構想その他は実施に移されている面もございしますし、それを私どもといたしましては、たとえば公害防止の基本構想でございますと、マスタープランでございますと相当大幅な塩浜都市改造なり、あるいはまた当時の考え方といたしましては工場地帯から住民を外へ出すんだというふうな基本的な考え方に立って立てられておるのをおもな公害防止のマスタープランの眼目でございます。そういう意味でたとえば桜方面にニュータウンをつくるか、あるいは名阪のインター付近を開発して、そこへ一つの大きな町をつくるというふうなことでございまして、当時三十九年か四十年と思いますが、その当時としましては社会情勢、その他いろいろ変わってまいっております。また北部の総合開発の構想でございますが、これも主として開発を重点に考えておるようなものでございまして、その中で取り上げられるものとしては取り上げていく方針でおりますし、また公害防止五カ年計画等につきましては今後の基本計画、並びに実施計画の中でこれが取り上げられてまいると、このように思っております。したがって精神的に、内容的に取り上げられるべき面は今後とも取り上げていかなきゃなりませんし、またここでいまの時代、これから先十年間に取り上げるべきものもそこから切り捨てるべきものというふうなものが当然出てまいります。そういうふうな観点に立って私どもといたしましては今後の基本計画、並びに実施計画の段階で市それに見合うだけの裏づけとも関連いたしましたして、実際これがやれるべきもの、やれないものというものはつきりいたしましたして、そこでこれを取り上げていきたいと、このように考えております。

あとは助役のほうからご答弁いただいておりますので、この点だけ補足させていただきます。

○議長(山口信生君) 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの答弁に若干不信さを感じますけれども、この提案された基本構想についてはおそらく批判があるだろうと思いますし、また批判がないだろうとも思えますが、大切な構想でございますので、特別委員会が構成されるということでございますので、十分ご審議をお願いして一応終わります。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 全市のマスタープランでございます。相当な中身のある問題でございます。これが審議会でどのような経過で答申がなされてきたか、簡単にけっこうでございます。何回ぐらい集まりもって、そしてどういふ審議の形で進められてこられたか、その点を一つ明らかにしていただきたいと思えます。

二番目に理事者としてはこれをいつまでに決定をしたいというふうにお考えなのか、その辺のめどについて明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 審議会の審議経過について簡単に説明いたします。

審議会は三月二十八日、それから四月十日、四月二十六日、これだけ三回開いております。審議会に対する審議会の審議の内容でございますが、事務局のほうで朗読をいたしまして、それについていろいろなご意見を承りました。

そのご意見を集約したものがお手元へ参考資料として出ております審議会の答申案でございます。大体議員としてはほとんどの方がご参集をいただいております。なかなかお忙しい方でございますので全員ここにご参加願ったということではございません。まあ、そういうふうな経過でございます。そこで慎重にご審議をいただき、相当いろいろな討論もなされ、また学識経験者のほうからもいろいろなご意見等もいただいております。

次にこれをいつまでにということでございますが、これは私どもといたしましてはでき得れば九月議会までにもこれに対するご審議を終わっていただいたらと、このような希望を持っております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 たくさん問題をかかえたこの四日市での将来計画についてわずか三回の審議をなさり、一定の結論を出された審議会の委員の皆さんに大きな敬意を表したいと思うわけでございますが、これから九月議会までということでございます。しかし相当やはり深い分析と調査と研究と、そういうものをやはりもって、悔いのない四日市の将来の方向をきめると、こういうことが過去のこの公害の町四日市といわれて、そして今日苦しんできた市民にとって、四日市市にとってたいへん重要な課題だと思います。そういう意味で単に九月議会ということでの日程を限る形でなくて、議会が特別委員会を設置してわざわざ検討するわけでございますし、先ほど伊藤信一議員も指摘されましたように、決してこれまでの議会にはかられた案そのものの中に住民の意見が十分反映したという形にはなっておりませんし、そういう面も配慮してこれからの特別委員会における慎重な、そして悔いのない計画案ができますような

そういう配慮が十分になされますように特に特別委員会の設置に当たりまして要望しておきたいと思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 二、三お尋ねしたいと思えます。

まず一つの昭和五十五年ということをめどにしての総合基本計画ができたわけでございますが、できればこれに基づく図面がほしかったと私は思うわけでございますが、これはまた別の機会にお願ひするといたしまして、まず第一に交通機関の問題についてここにも二六ページに掲げられておりますが、これは現状のままを推進するというもので、五十五年まではあまり変化のないような感じを受けとるわけでございます。やはり基本構想としましては、私の希望するところは現在の海岸線から山間地へという、そういう線に終わっている感じを受けておりました、やはりこれは市内環状線を交通機関として考える必要があるんじゃないかと、それに基づくやはり道路、あるいは軌道の面においても考え方が私は同じにしておるわけでございますが、そういう横の連携、あるいは市内ずっと巡回できる環状線が必要であり、また将来当然これが考えられなきゃならない時代が来ると私は思っております。そういう面、あるいはそれに基づく住宅建設の問題も私はあると思えます。現在のようなあいう小さな団地を幾つつくってもやはり私は都市の形態としての機能が非常に弱いものであるというふうに私は感じておるわけでございます。そういう面の交通事情と住宅問題、それに伴いやは自然保護というものを十分この中に組み入れていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

そういう面についての点と、もう一つは、もちろんここに福祉の問題、あるいは公害の問題等も出ておりますが、やはりこれの構想の何割程度が五十五年までに完成しようと思っておるか、あるいは特にこの中におきましてはどういう問題がいわゆるその五十五年以降までも引き続かなきゃならないかというような問題もあろうかと思えますが大体の基本構想に対する国の、五十五年までに要する予算的な問題、それから大体何処を完遂したいというようなおそれる希望もあるんじゃないかと思えます。できればこれは提案したものが全部五十五年に実現できればこれにこしたことはないということでございますが、なかなかたいへんな問題もたくさんございます。こういう面で実現の度合いというものについての考え方を伺いたしたい。

それから四日市港に対する問題でございますが、ここには工業港、商業港というふうに期待できるとしるされております。私はやはりもちろん四日市の港は当初は商業港としてのウェイトがかなり多かったように聞き及んでおりますが、やはり今後そういう面で商業港的性格を帯びていくという方向で進む必要があるかと思えます。したがって、そういう中で中部圏における四日市港という役割りというものがこの現在の計画の文字にあらわされております内容から見ますと非常に貧弱のように感じとるわけでございます。この辺についての考え方を聞かせただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 大島議員のご質問でございますが、この基本構想の段階ではまだこれに対する財源の見通し等は出ておりません。ただビジョン的な考え方でこの構想はつくったわけでございます。したがって

まこれをこれから議会でご審議いたたくと思はれますが、それと並行しながら、われわれといたしましては基本計画及び実施計画、もちろんこれは財源の問題も出てまいりますので、そういう中で、この構想の中で何割程度かということがはっきり出てくると思はれます。

一応たとえばこの循環交通機関の問題でございますが、ここには主として国鉄の関西線並びに伊勢線の問題を取り上げております。と同時に道路網の完成等々と合わせまして、その考え方といたしましてはバスの問題、あるいは近鉄、あるいは三岐鉄道、こういういわゆる地方鉄道的なもの、われわれがほんとの足として利用しておりますようなものの車両の増強問題、こういうふうなこと等もこれからの計画の中に入れていきたいと思っております。

それから四日市港の問題でございますが、これは現状を踏んまえて四日市港の港湾整備の計画等々とあわせ考えながら、管理組合との協議もしながら一応この程度のことをこへ上げさせていたただいたわけでございまして、これともやはり計画の段階でそういう問題をじっくりと組んでいきたいと、このように思っております。でき得ればここに掲げられておるものが一〇〇％完成したいのは私どものほんとうの気持ちでございますが、その裏づけになる財源、あるいはそのときのいろいろな今後の見通し等を今後の問題として十分考えながら、できる限りこれに近く方向を進めていきたいということでございます。今後の計画の段階においては十分そういうふうなご意見等も私どもは検討していきたいと、このように思っております。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） まことに申しわけございませんでした。小井議員のご質問に対する審議会の開催日数でございますが、一回だけ落としておりまして、三月八日、三月二十八日、四月十日、五月九日、五月二十五日と五回開いておりますので、訂正をさせていただきます。ご質問の件は三輪喜代司君の答へを御覧願います。どうも失礼いたしました。

○議長（山口信生君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えをいただいたわけでございますが、ビジョンということであればもう少し将来とも関連のある、あるいは五十年百年の大計を基本的な構想とした中のいわゆる昭和五十五年をめぐどという考え方が私は大切であろうと思うのです。そういうことがなければこの基本構想のいわゆる実現の方向に向かっている問題は非常に消極的なものであり、あるいはまた非常に狭い感覚のものに終わる可能性があるかと、このように心配するわけでございます。したがって、特別委員会が設置されるわけでございますから、そこで十分五十年、百年の大計を基本構想の中に、頭を含めてご審議いただきたいことを希望いたします。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 時間も経過しておりますが、非常に大事なことだと思はしたので一言だけ伺っておきたいと思はれます。

この中で、コングレグエーションのことはがしりしり出ておりますけれども、若干表現があらまはでございまして、

りませんが、先ほど伊藤信一議員が言われた住民参加、つまりコミュニティの問題と、それからシビル・ミニマムの問題、つまり方法的な問題が抜けているのではないかと思います。自治省のいうコミュニティセンターについては私は長野でコミュニティセンターの実態を見てまいりましたけれども、これは私は失敗だと思います。つまり住民が参加していないからでございます。町づくりといいますが、小学校区単位、ないしは中学校区単位だと思いますけれどもこのことについてすでに市長は出張所は市民の生活センターだというふうに言明をされたわけでございます。そういった意味のことがこの町づくりの方法的な問題として私は問題が出てくるのではないかと思います。この構想の全体の流れは、つくられました経過のように各部長が集まってつくったということでございますが、そのようにこの町づくり構想を見ますと、四日市の町づくりは市役所の部長がつくってような感じを受けざるを得ないわけです。この構想と市長のお考えとが少し違うようでございますが、今後これから市長のお考えの方法的なものを補足してお出しになるかどうか、その辺を伺っておきたいと思えます。もし補足して出さないといいことであれば委員会のほうで十分ご審議いただいて補足していただければけっこうだと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ご審議の過程においてこちらにも意見を出さしていただきまして、修正を続けていきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 たいへん膨大な構想でございますが、先ほど財政の裏づけの質問がございましたが、私はもう一つそれを自主的に送行していく行政の体制機構について最後に私はあるのではないかと改めて期待して一番最後から見たんですが、それがございませんので、実際に金の面とそれをやってくる体制がないことには絵にかいたもちになるのではないかとという危惧を抱いているものであります。その点につきまして、実施計画の中でもらわれるのか、またさらに追加されて出されるのか、最後にそれだけ、一つだけお尋ねします。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 行政の体制でございますが、これには載っておらないのはご承知のとおりでございますが、私どもといたしましてはこの体制につきましては実施計画の段階でこれを考えていくようにいたしましたと思っております。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質問もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては十三人の委員をもって構成する基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

これにて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては十三人の委員をもって構成する基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（山口信生君） 次にただいま設置されました基本構想審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第六条の規定により、

小井 道夫君	伊藤 金一君	伊藤 信一君
小川 四郎君	粉川 茂君	小林 哲夫君
坪井 妙子君	出井 博君	中島 隆平君
長谷川 鐸元君	藤井 泰治郎君	六平 豊司君
山本 勝君		

以上の十三人の諸君を指名いたしましたと思います。

これにて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました十三人の諸君を基本構想審査特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、本日散会後委員会を開いていただき、委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

○議長（山口信生君） 次に本日までには受理いたしました請願及び陳情はお手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第八号	四八、六一五	共同福祉施設（機械金属工業団地内）の建設に対する助成について	四日市市千代田町八八六番地 八郷地区連合自治会 会長 長谷川 昭 雄	訓 覇 也 男	産業公営企業
第九号	四八、六一五	富洲原霊園敷地の拡張について	四日市市平町八番一号 富洲原地区連合自治会 会長 石 田 栄 治 ほか二名連署	生川 平 蔵 伊藤 信 一 早川 正 夫 後藤 寛 治	総 務
第一〇号	四八、六一五	鹿間町通学区変更について	四日市市鹿間町一九七 鹿間町自治会 会長 萩 繁 麿 ほか一九一名連署	青山 峯 男 小川 四 郎 松島 良 一	教育民生

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第九号	四八六、一五	共同福祉施設（機械金属工業団地内）の建設に対する助成等について	四日市市黄金町一番地 四日市機械金属工業団地 協同組合理事長 渡辺里美	産業公営企業
第一〇号	四八六、一五	市当局に雇用対策課（仮称）設置について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 九鬼紋十郎 ほか九名連署	産業公営企業
第一一号	四八六、一五	大矢知町「新川」の改修について	四日市市大矢知町一一六五の一 大矢知地区区長 大矢知連合自治会 副会長 前川 弘 ほか五名連署	建設
第二二号	四八六、一五	塩浜地区に（児童遊園を兼ねた）緑地公園建設に ついて	四日市市小浜町六の一 塩浜地区連合自治会 会長 伊藤利三郎 ほか二名連署	建設
第三号	四八六、一五	塩浜地区（緑地公園建設予定地）に幼稚園新設に ついて	四日市市小浜町六の一 塩浜地区連合自治会 会長 伊藤利三郎 ほか二名連署	教育民生
第一四号	四八六、一五	垂坂町の災害対策道路拡幅について	四日市市垂坂町一二七八の二 大矢知地区連合自治会長・垂坂自治会長	建設

第一五号	第一六号	第一七号	第一八号
四八六、一五	四八六、一五	四八六、一五	四八六、一五
公民館並びに出張所の建設促進について	富田宮町に下水道建設について		
四日市市川尻町二二四九 河原田地区連合自治会 会長 宮崎春吉	四日市市富田三丁目一九番九号 富田宮町自治会 会長 山本 繁 ほか一七名連署		
教育民生	建設		

○議長（山口信生君） 以上をもちまして本日（六月二十二日）の日程は全部終了いたしました。

次回は来たる六月二十二日午後一時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和四十八年六月二十二日

四日市市議会議定例会議録（第五号）

四日市市議会議

○議事日程 第五号

昭和四十八年六月二十二日(金) 午後一時開議、

第一 議案第 六八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………

委員長報告：質疑、討論、議決

第二 議案第 六九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………

第三 議案第 七〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………

第四 議案第 七一号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について……………

第五 議案第 七二号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………

第六 議案第 七三号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………

第七 議案第 七四号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について……………

第八 議案第 七五号 昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………

第九 議案第 七六号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………

第一〇	議案第 七七号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	委員長報告：質疑、討論、議決
第一一	議案第 七八号	四日市市民ホール条例の一部改正について	〃
第一二	議案第 七九号	四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について	〃
第一三	議案第 八〇号	四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について	〃
第一四	議案第 八一号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について	〃
第一五	議案第 八二号	四日市市立図書館設置条例の一部改正について	〃
第一六	議案第 八三号	四日市市火災予防条例の全部改正について	〃
第一七	議案第 八四号	土地の取得について	〃
第一八	議案第 八五号	字の区域の変更について	〃
第一九	議案第 八六号	市道路線の認定について	〃
第二〇	議案第 八七号	市道路線の一部廃止について	〃
第二一	議案第 八八号	工事請負契約の締結について	〃
第二二	議案第 八九号	工事請負契約の締結について	〃
第二三	議案第 九〇号	工事請負契約の締結について	〃
第二四	議案第 九一号	工事請負契約の締結について	〃

第二五	議案第 九二号	工事請負契約の締結について	委員長報告：質疑、討論、議決
第二六	議案第 九三号	工事請負契約の締結について	〃
第二七	議案第 九四号	工事請負契約の締結について	〃
第二八	議案第 九五号	工事請負契約の締結について	〃
第二九	議案第 九六号	工事請負契約の締結について	〃
第三〇	議案第 九七号	工事請負契約の締結について	〃
第三一	議案第 九八号	工事請負契約の締結について	〃
第三二	議案第 九九号	工事請負契約の締結について	〃
第三三	議案第一〇〇号	工事請負契約の締結について	〃
第三四	議案第一〇一号	工事請負契約の締結について	〃
第三五	議案第一〇二号	工事請負契約の締結について	〃
第三六	議案第一〇三号	工事請負契約の締結について	〃
第三七	議案第一〇四号	工事請負契約の締結について	〃
第三八	議案第一〇五号	工事請負契約の締結について	〃
第三九	議案第一〇六号	工事請負契約の締結について	〃
第四〇	議案第一〇七号	工事請負契約の締結について	〃
第四一	議案第一〇八号	工事請負契約の締結について	〃
第四二	議案第一〇九号	工事請負契約の締結について	〃

第四三	議案第一一〇号	工事請負契約の締結について	委員長報告：質疑、討論、議決
第四四	議案第一一一号	四日市市税条例の一部改正について	〃
第四五	議案第一一二号	工事請負契約の締結について	〃
第四六	議案第一一四号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明：質疑、討論、議決
第四七	議案第一一五号	人権擁護委員の推せんについて	〃
第四八	委員会報告第八号	請願書審査結果報告	採否 決、定
第四九	委員会報告第九号	請願書等審査結果報告	〃
第五〇	委員会報告第一〇号	請願書等審査結果報告	〃
第五一	委員会報告第一一号	請願書等審査結果報告	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	議案第六八号	昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第二	議案第六九号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に 関する条例の一部改正について
日程第三	議案第七〇号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第四	議案第七一号	四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第五	議案第七二号	四日市市職員給与条例の一部改正について
日程第六	議案第七三号	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について

日程第七	議案第七四号	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第八	議案第七五号	昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制 定について

日程第九	議案第七六号	四日市市立保育所条例の一部改正について
日程第一〇	議案第七七号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について
日程第一一	議案第七八号	四日市市民ホール条例の一部改正について
日程第一二	議案第七九号	四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について
日程第一三	議案第八〇号	四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について
日程第一四	議案第八一号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について
日程第一五	議案第八二号	四日市市立図書館設置条例の一部改正について
日程第一六	議案第八三号	四日市市火災予防条例の全部改正について
日程第一七	議案第八四号	土地の取得について
日程第一八	議案第八五号	字の区域の変更について
日程第一九	議案第八六号	市道路線の認定について
日程第二〇	議案第八七号	市道路線の一部廃止について
日程第二一	議案第八八号	工事請負契約の締結について
日程第二二	議案第八九号	工事請負契約の締結について
日程第二三	議案第九〇号	工事請負契約の締結について

- 日程第二四 議案第 九一号 工事請負契約の締結について
- 日程第二五 議案第 九二号 工事請負契約の締結について
- 日程第二六 議案第 九三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二七 議案第 九四号 工事請負契約の締結について
- 日程第二八 議案第 九五号 工事請負契約の締結について
- 日程第二九 議案第 九六号 工事請負契約の締結について
- 日程第三〇 議案第 九七号 工事請負契約の締結について
- 日程第三一 議案第 九八号 工事請負契約の締結について
- 日程第三二 議案第 九九号 工事請負契約の締結について
- 日程第三三 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第三四 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
- 日程第三五 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
- 日程第三六 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
- 日程第三七 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
- 日程第三八 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
- 日程第三九 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 日程第四〇 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 日程第四一 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について

- 日程第四二 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 日程第四三 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第四四 議案第一一一号 四日市市税条例の一部改正について
- 日程第四五 議案第一一二号 工事請負契約の締結について
- 日程第四六 議案第一一四号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第四七 議案第一一五号 人権擁護委員の推せんについて
- 日程第四八 委員会報告第 八号 請願書審査結果報告
- 日程第四九 委員会報告第 九号 請願書等審査結果報告
- 日程第五〇 委員会報告第一〇号 請願書等審査結果報告
- 日程第五一 委員会報告第一一号 請願書等審査結果報告

○出席議員(四十三名)

青	天	荒	小	伊	伊
山	春	木	井	藤	藤
峯	文	武	道	金	太
男	雄	治	夫	一	郎
君	君	君	君	君	君

山 山 山 安 六 松 增 藤 福 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出
 本 中 口 垣 平 島 山 井 田 川 部 川 本 本 崎 川 島 井
 忠 信 豐 良 英 泰 香 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆
 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史 夫 弘 元 藏 治 芳 藏 平 博
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

坪 田 高 高 志 後 後 小 小 小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊
 井 中 橋 井 積 藤 藤 林 林 林 川 翦 野 村 川 島 田 藤
 妙 政 力 三 政 藤 寬 喜 博 哲 也 四 武 久 信
 子 一 三 夫 一 郎 治 夫 次 夫 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉次長	福祉部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	市長	岩野見齊	加藤寛嗣	庄司良一	三輪喜代司	阿南輝彦	杉本治芳	荒木三郎	谷沢文男	佐々木晃精	園浦和己	杉本義広	美濃部博美	滝	伊藤涼一	日比義平	吉垣照男
------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-----	----	----	------	------	------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	---	------	------	------

○出席事務局職員

事務試験補	主事補	議事係長	議事課長	事務局長	消防長	下水道事業管理者	病院事務長	次長	教育長	副収入役	川北悟司君	西口徹君	板崎大之丞君	川村得二君	鷺野正和君	菊地英也君	倉谷徳助君	天野助春君	平井清三君	村山了君	山北一郎君	市川彰郎君	伊藤涼一君
-------	-----	------	------	------	-----	----------	-------	----	-----	------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第五号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

なお、議事説明者のうち、教育委員長は欠席いたしますので、ご了承をお願いいたします。

日程第一 議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算第一号、ないし

日程第四十三 議案第一百十号工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第四十三、議案第一百十号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

志積君

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君）

ただいま議題となっております議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第六十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし議案第七十五号昭和四十八年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について、並びに議案第七十八号四日市市民ホール条例の一部改正について、及び議案第八十三号四日市市火災予防条例の全部改正について、そして議案第八十五号字の区域の変更について、以上の十一議案につきましては、質疑がありましたほか、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十八号ないし議案第一百十号の二十三議案につきましては、いずれも工事請負契約の締結案でありまして、各議案とも別段異議はなかったのであります。工事請負契約の締結に際しましては、用地買収の完了を前提条件とすること、また、工事請負契約における工期の持つ意味の重要性にかんがみ、この順序に極力つとめるよう要望いたしますとともに、工期の規定の仕方についても、統一をはかるよう要望をいたしましたのであります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

早川君

〔教育民生委員長（早川正夫君）登壇〕

○教育民生委員長（早川正夫君） ただいま議題となっております議案のうち、本委員会に付託のありました関係議案についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第七十六号四日市市立保育所条例の一部改正につきましては、笹川団地内に保育所を新設し、本年八月、開園するため、その位置及び名称を定めようとするものであります。

特に、保育所の収容定員、保母の確保、及び笹川団地における保育所計画が問題となりました。

これら問題点につきまして、理事者の考え方を十分たずねるとともに、保育所収容定員については、団地の特質性からして定員を相当上回ることが予想されるので、これに対応するため、ある程度弾力性を持たせること、これとあわせ、保母の確保についても、採用方法の改善等により努力するよう要望いたしました次第でございます。

さらに、笹川団地における保育所計画についても、計画人口からして、最終的には、保育所がさらに一園必要と予想されますので、その用地を先行的に確保するよう、強く要望いたしました。

議案第七十七号四日市市民健康保険条例の一部改正について、議案第八十一号四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について、及び議案第八十二号四日市市立図書館条例の一部改正についての三議案は、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託になりました議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第でございます。

簡単ではございますが、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

大島君

〔産業公営企業委員長（大島武雄君）登壇〕

○産業公営企業委員長（大島武雄君） たいま議題となっております議案のうち、本委員会に付託のありました関係部分についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第七十九号四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正は、さきの国民の祝日の繰り下げ処置に準じ、卸売市場

業務条例における休業日の規定を改正しようとするものでありますが、広く消費者の生活に影響を及ぼす市場としての性格を考慮するとともに、関連会社との連携上、支障を来たすことのないよう要望いたしまして、本案を原案とおり承認いたしました。

以上をもちまして、簡単ではありますが、当委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

伊藤太郎君

〔建設委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○建設委員長（伊藤太郎君）

たいま議題となっております議案のうち、建設委員会に付託になりました関係議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十号四日市市中央緑地運動施設使用条例の一部改正について、議案第八十四号土地の取得について、及び議案第八十六号市道路線の認定についての三議案についてであります。いずれも別段異議はなかったのであります。議案第八十六号に關し、市道路線の認定にあたっては、生活道路という観点から認定するよう強く要望し、以上の三議案、原案のとおり承認いたしました次第であります。

次に、議案第八十七号市道路線の一部廃止についてであります。金工団地四号線の廃止に關し、各委員から、「市道としての機能はどうか」、「周辺住民の意見はどうか」、「道路は道路としてあくまで残すべきではないか」など、種々活発な質疑があり、理事者から、団地内という場所柄、一般の通行道路としての機能は少なく、また周辺自治会の同意も得、代替地の用途については、幹線道路の交差点改良と一部道路の拡幅及び駐車場等のため活用したい

との答弁がなされ、さらに、助役の出席を求め、慎重審査をした結果、当委員会としては、機械金属工業団地という特殊な事情等勘案し、やむを得ないものと認め、原案のとおり承認した次第であります。

以上、簡単ではありますが、建設委員会に付託になりました関係議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 建設委員長にお尋ねいたします。

議案八十四号の土地の取得について。

私は、議案質疑のときに、三重団地における今回取得をしようとする公営住宅用地と、一般市民に分譲する土地の価格との、これは、不公平にならないようにという意味でのご質疑をいたしましたわけですけれども、建設委員会の中でどのようにご審議いただきましたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 建設委員長。

〔建設委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○建設委員長（伊藤太郎君）

ただいま山本議員からのお尋ねに対してお答えを申し上げます。

土地の取得につきまして、三重団地の売買価格につきましていろいろ審議をいたしましたのでございますが、この間の本会議に、山本議員が質問をされたときの理事者の答弁が、平米単価が確かに九千七百円であったかと思えます。

そういう点で、これを坪に直しますと、開発公社が販売しようと考えております坪三万三千円との開きは、七百八十円ぐらいの差でありまして、ちょうど山本議員の指摘されました価格と、利息とか手続というような費用の点で、ほとんどその点で一致しておることを委員会で認めまして、これを承認いたしましたような次第であります。

○議長（山口信生君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 いま建設委員長のほうから、今回取得をしようとする公営住宅用地が、平米当たり九千七百五十円です。本年、続いて一般に分譲しようとする土地の価格が、事務費は除きまして九千七百五十円、こういうことも、私は、その後の調査で確証を得ておりますので、建設委員会での審査につきましては、たいへんお手数をわずらわしましたことを、ここでお礼を申し上げておきたいと思えます。

ただ、理事者のほうに指摘しておきたいと思えますし、あわせて議員皆さん方にこの際、お耳に入れておいたいただきたいことがありますので、発言を続けてお許しを願いたいと思えます。

昨年、四十七年度の第一回の公営住宅の取得価格が、平米七千二百三十一円です。それから、第一回の一般市民に対する分譲の平米単価が、事務費を除いて九千円です。ここで、この第一回の分譲の土地価格を比較しまして、私は、今回の指摘になったわけです。

なぜ私がこのことを申し上げるかということでもありますけれども、三重団地用地を、三重地区あるいは神前の皆さん方の地主という折衝をする段階で、いろいろな話が出ました。その中で、地主の希望ということで、「自分たちの先祖伝来からの土地を、この際手離すことに相なるわけですけれども、願わくば市の手で開発をされる土地が、市の取得をしようとする価格と一般市民に分譲をしようとする価格とに不公平のないように、ぜひお願いをし

たい」ということが、地主の側から要望されました。当時の開発公社の買収担当者がそのことを了として、買収交渉は成立をいたしておるわけでありませぬ。

普通、考えるならば、私たちも考えるわけでありませぬけれども、公共用の用地についてはできるだけ安く、このことはいままでも常識的にいわれてきておったわけでありませぬけれども、ただいま申し上げましたような経過があるがゆえに、私は、この土地取得価格の問題についてご質疑を申し上げましたので、理事者はもちろんでありますけれども、各議員の皆さん方にも、ぜひこの点につきましては、留意をさせていただきますようお願いをいたしまして、私の発言を終わります。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、これら四十三件については、原案のとおり可決されました。

日程第四十四、議案第百十一号四日市市税条例の一部改正について、及び

日程第四十五号、議案第百十二号工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第四十四、議案第百十一号四日市市税条例の一部改正について、及び日程第四十

五、議案第百十二号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

総務委員長 志積君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君）

ただいま議題となっております二議案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず、議案第百十一号四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでありますが、特に、市街化区域内農地に対する宅地並み課税につきましては、これが、全国一斉に課税されるものでないこと、また、県下にあっても、本市のほか桑名市が対象とされるのみであって、きわめて公平を欠くものであり、また、その他の改正部分についても問題があるので、賛成できないとの強い意見があったのであります。今後、宅地並み課税のされる市街化区域内農地について、その周辺の道路、排水などの環境整備を計画的に推進して、宅地並み課税が不自然でない状況をつくることを強く要望をいたしまして、本件につきましては、賛成多数により原案を承認いたしましたのであります。

次に、議案第百十二号工事請負契約の締結につきましては、温水プールの新築工事にかかる請負契約の締結案であります。本件につきましては、過日の本会議におきましても意見がありましたことから、当委員会は、開会冒頭におきまして、所管の常任委員会である教育民生委員会に工事場所について意見を求め、その審査には特に慎重を期したのであります。

教育民生委員会からは、当日の午後、意見の回答があったのでありますが、その回答の要旨は、次のとおりであります。

教育民生委員会としては、温水プールの工事場所については、

- 一、駐車場問題等について、労働団体関係者と十分協議すること。
- 一、植樹等により、環境整備をはかること。
- 一、電波障害等の問題が生じた場合は、十分な措置を講ずること。
- 一、一般市民の要望に広く公平にこたえるために、各所に体育施設を配備すること。
- 一、一般市民が温水プールを利用するにあたって、その運用に十分配慮すること。

以上の点を理事者に強く要望して、賛成多数により承認したとするものであります。

本件につきましては、何といっても、当初予定をしていた工事場所を変更せざるを得なくなったところに最大の問題があると思料されるのでありますが、当委員会においても、変更後の場所は、温水プールを設置するところとしては全く不適当であり、これを認めるわけにはいかないと強い意見があったのでありますが、変更せざるを得ないような場所を当初に選定をしたその不留意さについては、責められるべきものがあるとしても、変更後の場所の選定にあたっては、当然のこととはいえ、種々調査検討を重ねたあとが見受けられることから、次善的な策としてやむを得ないものとの意見が大勢を占めたのであります。

当委員会は、今後、このような不手ざわが二度と起こらないよう万全を期するとともに、市民が喜んで広く利用できる施設としての完成に最善の努力をするよう強く要望いたしまして、本件につきましては、賛成多数により原案を承認いたしました次第であります。

以上をもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 本件に対する委員長報告は、お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百十一号の市税条例の一部改正のうち、宅地並み課税、それから土地保有税の問題、そのほか重油にかかる水素化脱硫装置等、大企業奉仕の税改正について反対をいたしたいと思えます。

この税改正の中には、固定資産税の免税点の引き上げ、あるいは住宅用地の税の軽減という措置が含まれております。非常に不十分なものであると思えますけれども、この点については、一定のわれわれとしても評価をするものでございます。

しかし、この中に、市街化農地の宅地並み課税の問題がございます。この市街化農地の宅地並み課税は、都市近郊の農業を破壊し、また都市に必要な緑地空間をなくしてしまう心配があると思うのでございます。

農業を追い出しましても、新たに宅地を手に入れることができるのは大資本家でありまして、あるいは一部の大土地所有者でありまして、勤労者の宅地難解決に役立つものではないと思うわけでございます。かえって都市周辺の地

価高騰を招き、公共による土地取得を困難にするのではないかと考えます。

また、自治体などの政策や計画と無関係に、秩序のない都市膨張を促すものであり、都市づくりや都市計画の見地から見て、有害であると思うわけでございます。

土地問題を解決するというところで打ち出されたこの宅地並み課税というのは、いま申し上げたように、決して解決にはならないと思えますし、農家の生活をも破壊するものであり、こういうふうに考えるわけでございます。

市街化区域内の農地に対しましては、少なくとも営農をしている限り、農地として評価し、課税すべきであると思えます。

また、都市近郊農業は、生鮮食糧の生活上果たしている役割りからも、都市計画上、緑地保全並びに防災上の必要からも、これを保護する必要があると思えます。このための総合的な対策のないまま、出されてきておることに対して、たいへん遺憾に思うわけでございます。

真に土地問題を解決するためには、土地騰貴の原因である大資本、一部巨大土地所有者の譲渡所得に対する徹底的な規制という点を行っていくべきであり、そのうえに立って、勤労者の生活用地を確保する、公共用地を確保する、そのための積極的な対策がとられなければならないと思うわけでございます。

また、特別土地保有税にいたしても、かえって税負担を強める形になり、また民間デベロッパーあるいは大資本家と、こういう人たちが入取した土地は、適用除外が非常に多く、かご抜けになっておるわけでございます。この土地保有税につきましても、真に土地問題の解決にはならないというふうに思います。

そのほかの重油にかかる水素化脱硫装置、あるいは非課税措置の特例、そういうものにつきましても、大企業の特典が延長される、その面で、非常に問題の多いところでございます。反対をいたしたいと思うわけでございます。

次に、議案第百二十二号の温水プール新築工事の請負契約締結案について、私たちの考えを述べたいと思います。

第一に、私どもも、温水プールを建設することについては賛成でございます。

第二に、しかし、本議案のような、事実上、一部特定の人たちだけしか利用できないような施設とすることには反対であり、広く希望する市民が自由に利用できるようなふうに、設計変更を求めるものであります。

第三に、その建設場所の問題でございます。

私たち共産党は、昌栄町地内、港中あとは、環境その他の諸事情から、適地でないと考えます。そして、あらためて適地をさがすことを求めたいと思うのであります。こういうこの設計の内容、建設場所、こういう二つの問題から、本日、温水プール新築工事の請負契約の締結を議決することに反対をいたしたいと思うわけでございます。

特に、建設場所につきましては、私たち共産党市会議員だけでなく、ほとんどの議員の皆さん方が適地ではないというふうに考えておられることが、これまでの審議の中でも明らかになっていると思うのであります。

福祉、教育、治水等と、あらゆる面で市民の切実な諸要求が山積している中で、一億二千万という巨額の市民の血税をつぎ込んで温水プールを建設しようというのでありますから、その建設場所や施設の内容が、真に市民の期待に沿うものであるかどうか、十分手を尽くし、検討し、決定されるべきが当然のことと思えます。

特に、建設場所につきまして、議員の多くの皆さんが適地でないとの考えを持っている中で、強行されることは許されないと思うのでございます。

市当局は、はたして適地を求めるために十分手を尽くしたといえるでしょうか。私たちは、そのようには思われないのであります。

温水プールの建設については、三月議会で鶴の森に建設することを議決したのでございます。このときにも、私は、既設プールをこわす、あるいは公園内であること、駐車場難、その他の理由もあげて、鶴の森公園においても適地でないという面があるんじゃないかということで、批判をいたしました。しかし、そういう問題点については克服する、さすれば問題は無いということで、教育民生委員会の強い要請の中で了承したわけでございますけれども、その後、このように公園法違反で建てられなくなったというふうな、全く行政当局の不手ぎわが演じられたわけでございます。用地予算がないと、しかし三月議会で議決しているという中で、あり合わせの土地で間に合わそうと、こういうことがありとうかがえたのでございます。希望の家や港中を、もともと適地でないところを中心に検討されたわけでございますけれども、市有地はまだ適地もあると思うわけでございます。

重大な事情変更でございます。一億二千万の温水プール、一億二千万もかけてつくる温水プール、この市民の切実な諸要求に先がけて建設することを提案し、議会の承認を得られた、そして、それに責任を持たれるという理事者の態度であるならば、市有地で適当な場所がないという最悪の場合でも、用地予算をつけてでも適地を求めるべきであり、そして、そのように提案されるのが常道ではないかと思うわけでございます。

今議会の中で、特に教育民生委員会の場におきまして、この港中案を認めなければ計画を放棄するという、そういうふうな、議会に責任をかぶせたような態度を助役がとられたことを、まことに遺憾に思うわけでございます。

いずれにいたしましても、当初に申し上げましたように、さらに検討の余地があり、また時間的余裕はあると思うわけでございます。

一たん建てますと、十数年も持つ建物、永久建物でございます。すでに四日市市では、中途はんばな建て方をしたあの市民ホールの例や幾つかの例があるわけでございます。あまりにビジョンのない施設づくり、こういうものをこ

のあたりできっぱりやめて、真に市民の喜んでもらえる施設づくり、環境のよい場所につくられるように、いま一度理事者が責任をもって検討されるように、訴えたいと思うわけでございます。

○議長（山口信生君） これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。

よって、これら二件は、原案のとおり可決されました。

日程第四十六、議案第百十四号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山口信生君） 次に、日程第四十六、議案第百十四号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第百十四号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、春木周生氏の任期が本日をもって終了いたしますので、後任の委員に箕浦勝弘氏を選任いたしたいと存じ、ご同意をお願いします。

るものであります。

なお、同氏のご経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決

することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第四十七、議案第百十五号人権擁護委員の推せんについて

○議長（山口信生君） 次に、日程第四十七、議案第百十五号人権擁護委員の推せんについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） たいだいまご上程の議案第百十五号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、一名が欠員となっておりますので、同委員の候補者として、転法輪公季氏を推薦したいと存じ、ご提案申し上げるものであります。同氏のご経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第四十八、委員会報告第八号請願書審査結果報告、ないし

日程第五十一、委員会報告第十一号請願書等審査結果報告について

○議長（山口信生君） 次に、日程第四十八、委員会報告第八号請願書審査結果報告、ないし日程第五十一、委員会報告第十一号請願書等審査結果報告を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件は、各委員長からの報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、これら四件は、各委員長からの報告のとおり決定することに決しました。

委員会報告第八号

請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年六月二十二日

総務委員会

委員長 志 積 政 一

四日市市議会

議長 山 口 信 生 殿

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員	委員会の意見	審査結果	措 置
第九号	四八、六、一五	富洲原霊園敷地の拡張について	四日市市平町八番 一号 富洲原地区 連合自治会長 石田 栄 治 ほか二名連署	生川平蔵 伊藤信一 早川正夫 後藤寛治	その主旨を了とし 理事者に善処され るよう要望する。	採択	市長宛 送付

委員会報告第九号

請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年六月二十二日

教育民生委員会

委員長 早川 正夫

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員	委員会の意見	審査結果	措置
第一〇号	四八、六、一五	鹿間町通学区変更について	四日市市鹿間町一 九七 鹿間町自治会長 萩 繁 磨 ほか一九一名連署	青山峯男 小川四郎 松島良一	願意妥当と認め理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員長宛送付

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一号	四八、三、一二	家庭奉仕員補助機関の制度化について	四日市市中川原一丁目九の二〇 四日市市老人クラブ連合会長 山口政夫	願意妥当と認める。	採択	市長宛送付
第二三号	四八、六、一五	塩浜地区（緑地公園建設予定地）に幼稚園新設について	四日市市小浜町六の一 塩浜地区連合自治会長 伊藤利三郎 ほか一名連署	その主旨を了とし理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員長宛送付
第一五号	〃	河原田公民館並びに出張所の建設促進について	四日市市川尻町二二四九 河原田地区連合自治会長 宮崎春吉	願意妥当と認め善処されるよう理事者に要望する。	採択	市長及び教育委員長宛送付

委員会報告第一〇号

請願書等審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年六月二十二日

産業公営企業委員会

委員長 大島 武雄

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員	委員会の意見	審査結果	措置
第八号	四八、六、一五	共同福祉施設（機械金属工業団地内）の建設に対する助成について	四日市市千代田町八八六番地 八郷地区連合自治会長 長谷川昭雄	訓覇也男	願意妥当と認める。	採択	市長宛 送付

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第九号	四八、六、一五	共同福祉施設（機械金属工業団地内）の建設に対する助成等について	四日市市黄金町一番地 四日市機械金属工業団地協同組合理事長 渡辺里美	その主旨を了とする。	採択	市長宛 送付

委員会報告第一一号

請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年六月二十二日

建設委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

第四号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	紹介議員	委員会の意見	審査結果	措置
四八、三、一二			桑名西校への通学路新設について	四日市市大治田町二丁目七一二一 森田 治 ほか一七二七名 連署	訓覇也男 天春文雄 高橋力三	その主旨を了とし、理事者に善処されるよう要望する。	採択	市長宛 送付

陳情

第一号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
四八、六、一五			大矢知町「新川」の改修について	四日市市大矢知町一六五の一 大矢知地区区長、連合自治会副会長 前川 弘 ほか五名連署	願意妥当と認め理事者は関係機関等と調整の上善処されるよう要望する。	採択	市長宛 送付
第二号			塩浜地区に（児童遊園を兼ねた）緑地公園建設について	四日市市小浜町六の一 塩浜地区連合自治会長 伊藤利三郎 ほか二名連署	その主旨を了とし理事者に善処されるよう要望する。	採択	市長宛 送付

第一四号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
四八、六、一五			垂坂町の災害対策道路拡幅について	四日市市垂坂町一七七八の二 大矢知地区連合自治会長、垂坂自治会長 黒宮 民治 ほか一名連署	その主旨を了とし理事者に善処されるよう要望する。	採択	市長宛 送付
第一六号			富田宮町に下水道建設について	四日市市富田三丁目一九番九号 宮町自治会長 山本 繁 ほか一七名連署	その主旨を了とし理事者に善処されるよう要望する。	採択	市長宛 送付

○議長（山口信生君） なお、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、目下委員会において審査中の事件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事　件

陳情第二〇号　市立図書館の市立民俗資料館への転用について

二、理　由

調査研究のため

昭和四十八年六月二十二日

教育民生委員会

委員長　早川正夫

四日市市議会

議長　山口信生殿

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事　件

陳情第一〇号　市当局に雇用対策課（仮称）設置について

二、理　由

調査研究のため

昭和四十八年六月二十二日

産業公営企業委員会

委員長　大島武雄

四日市市議会

議長　山口信生殿

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第 六号 近鉄八王子線延長等について

陳情第二二号 三滝川を海蔵川への切りかえについて

二、理 由

調査研究のため

昭和四十八年六月二十二日

建設委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 山 口 信 生 殿

○議長（山口信生君） 次に、監査委員から報告が十件まいっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十八年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日、ご苦労さまでございました。

午後一時四十八分閉会

右、地方自治法第二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口 信生

署名議員

青山 峯男

署名議員

坪井 妙子